

平成二十四年経済産業省令第四十六号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）

第三章 再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十三条）

第四章 納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の三）

第五章 雑則（第三十五条・第三十六条）

附則

第一章 定義

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

（法第二条第五項の経済産業省令で定める場合及び期間）

第二条 法第二条第五項の経済産業省令で定める場合は、当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者又は小売電気事業者に供給されていた場合とし、同項の経済産業省令で定める期間は、当該認定発電設備に係る調達期間から当該認定発電設備を用いて最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日から新たに特定契約により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日の前日までの期間を控除して得た期間とする。

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第三条 法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一 太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、その出力が十キロワット未満のもの

二 削除

三 太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの

三の二 太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの

三の三 太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの

四 太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの

四の二 太陽光発電設備（次号から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が千キロワット以上のもの

四の三 建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（以下「屋根設置太陽光発電設備」という。）であって、その出力が千キロワット以上二百五十キロワット未満のもの

四の四 屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの

四の五 屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの

四の六 屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が千キロワット以上のもの

五 風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの（第六号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

五の二 風力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上のもの（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

六 海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（以下「洋上風力発電設備」という。）（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

七 洋上風力発電設備であって、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するもの（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

八 次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備（以下「特定風力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

イ 電気事業者が維持し、及び運用する電線路であって、既存の風力発電設備（廃止されることが見込まれるものに限る。）に係るものに電氣的に接続することについての当該電気事業者の同意に係るもの

ロ 廃止され、又は廃止されることが見込まれている風力発電設備（以下この号において「廃止風力発電設備」という。）から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする設備であって、当該廃止風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行い、又は行った者（以下この号において「廃止風力発電事業者」という。）が所有し、又は所有していたもの（以下この号において「廃止風力発電設備」という。）と新たに電氣的に接続し、かつ、当該廃止風力発電設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの（当該風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者（以下この号において「風力発電設備に係る承継事業者」という。）が当該廃止風力発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係（当該風力発電設備に係る承継事業者が当該風力発電設備を用いて行う再生可能エネルギー発電事業から生ずる利益の二十パーセント以上を当該廃止風力発電事業者又はその関係会社（次に掲げるものに限る。）に分配することを約する契約を締結し、又は締結することを予定していることをいう。以下この号において同じ。）にある場合に限る。）

(1) 当該廃止風力発電事業者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

(2) 当該廃止風力発電事業者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

(3) 当該廃止風力発電事業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該廃止風力発電事業者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）をいう。）

ハ 廃止風力発電設備が設置され、又は設置されていた場所と同一の場所に新たに設置するもの（当該風力発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者が、廃止風力発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係にある場合に限る。）

八の二 特定風力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

九 水力を電気に変換する設備（以下「水力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの（第十号に掲げるものを除く。）

九の二 水力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百キロワット未満のもの（第十号の二に掲げるものを除く。）

- 十 水力発電設備（水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するものに限る。以下「特定水力発電設備」という。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 十一 特定水力発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十二 特定水力発電設備であつて、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの
- 十三 水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十四 特定水力発電設備であつて、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの
- 十五 水力発電設備であつて、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十六 特定水力発電設備であつて、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの
- 十七 地熱を電気に変換する設備（以下「地熱発電設備」という。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの（第十九号及び第二十一号に掲げるものを除く。）
- 十七の二 地熱発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの（第十九号の二及び第二十一号の二に掲げるものを除く。）
- 十七の三 地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの（第十九号の三及び第二十一号の三に掲げるものを除く。）
- 十七の四 地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（第十九号の四及び第二十一号の四に掲げるものを除く。）
- 十八 地熱発電設備であつて、その出力が三万キロワット以上のもの（第二十号及び第二十二号に掲げるものを除く。）
- 十九 次に掲げる事項のいずれかに該当する地熱発電設備（蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔（第二十一号において「地上設備」という。）並びに蒸気井及び還元井の全部を更新するものに限る。以下「第一種特定地熱発電設備」という。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- イ 電気事業者が維持し、及び運用する電線路であつて、既存の地熱発電設備（廃止されることが見込まれるものに限る。）に係るものに電氣的に接続することについての当該電気事業者の同意に係るもの
- ロ 廃止され、又は廃止されることが見込まれている地熱発電設備（以下この号において「廃止地熱発電設備」という。）から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする設備であつて、当該廃止地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行い、又は行った者（以下この号において「廃止地熱発電事業者」という。）が所有し、又は所有していたもの（以下この号において「廃止地熱発電設備」という。）と新たに電氣的に接続し、かつ、当該廃止地熱発電設備の全部又は大部分を使用するとみなされるもの（当該地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者（以下この号において「地熱発電設備に係る承継事業者」という。）が当該廃止地熱発電設備に係る承継事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係（当該地熱発電設備に係る承継事業者が当該地熱発電設備を用いて行う再生可能エネルギー発電事業から生ずる利益の二十パーセント以上を当該廃止地熱発電事業者又はその関係会社（次に掲げるものに限る。）に分配することを約する契約を締結し、又は締結することを予定していることをいう。以下この号において同じ。）にある場合に限る。）
- (1) 当該廃止地熱発電事業者の親会社
- (2) 当該廃止地熱発電事業者の子会社
- (3) 当該廃止地熱発電事業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該廃止地熱発電事業者並びに（一）及び（二）に掲げる者を除く。）をいう。）

- ハ 廃止地熱発電設備が発電に利用し、又は利用していた地熱資源を継続して利用することができる地点に設置するもの（当該地熱発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者が、廃止地熱発電事業者と同一の者である場合又は資本関係若しくは契約関係にある場合に限る。）
- 十九の二 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの
- 十九の三 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの
- 十九の四 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの
- 二十 第一種特定地熱発電設備であつて、その出力が三万キロワット以上のもの
- 二十一 地熱発電設備（地上設備の全部を更新するものであつて、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものに限る。以下「第二種特定地熱発電設備」という。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 二十一の二 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの
- 二十一の三 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの
- 二十一の四 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が一万五千キロワット以上三万キロワット未満のもの
- 二十二 第二種特定地熱発電設備であつて、その出力が三万キロワット以上のもの
- 二十三 バイオマスを発酵させることによつて得られるメタンを電気に変換する設備（以下「メタン発電設備」という。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 二十三の二 メタン発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの
- 二十三の二の二 メタン発電設備であつて、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの
- 二十三の三 メタン発電設備であつて、その出力が二千キロワット以上一万キロワット未満のもの
- 二十三の四 メタン発電設備であつて、その出力が一万キロワット以上のもの
- 二十四 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（メタン発電設備、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「一般廃棄物発電設備」という。）及び産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「産業廃棄物発電設備」という。）又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号から第二十五号において同じ。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 二十四の二 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの
- 二十四の二の二 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が千キロワット以上二千キロワット未満のもの
- 二十四の三 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が二千キロワット以上一万キロワット未満のもの

- 二十五 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であつて、その出力が一万キロワット以上のもの
- 二十六 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限り。以下同じ。）のうち固体であるものを電気に変換する設備（第二十三号から前号まで及び第二十九号から第二十九号の四までに掲げる設備、一般廃棄物発電設備並びに産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 二十七 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴つて生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であつて、その出力が一万キロワット以上のもの
- 二十八 農産物の収穫に伴つて生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備を除く。）であつて、その出力が五十キロワット以上のもの
- 二十九 建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。次号から第二十九号の四までに同じ。）であるバイオマスを電気に変換する設備（メタン発電設備、一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号から第二十九号の四において同じ。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 三十 建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であつて、その出力が五十キロワット以上二十キロワット未満のもの
- 三十一 建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であつて、その出力が二十キロワット以上一十キロワット未満のもの
- 三十二 建設資材廃棄物であるバイオマスを電気に変換する設備であつて、その出力が一十キロワット以上のもの
- 三十三 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（バイオマスを電気に変換する設備をいう。以下同じ。）（一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限り。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号から第三十号の四において同じ。）であつて、その出力が五十キロワット未満のもの
- 三十四 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上一十キロワット未満のもの
- 三十五 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が一十キロワット以上のもの
- 三十六 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のもの
- 三十七 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が一十キロワット以上のもの
- 三十八 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のもの
- 三十九 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が一十キロワット以上のもの
- 四十 一般廃棄物発電設備若しくは産業廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備、産業廃棄物発電設備及び第二十三号から第二十九号の四までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上のもの

（供給促進交付金の算定期間）
第三条の二 法第二条の四第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（供給促進交付金の額の算定方法）
第三条の三 法第二条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間（以下「算定期間」という。）ごとに、同項の規定に基づき算定して得た額から第一号の額を控除して、第二号の額を加える方法とする。

一 認定発電設備が設置された一般送配電事業者の供給区域において、供給促進交付金の額の算定の対象となる期間のうち、卸電力取引所（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条に規定する卸電力取引所をいう。以下同じ。）が開設する翌日市場（電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。以下同じ。）における売買取引における電気のキロワット時当たりの価格として卸電力取引所が公表する額が一銭となった三十分単位の各時間帯（以下「プレミアム不交付時間帯」という。）において、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量を合計して得た量に供給促進交付金単価を乗じて得た額

二 認定発電設備が設置された一般送配電事業者の供給区域において、供給促進交付金の額の算定の対象となる期間のうち、プレミアム不交付時間帯を除いた時間帯（以下「プレミアム交付時間帯」という。）において、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量を合計して得た量に、供給促進交付金単価及びプレミアム不交付時間帯における当該一般送配電事業者が公表する発電量（当該認定発電設備が設置された一般送配電事業者の供給区域において、当該認定発電設備による再生可能エネルギー電気の供給と同一の時間帯における、同一の再生可能エネルギー源により供給された電力量として）当該一般送配電事業者が公表する発電量をいう。以下この項及び第三条の五において同じ。）を乗じ、プレミアム交付時間帯における当該一般送配電事業者が公表する発電量で除して得た額

（基礎となる平均価格を算出するための期間）
第三条の四 法第二条の四第二項第三号の経済産業省令で定める期間は、供給促進交付金の算定期間が属する年度の前年度の四月一日から三月三十一日までとする。

（供給促進交付金単価の算定方法）
第三条の五 法第二条の四第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間中に卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における同一時間帯の売買取引における電気のキロワット時当たりの平均価格（翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。以下この条において同じ。）における同一の時間帯の電気のキロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気のキロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均し、さらに、その額を同一の時間帯における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均した額とする。）に第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号及び第四号の額を控除する（ただし、第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号の額を控除した額が基準価格を超える場合には、その額を基準価格とし、当該控除した額が負の値となる場合には、その額を零とした上で、第四号の額を控除する方法とする。）。

一 算定期間の直前四回の卸電力取引市場における非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。）に係る売買取引（再生可能エネルギー電気に係るものを対象とし、再生可能エネルギー発電設備

備が発電した電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業に係るものを除く。)における電気のキロワット時当たりの取引価格として卸電力取引所が公表する額を加重平均した額

二 算定期間における平均価格が、算定期間の前年同期間における平均価格を上回る場合にあっては、その差額

三 算定期間における平均価格が、算定期間の前年同期間における平均価格を下回る場合にあっては、その差額

四 認定事業者が市場取引等による電気の供給にあたりインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額として、経済産業大臣が定める額

(責めに帰することができないもの)

第三条の六 法第二条の七第一項に規定する認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする(ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等(電気事業法第二条第一項第八号に規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。以下同じ。))以外に属し、出力が千キロワット以上かつ当該認定事業者の純資産の額が千万円以上である場合及び当該認定事業者が納税義務者(消費税法(昭和六十二年法律第八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下同じ。))であつて適格請求書発行者(同法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行者をいい、以下同じ。))でない場合を除く。)

一 認定事業者から電力の卸取引による供給を受ける小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは卸電力取引市場における電力の売買取引を行うことができる者又は、認定事業者から電力の卸取引による供給を受け、これらの者に供給する者(以下この条において「電気の供給を受ける者」という。)が、破産手続開始の決定を受けたとき。

二 電気の供給を受ける者が、破産手続と同種類の手続を開始したとき。

三 電気の供給を受ける者が、認定事業者からの電力の卸取引による供給に係る事業を休止し、又は廃止したとき。

四 電気の供給を受ける者が、認定事業者に対して金銭債務を有している場合であつて、当該債務が契約によつて生じたものである場合において、その契約が当該債務の不履行により解除され、又は当該債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

五 認定発電設備により発電された電気の半分以上を、電気の供給を受ける者から供給されている者が、第一号から第四号のいずれかに該当したとき。

(一時調達契約の期間)

第三条の七 法第二条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、認定事業者が一時調達契約による供給を開始した日から、当該日から起算して十二月を経過する日以降に最初に検針等(算定期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。))が行われた日の前日までの期間とする。

(一時調達価格の算定方法)

第三条の八 法第二条の七第一項の経済産業省令で定める方法は、基準価格に百分の八十を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加える方法とする。

2 一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者が、一般送配電事業送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金(以下「発電側託送供給料金」という。)を支払う者(以下「発電側託送供給料金の支払者」という。)である場合における法第二条の七第一項の経済産業省令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、基準価格から発電側託送供給料金に相当する額として経済産業大臣が別に告示する方法により計算した額(以下「発電側託送供給料金に相当する額」という。)を控除して得た額に百分の八十を乗じ、これに発電側託送供給料金に相当する額(認定事業者が

適格請求書発行者である場合にあっては、消費税及び地方消費税に相当する額及び発電側託送供給料金に相当する額)を加える方法とする。

(入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画)

第四条 次条第一項、第二項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第八号から第十号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請」とあるのは、「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出」と、「様式第一による申請書(当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書)」とあるのは、「様式第一による提出書」と、「様式第二の二による申請書」とあるのは「様式第一の二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号から第四号まで及び第六号の規定中「認定の申請」とあるのは「提出書」と、同項第七号中「認定の申請」とあるのは「提出書」と、「手続(次号イからホまでに掲げる許可等の処分に関する手続については、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に同号イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合であつて、当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合に限り。)」とあるのは「手続」と、同項第八号から第十号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出書」と、同条第四項中「認定」とあるのは「(認定手続)」

第四条の二 法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対して供給する事業を行う場合にあつては、様式第一による申請書(当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書)を、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う場合にあつては、様式第二の二による申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が第五条第一項第十一号及び第十二号の二並びに第二項第七号及び第八号に定める基準に該当するものを示す書類

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行うとする者の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本及び印鑑証明書(法人である場合においては、登記事項証明書及び印鑑証明書)

三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること認められるための書類

四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の構造図及び配線図

五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

六 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

七 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令(条例を含む。)に係る手続(次号イからホまでに掲げる許可等の処分に関する手続については、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に同号イからホまでに掲げる許可等の処分を必要と

する場合であつて、当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合に限る。)の実施状況を示す書類

七の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に次のイからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を受けていることを示す書類(当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合は、この限りでない。)

イ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の開発行為の許可

ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項及び第三十条第一項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可

ハ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条第一項(同法第三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分

ニ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項及び第四十二条第一項の許可

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項の許可

七の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が次条に定める要件に該当する場合は、第四条の二の三第一項に定める措置を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類

八 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する事業であつて、当該電気が、既に特定契約により電気事業者に対して供給されている場合にあつては、一般送配電事業者との電気の供給に関する契約に係る申込書の写し

八の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備(その出力が十キロワット未満のもの)にあつては、複数太陽光発電設備設置事業(その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上となる場合をいう。以下同じ。)を営む者からの認定の申請である場合に限る。)であるときは、次に掲げる書類(ただし、イ及びロに掲げる書類並びにハに掲げる工事計画(変更)届出書の写しについては、当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該書類を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類をもって代えることができる。)

イ 当該建築物に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第七条第五項又は第七条の二第五項に規定する検査済証の写し

ロ 当該建築物に係る不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第一百九条第一項に規定する登記事項証明書

ハ 当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則第六十六条第一項に規定する工事計画(変更)届出書の写し又は同令第七十八条第一項に規定する使用前自己確認結果届出書の写し若しくは当該使用前自己確認結果届出書の写しを当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類(複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合を除く。)

ニ 当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す写真又は当該写真を当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類

ホ 当該屋根設置太陽光発電設備に係る太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類

イ 当該バイオマス発電設備を用いて行われる発電に係るバイオマス比率(当該発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを交換し得られる電気の量の割合(複数の種類のバイオマスをを用いる場合にあつては、当該バイオマスごとの割合)をいう。以下同じ。)の算定の方法を示す書類

ロ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマス資源の安定的な確保に向けた取組の状況を示す書類

十 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が地熱発電設備であるときは、当該認定の申請に係る発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握その他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置に関する実施計画に関する書類

三 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、各一通(当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、各三通)とする。

四 経済産業大臣は、第二項各号に掲げるもののほか、認定のために必要な書類の提出を求めることができる。

(法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件)

第四条の二の二 法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)以下「再生可能エネルギー海域利用法」という。第十三条第二項第十号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

(法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置)

第四条の二の三 法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会(以下「説明会」という。)の開催

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であつて、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(一)から(三)までに掲げる区域のいずれかに属する場合

(1) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分が必要となる区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

(3) 自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により指定された地域

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であつて、申請者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所(以下「実施場所」という。)の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備(法第九条第一項の申請又は同条第四項の認

定)を有する他の再生可能エネルギー発電設備(法第九条第一項の申請又は同条第四項の認

2

- 定に係るものに限る。)の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合(ロに掲げる場合を除く。)
- 二 その他の場合 説明会の開催又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する事前周知措置(以下「事前周知措置」という。)の実施
- 説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 実施場所の敷地境界線からの水平距離が次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者(以下この項において「周辺地域の住民」という。)に対して開催すること。
- イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満の場合百メートル
- ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上の場合(ハに掲げる場合を除く。)三百メートル
- ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項に規定する第一種事業に該当する場合 一キロメートル
- 二 説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の二週間前までに、周辺地域の住民に対して、次のイ又はロの方法及び経済産業大臣に必要な情報を提供する方法により通知すること。
- イ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法
- ロ 投函又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法
- 三 申請者が、次に掲げる項目(認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときであつて、既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは、当該説明会又は事前周知措置において説明又は周知した項目から変更があつたものに限る。)について必要かつ適切な説明をすること。
- イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の概要
- ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令(条例を含む。)の規定の遵守に関する事項
- ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
- ニ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事の概要
- ホ 申請者の関係者(主な出資者を含む。)に関する事項
- ヘ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
- ト 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
- チ 認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に当たつて地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項
- 四 質問及び意見(以下「質問等」という。)に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該申請者が当該質問等に誠実に対応すること。
- 五 説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を交付期間又は調達期間が終了するまでの間適切に保管すること。
- 六 説明会の開催後に質問等の提出先を定めて、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。
- 七 次のイからホまでに掲げる場合に依つて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合 次に定める全ての時期

(1) 当該許可等の処分申請までの時期

(2) 当該許可等の処分を受けた後、当該認定の申請の日の三月前までの時期

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 次に定める全ての時期

(1) 同法第三条の第三項の計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の作成の前日までの時期(法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあつては、この限りでない。)

(2) 同法第三条の五の規定により環境大臣が意見を述べた日(環境大臣が意見を述べなかつた場合にあつては、同条の政令で定める期間が満了する日)又は同法第三条の六の規定により主務大臣が意見を述べた日(主務大臣が意見を述べなかつた場合にあつては、同条の政令で定める期間が満了する日)のいずれか遅い日後、当該認定の申請の日の三月前までの時期(法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあつては、当該認定の申請の日の三月前までの時期)

(3) 同法第二十七条の規定による公告後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手するまでの時期

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合 ロ(1)から(3)までに定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により定められた許可等の処分又は届出を必要とする場合に定める全ての時期

(1) 当該認定の申請の日の三月前までの時期

(2) 当該許可等の処分又は届出の後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手するまでの時期(一)の時期に開催される説明会までに、当該許可等の処分又は届出があつた場合は、この限りでない。)

ホ イからニまでに掲げる場合のいずれにも該当しない場合 当該認定の申請の日の三月前までの時期

3 事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 実施場所の敷地境界線からの水平距離が百メートルの範囲内に居住する者(以下この項において「周辺地域の住民」という。)に対して実施すること。

二 申請者が、前項第三号に規定する項目について次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

イ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

ロ インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、主たるホームページアドレスを閲覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

三 事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

4 第二項第七号の規定は、事前周知措置について準用する。

(内部積立金の積立の方法等の記載)

第四条の三 法第九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自らが維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続されている発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この（1）において同じ。）の出力の抑制（安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制（二に規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。）をいう。）を、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転
- (2) 電気の需給の調整を行う蓄電池の充電
- (3) 会社間連系線を用いた広域的な周波数調整の要請
- ロ 電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、認定申請発電設備により認定を申請する者（バイオマス専焼発電設備（ハ）に規定する地域資源バイオマス専焼発電設備をいう。）及び地域資源バイオマス発電設備（二）に規定する地域資源バイオマス専焼発電設備をいう。）を用いる者に限る。以下このロにおいて同じ。は、電気事業者の指示に従い、当該認定申請発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限り、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が認定事業者に書面等により、電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。
- ハ 電気事業者が回避措置（バイオマス発電設備に係る措置を除く。以下このハ及びニにおいて同じ。）を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、認定申請発電設備により認定を申請する者（バイオマス専焼発電設備（バイオマスのみを電気に変換する設備（二）に規定する地域資源バイオマス発電設備を除く。）をいう。）を用いる者に限る。以下このハにおいて同じ。は、電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限り、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が認定事業者に書面等により、回避措置及びロに掲げる出力の抑制を行ったこと並びに回避措置を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。
- ニ 電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、認定申請発電設備により認定を申請する者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第一十三号から第三十号の四までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下このニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限り、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（電気事業者が認定事業者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと並びに回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

- ホ (1) から (4) までに掲げる場合（電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限り、）には、電気事業者が認定申請発電設備により認定を申請する者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び電気事業者が、書面等により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。
- (1) 天災事変により、被接続先電気工作物（認定発電設備と電氣的に接続を行い、又は行おうとしている一般送配電事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物という。以下この号及び第十四条第一項第五号において同じ。）の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合
- (2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合
- (3) 認定申請発電設備により認定を申請する者の認定申請発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約であって、当該認定申請発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をすると当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けるおそれがある場合には出力の抑制を行うことができることを条件として、当該認定申請発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保せずに行う契約において、当該認定申請発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をすると当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることが見込まれる場合
- (4) 認定申請発電設備により認定を申請する者の認定申請発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約であって、当該認定申請発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保するための工事が完了するまでの期間に限り、当該認定申請発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をすると当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けるおそれがある場合には出力の抑制を行うことができることを条件として、当該認定申請発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保せずに行う契約において、当該期間において当該認定申請発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をすると当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることが見込まれる場合
- ヘ (1) 又は (2) に掲げる場合には、電気事業者の指示に従い当該認定申請発電設備の出力の抑制を行うこと、及び電気事業者が、書面等により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。
- (1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合
- (2) 認定申請発電設備により認定を申請する者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で電線路維持運用者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合
- ト イからヘまでにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、電気事業者による認定申請発電設備により認定を申請する者の認定申請発電設備の出力の抑制又は電気事業者による指示に従って当該申請者が行った認定申請発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該申請者が電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る基準価格を乗じて得た額を限度として補償を求める

ことができること、及び当該補償を求められた場合には電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該申請者及び電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であつて、当該特別の事情の発生が電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）。

チ 電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

八の五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する事業を行つていた場合であつて、当該設備を用いて特定契約により電気を供給する事業を行う場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該設備の設置場所が、当該設備を用いて市場取引等により電気を供給する事業の認定を受けた日以降に、新たに離島等に定められたこと。

ロ 当該設備を用いて市場取引等により電気を供給する事業を、特定契約により電気を供給する事業の認定を受ける日までに廃止し、第十一条の規定に基づき届け出ることとしていること。

八の六 認定申請発電設備が市場取引等により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（第一種複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が十キロワット以上五十キロワット未満となる場合をいう。以下同じ。）を営む者からの認定の申請に限る。）又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる事項のいずれかに適合するものであること。

イ 認定申請発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を小売電気事業者、特定卸供給事業者（電気事業法第二条第一項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者に対して、電力の卸取引により供給するものであること。

ロ 当該認定の申請をした者が、小売電気事業者、特定卸供給事業者、登録特定送配電事業者又は電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者であること。

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものについては、当該認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日）をいう。以下この項及び第十三条の二第一項において同じ。）から起算して三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行つている場合にあつては、五年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

九の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請に限る。）又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備が、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置されるものであつて、当該支柱について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしよとする場合であつて、当該許可の期間が三年を超えるものに限る。）を受けるもの（以下「特定営農型太陽光発電設備」という。）又は当該太陽光発電設備が、共同住宅の屋根に設けるものであつて、その出力が十キロワット以上二十キロワット未満のものを除く。）については、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所（電気事業法施行規則第三条第二項に規定する一の需要

場所をいう。以下同じ。）において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者に当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の七十パーセント未満を供給すること、又は電気事業法第二十七条の三十三第一項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給（以下「特定供給」という。）により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者に当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の七十パーセント未満を供給するものであること。

九の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が運転開始に至つていない太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあつては、複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）については、当該太陽光発電設備が第三条第一号又は第二号に掲げる設備の区分等（複数太陽光発電設備設置事業の用に供する太陽光発電設備に係る設備の区分等を除く。）に該当していたものでないこと。

九の四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が運転開始に至つていない太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合を除く。）については、当該太陽光発電設備が第三条第一号若しくは第二号に掲げる設備の区分等（複数太陽光発電設備設置事業の用に供する太陽光発電設備に係る設備の区分等に限る。）又は第三号から第四号の六までに掲げる設備の区分等に該当していたものでないこと。ただし、当該認定の申請が次のイ及びロに該当する場合は、この限りでない。

イ 当該認定の申請に係る太陽光発電設備の太陽電池の出力が十キロワット未満であること。

ロ 当該認定の申請に係る当該太陽光発電設備が、出力の減少を伴うものであつて、当該減少に係る太陽光発電設備が適切に廃棄されているものであること。

十 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものにおいては、当該認定を受けた後速やかに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。

十の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット未満のものにあつては、複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）であるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物が建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けたものであること（当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに当該検査済証の交付を受けるものであること。）。

ロ 当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物について、当該建築物に係る不動産登記法第四十七条第一項に規定する建物の表題登記を完了していること（当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに当該建物の表題登記を完了するものであること。）。

ハ 当該屋根設置太陽光発電設備に、当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二イ及びロに掲げる書類を提出するものであること。

ホ 当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、第四条の二第二項第八号の二ニの写真を提出するものであること。

十の三 当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあつては、

八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二 当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四 当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して七年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十一 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 調達するバイオマスについて持続可能性が確保されていることが確認できること。

(2) 調達するバイオマスについて流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。

ニ 当該認定を受けた日から起算して四年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

ホ 当該認定の申請に係る発電設備（第三条第三十号に掲げるもの及び法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備であつたものを除く。）が、化石燃料を電気に変換する設備として発電を行った後バイオマス発電設備として発電を行うものでないこと（当該認定の申請に係る発電設備について当該設備と同等の出力のバイオマス発電設備を新たに設置するのと同等と認められる改修を行うものを除く。）

ヘ 当該認定の申請に係る発電が、一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させて行われるものでないこと。

十二 当該認定の申請に係る発電が地熱発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定の申請に係る発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること。

ロ 当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十二の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備（洋上風力発電設備を除く）、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備（当該発電設備が特定契約

により電気を供給するために用いられるものに限る、当該発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等に属する場合を除く。以下この号、第二項第七号の二及び第七号の三において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに適合すること。

イ 当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の七十パーセント未満を供給すること又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の七十パーセント未満を供給すること。

ロ 当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気について、再生可能エネルギー電気卸供給を行い、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気の量の五十パーセント以上を当該特定再生可能エネルギー発電設備が設置される都道府県内に供給すること。

ハ 当該特定再生可能エネルギー発電設備において使用される熱は、当該特定再生可能エネルギー発電設備を用いて得られる熱をもって充てること、かつ、当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の九十パーセント未満を供給すること又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気として特定契約の相手方である電気事業者が当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気の量の九十パーセント未満を供給すること。

ニ 当該認定の申請に係る特定再生可能エネルギー発電設備について、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行うとする者と当該発電設備の設置される場所を管轄する地方公共団体との間で、災害その他の非常の場合においても、当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる熱を供給することが合意されているものであること。

ホ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行うとする者が当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置される場所を管轄する地方公共団体であること、又は当該地方公共団体が当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を行うとする者に出資しているものであること。

ヘ 小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（当該特定再生可能エネルギー発電設備の設置される場所を管轄する地方公共団体が電気事業法に基づき事業を行う小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者である場合、又は当該地方公共団体が出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者である場合に限り。）に対して、当該特定再生可能エネルギー発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気卸供給により供給すること。

十二の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業（特定契約により電気を供給する事業に限る。）を行うとする者が、納税義務者である場合にあっては、当該者が適格請求書発行事業者であること。

十二の四 法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置を実施する場合にあっては、その実施に当たって取り扱う個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の漏えいの防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものであること。

- 十三 前各号に掲げる基準のほか、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- 十四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。次項第一号及び次条第三号に該当するものを除く。）の規定を遵守するものであること。
- 十五 当該認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。
- 2 法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備について、当該設備に関する法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。

- 二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。
- 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を特定契約により供給する事業である場合にあつては、電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を、当該電気を市場取引等により供給する事業である場合にあつては、市場取引等により供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。

- 四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備において使用する電気については、当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気を充てて充てる構造であること。ただし、次のイからニまでに掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー発電設備に含まれる蓄電池において使用する電気については、この限りでない。

イ 当該再生可能エネルギー発電設備が市場取引等により電気を供給するために用いられるものであること。

ロ 当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであつて、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が設置されていないこと。

ハ 供給促進交付金の算定に必要なものとして、当該再生可能エネルギー発電設備について、当該蓄電池に供給される電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できる構造であること。

ニ 当該再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業を行うとする者が発電側託送供給料金の支払者であること。

五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合を除く。

イ 当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気が、当該再生可能エネルギー発電設備が特定契約により電気を供給する構造であること。

ロ 当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する認定発電設備（調達期間中のものに限り。）以外の設備（電気事業者が電気を供給するための設備を除く。以下「自家発電設備等」という。）とともに設置される場合にあつては、当該自家発電設備等が供給する電気が電気事業者に供給されない構造であること（当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合を除く。）。

ハ 当該認定の申請が前項第九号の四ただし書の規定により再生可能エネルギー発電事業を行うものである場合にあつては、当該太陽光発電設備の設置場所において、災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。

五の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が特定契約により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満

のもの（第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該太陽光発電設備を用いて発電した電気のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再生可能エネルギー電気、又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気について特定契約の相手方である電気事業者に供給する構造であること（当該太陽光発電設備が特定営業型太陽光発電設備である場合を除く。）。

ロ 当該太陽光発電設備の設置場所において、災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること。

五の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が市場取引等により電気を供給するために用いられるものであつて、かつ、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの（第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。）又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものであるときは、前号ロに掲げる基準に適合するものであること。

六 第二種複数太陽光発電設備設置事業（その出力が十キロワット未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が五十キロワット以上となる場合をいう。）を営む者が当該認定の申請をする場合にあつては、当該事業に用いる太陽光発電設備が第五号イに掲げる構造でないこと。

七 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が水力発電設備であるときは、当該水力発電設備が揚水式によらないで発電を行うものであつて、かつ、当該水力発電設備に係る発電機の出力の合計が三万キロワット未満であること。

七の二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が第一項第十二号の二イに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該認定の申請に係る特定再生可能エネルギー発電設備が、当該発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気を特定契約の相手方である電気事業者に供給することができる構造であること。

七の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が第一項第十二号の二ハに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該認定の申請に係る特定再生可能エネルギー発電設備が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電設備において使用する熱は、当該発電設備を用いて得られる熱をもって充てる構造であること。

ロ 当該発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気のうち、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後又は特定供給により供給された後の残余の再生可能エネルギー電気を特定契約の相手方である電気事業者に供給することができる構造であること。

八 その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行うい、適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であること。

九 法附則第四条の新エネルギー等認定設備でないこと。

十 認定申請発電設備により認定を申請する者（法人である場合にあつては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過

しない者又はこれらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団等」という。）に該当しないこと及び暴力団等と関係を有する者でないこと。
 3 第一項第八号イからニまでに規定する出力の抑制に関し、電気事業者は、次に掲げることを実施するものとする。

一 同号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見直し並びにその根拠についての情報及び資料を公表すること。
 二 認定申請発電設備の出力の抑制の方法を、あらかじめ、公表すること。
 三 認定申請発電設備の出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制の指示を行った日及び時間帯並びに当該時間帯ごとの出力の合計を公表すること。

第五条の二 法第九条第四項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。
 一 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。
 二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得できると認められること。
 三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

四 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を当該認定の申請までに受けていること（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合を除く。）
 五 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が屋根設置太陽光発電設備（その出力が十キロワット以上のもにに限る。）であるときは、電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく届出を行っていること（当該認定の申請までに当該屋根設置太陽光発電設備を設ける屋根に係る建築物に関する工事が完了していない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、当該屋根設置太陽光発電設備に係る電気事業法施行規則第六十六条第一項に規定する工事計画（変更）届出書の写しを提出するものであること。）又は当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに、同令第七十八条第一項に規定する使用前自己確認結果届出書の写しを提出するものであること。

第六条 法第九条第四項第五号の経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。
 一 申請者の氏名又は名称
 二 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
 三 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の出力（法第七条第五項の規定により、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力の一部について落札がなかったものとされた落札者による認定の申請に係るものを除く。）
 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所
 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の形態
 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該設備に係る太陽電池の製造を行う者、種類、変換効率、型式番号又は太陽電池の合計出力
 七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該設備に係るバイオマス比率及び当該設備の出力に当該バイオマス比率を乗じて得た値（以下「バイオマス比率考慮後出力」という。）

第六条の二 法第九条第四項第八号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
 （内部積立金の積立ての要件）

一 内部積立金の総額が、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であること。
 二 法第十五条の十二第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。
 三 内部積立金の積立ての方法が、次のいずれかに該当するものであること。
 イ 金融機関との契約において、当該再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び内部積立金の管理に係る事項が定められ、内部積立金が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていること。
 ロ 当該認定の申請をした者又はその親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。）若しくは子会社等（同条第三号の二に規定する子会社等をいう。）（その株式を金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において上場している場合に限る。）が、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類若しくはその附属明細書において内部積立金に充てるための資金を計上していること又はこれに準ずる場合。
 四 前三号の規定にかかわらず、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に用いる再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を積立て以外の方法によって確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること。
 五 一年ごとに、積み立てられている内部積立金の額（前号に掲げる方法によって確保する場合にあっては、当該方法）を公表することに同意すること。
 六 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。
 イ 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点で以降は、法第十五条の十二第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること。
 ロ イの規定による推進機関への積立てを開始した時点において積み立てられている内部積立金（第二号に掲げる基準を満たさなくなった場合）にあっては、解体等費用に充てるための金銭）を、遅滞なく推進機関に積み立てること。
 （再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該認定発電設備（太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。以下この条において同じ。）の識別番号
 二 当該認定事業者（当該認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものを除く。）の氏名又は名称並びに法人にあっては、その所在地、電話番号及び代表者の氏名
 三 当該認定発電設備の区分
 四 当該認定発電設備の出力
 五 当該認定発電設備の設置の場所
 五の二 運転開始予定日（運転開始に至っている場合には、運転開始日）
 五の三 パワーコンディショナーの自立運転機能及び給電用コンセントの有無
 六 認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力
 七 説明会の開催又は事前周知措置の実施に関する事項
 八 第四条の三第一号に規定する内部積立金に関する事項

2 経済産業大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(変更の認定)

第八条 法第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を特定契約により供給する事業を行う場合には様式第三による申請書(当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合には様式第三の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合には様式第四による申請書)を、再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する事業を行う場合には様式第四の二による申請書を提出して行わなければならない。

2 第四条の二第二項から第四項までの規定は、前項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請について準用する。

(重要な事項)

第八条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者の変更
- 二 認定事業者の密接関係者の変更
- 三 認定発電設備の設置の場所の変更
- 四 認定発電設備の出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置(複数回開催又は実施された場合)にあつては、その開催又は実施の日が最も遅いもの。次号において同じ。)の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

五 認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあつては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

六 第四条の二の二に定める要件に新たに該当することとなる認定発電設備の変更(次号の場合を除く。)

七 第四条の二の三第一項第一号の場合に新たに該当することとなる認定発電設備の変更(変更後の認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が第四条の二の二に定める要件に該当する場合に限る。)

(軽微な変更)

第九条 法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更(認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。)以外の変更とする。

- 一 認定事業者の変更
- 一の二 認定事業者の適格請求書発行事業者への該当の有無の変更
- 一の三 認定事業者の密接関係者の変更
- 二 認定発電設備の設置の形態の変更
- 三 認定発電設備の設置の場所の変更
- 四 認定発電設備の出力の変更
- 四の二 最大受電電力(発電等用電気工作物(電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。))を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値をいう。)の変更
- 五 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更
- 六 認定発電設備のうち主要なものの変更
- 七 認定発電設備(第三条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。)が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

八 認定発電設備に係る引込線及び配線の施設方法の変更

九 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

十一 認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更

十二 認定発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更

十三 再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分の要否に関する変更であつて、当該許可等の処分に関連する制度の変更を伴うもの

十四 認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあつては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力の変更

十五 認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあつては、当該認定発電設備とともに設置される自家発電設備等の変更

十六 認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの(第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む者からの認定の申請である場合に限る。))又はその出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあつては、当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の量のうち、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給される再生可能エネルギー電気の量、又は特定供給により供給される再生可能エネルギー電気の量の割合の変更

十七 認定発電設備が太陽光発電設備(第三条第三号、第三号の二及び第四号に掲げる設備(当該設備に係る調達期間の起算日前のものに限る。))であつて、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。))を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に係る契約が締結されたものに限る。)である場合にあつては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

十八 認定発電設備が太陽光発電設備であつて、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあつては、解体等積立金の積立方法の変更

十九 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあつては、当該認定発電設備において利用する燃料の種類の変更

二十 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合であつて、当該認定発電設備において利用するバイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあつては、当該バイオマス燃料の原料の種類の変更

二十一 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあつては、当該認定発電設備に係るバイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率(当該認定発電設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該認定発電設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に認定に係るバイオマス比率(複数の種類のバイオマスをを用いる場合にあつては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。第十四条第四号において同じ。))を乗じて得た量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合における、当該バイオマス比率をいう。)の変更

二十二 法第十条第二項の軽微な変更の届出は、様式第五の二による届出書(認定発電設備に係る調達期間が終了した場合にあつては、様式第五の二による届出書)を提出して行わなければならない。

第十條 法第十条第三項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第六による届出書を提出して行わなければならない。

第十條の二 法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの(当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増

加させるもの)

(再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例)

第十條の二 法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの(当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増

加させるもの)

(再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例)

第十條の二 法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの(当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増

設置されるものである場合であつて、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合 八年

ロ 認定を受けた日から起算して八年後の日(当該認定発電設備が多目的ダムに設置されるものである場合であつて、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 十四年

ハ 認定を受けた日から起算して八年後の日(当該認定発電設備が多目的ダムに設置されるものである場合であつて、当該認定を受けた日以降に国土交通大臣又は当該多目的ダムを管理する都道府県知事が当該多目的ダムの建設に係る計画の実施を延期したときは、当該延期された期間を加えた日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 二十七年

四 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ 認定を受けた日から起算して五年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 五年

ロ 認定を受けた日から起算して五年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 八年

ハ 認定を受けた日から起算して五年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 二十四年

五 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が地熱発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ 認定を受けた日から起算して五年後の日(当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合)は、九年後の日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合 五年

ロ 認定を受けた日から起算して五年後の日(当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合)は、九年後の日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 八年(この場合において、当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合 十二年)

ハ 認定を受けた日から起算して五年後の日(当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合)は、九年後の日)までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 十九年(この場合において、当該認定の申請の際現に当該認定

の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合 二十三年)

2 認定事業者は、前項において、経済産業大臣の確認を受けようとするときは、あらかじめ、様式第七の二による申請書により、その旨を経済産業大臣に申請し、確認を受けなければならない。

3 系統連系工事着工申込書の受領後、一般送配電事業者等による電気的な接続の予定日が、系統連系工事の事情により遅延した場合には、当該遅延した期間を第一項で定める期間に加える。(系統連系工事着工申込書の受領条件)

第十三条の三 前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書提出する時点において、次に掲げる要件(第二号及び第三号については、必要な場合に限る。)を全て満たしていることを条件とする。

一 当該設備を設置する場所について、所有権その他の使用の権原を有していること。

二 当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更(当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。)が行われ、又は農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号の届出(不備がないものに限る。)が行われていること。

三 当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法第十条の二第一項の開発行為の許可を受けていること。

(費用負担調整のための交付金の交付期間)

第十三条の三の二 法第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(調整交付金の額の算定方法)

第十三条の三の三 法第十五条の三各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第十五条の三の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(同条の規定に基づき算定して得た額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を控除して得た額に第一号から第五号までに掲げる額(当該方法により算定される額の調整交付金の交付を受ける電気事業者が一般送配電事業者である場合であつて、離島等から再生可能エネルギー電気の調達を行う場合)は、第一号に掲げる額に限る。)を加え、第六号及び第七号に掲げる額を控除する方法とする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は零とする。

一 交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額

二 特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気が供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第二十二号)第一条第二項第四号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる費用として追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額

三 前号に掲げる額と別に、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額

四 第十四条の二第二項の場合において、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に該当しないものとみなされる再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者

又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額

五 第十四条の二第二項の場合において、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に該当しないものとみなされる再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー電気を発電する認定発電設備を設置した場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額

六 当該電気事業者が小売電気事業者等である場合であつて、当該電気事業者が法第三十四条第一項の規定による督促を受けた場合のうち、同項の規定により指定された期限までに納付すべき納付金の額を納付しない場合における当該納付金の額

七 第十四条の二第二項の場合において、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に該当しないものとみなされる再生可能エネルギー電気の量に、翌日市場における当該電気が発電及び供給された時間帯と同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額に消費税及び地方消費税を加えた額に相当する額を乗ずる方法により算出した額

(再生可能エネルギー電気の発電又は調達に要する費用の算定方法)

第十三条の三の四 法第十五条の三第二号の経済産業省令で定める方法は、翌日市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額(以下「回避可能費用単価」という。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が使用した量を乗ずる方法とする。ただし、離島等における回避可能費用単価は、当該離島等におけるインバランス料金(電気の供給に係るものに限る。)とする。

(卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の算定方法)

第十三条の三の五 法第十五条の三第三号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が卸電力取引市場における売買取引により受渡しを行った量を乗ずる方法とする。

(再生可能エネルギー電気卸供給により得られる収入の算定方法)

第十三条の三の六 法第十五条の三第四号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給を行った量を乗ずる方法とする。ただし、離島等における回避可能費用単価は、当該離島等におけるインバランス料金(電気の供給に係るものに限る。)とする。

(交付金相当額積立金の積立方法)

第十三条の三の七 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給する認定事業者が、法第十五条の六第三項の規定により、推進機関に積立てを行うときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、法第十五条の七第二号の規定の額の金銭を交付金相当額積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

2 認定事業者が前項の規定により電気事業者に交付金相当額積立金を納付したときは、当該電気事業者は、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該交付金相当額積立金を推進機関に納付するものとする。

(交付金相当額積立金の額)

第十三条の三の八 法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

一 認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二 第三条の五第四号の額(認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合にあつては、同号の額及び発電側託送供給料金に相当する額)

2 法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額(当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。)の合計額を控除する方法とする。

3 認定事業者が発電側託送供給料金の支払者である場合における法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額(当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。)及び当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量に発電側託送供給料金に相当する額を乗じた額の合計額を控除する方法とする。

(交付金相当額積立金の取戻し)

第十三条の三の九 法第十五条の九の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第十条の三の規定の違反について、その改善に必要な措置をとつた場合
- 二 認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合
- 三 法第十五条の十一第一項の規定による命令を受けた場合
- 四 その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた場合

2 法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類その他経済産業大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

- 一 第一項第一号の場合にあつては、違反の改善に必要な措置をとつたことを証する書類
- 二 第一項第二号の場合にあつては、認定発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを証する書類
- 4 経済産業大臣が、法第十五条の十一第一項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた者は、第一項第三号の場合に該当することについて法第十五条の九の確認を受けたものとみなす。

(交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十三条の三の十 法第十五条の十第一項の経済産業省令で定める措置は、再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置について、その全部を講じたものとする。

(解体等積立金の積立期間)

第十三条の四 法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

- 一 交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和四年七月一日より前の日である場合 令和四年七月一日以降に最初に検針等(第二十六条で定める期間)ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。)が行われた日
- 二 前号以外の場合 交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日以降に最初に検針等が行われた日

(解体等積立金の積立方法)

第十三条の五 法第十五条の十二第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給したときは、当該

再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該再生可能エネルギー電気の供給量に解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

二 電気事業者は、前号の規定により再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日に認定事業者から解体等積立金の納付を受けたときは、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該解体等積立金を推進機関に対して納付するものとする。

(解体等積立金の額の算定期間)

第十三条の六 法第十五条の十三第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2 法第十五条の十三第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

(解体等積立金の取戻し)

第十三条の七 法第十五条の十五の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等(同条に規定する認定事業者等をいう。)が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一 法第十五条の十八第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額(当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額)

二 認定事業者等が法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てている場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額(当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額)

2 法第十五条の十五の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定発電設備(認定発電設備であつたものを含む。)の解体等の実施に要する費用に充てる場合にあつては、解体等を行うことを証する書面(解体等を完了した場合には解体等を完了したことを証する書面)及びその費用の額を証する書面(当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。)

二 第一項第一号の場合にあつては、当該経済産業大臣の確認を受けたことを証する書面(当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面を含む。)

三 第一項第二号の場合にあつては、法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四 認定事業者であつた者又はその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であつた者を含む。以下この条において同じ。)が解体等積立金を取り戻す場合にあつては、認定事業者であつた者又はその承継人であることを証する書面

4 法第十五条の十六の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

(認定の失効及び取消しに伴う措置)

第十三条の八 法第十五条の十八第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十一条の規定により届出をする認定事業者は、前項による申請書を当該届出とともに経済産業大臣に提出することができる。

(積立金管理業務規程で定める事項)

第十三条の九 法第十五条の二十第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 積立金管理業務の実行事務所に関する事項

二 積立金管理業務の実施方法に関する事項

三 積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

四 積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項

五 積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、積立金管理業務に関し必要な事項

2 推進機関は、法第十五条の二十第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第十五条の二十第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(積立金管理業務に関する帳簿に係る事項)

第十三条の十 法第十五条の二十二の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2 前項に規定する保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。

3 法第十五条の二十二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者(以下この項において「積立者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 積立者の識別番号

三 積立者が積み立てた解体等積立金の額

(特定契約の締結を拒むことができる正当な理由)

第十四条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 申し込まれた特定契約の内容が当該特定契約の申込みの相手方である電気事業者(以下「特定契約電気事業者」という。)の利益を不当に害するおそれがあるときとして次のいずれかに該当するとき。

イ 虚偽の内容を含むものであること。

ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。

ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかの内容を含むものであること。

(1) 特定契約電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること。

(2) 特定契約電気事業者が、当該特定契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害の額を超えた額の賠償をすること。

二 特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続し、又は接続しようとする認定事業者(以下「特定契約申込者」という。)に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは利益を与えるものであること。

三 特定契約電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達するに際し、特定契約申込者が自らの認定発電設備の所在地、出力その他の必要不可欠な情報を提供しないこと。

四 特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 特定契約電気事業者が、毎月、特定契約電気事業者が指定する日に、当該特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の検針(電力量計により計量した電気の量を確認す

ることをいう。以下同じ。）を行うこと、及び当該検針の結果の通知については、特定契約電気事業者が指定する方法により行うこと。

ロ 特定契約電気事業者の従業員（特定契約電気事業者から委託を受けて検針を実施する者を含む。）が、当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を検針するため、又はその設置した電力量計を修理若しくは交換するため必要があるときに、特定契約申込者の認定発電設備又は特定契約申込者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ハ 特定契約電気事業者による当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の毎月の代金の支払については、当該代金を算定するために行う検針の日から当該検針の日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）までの日の中から特定契約電気事業者が指定する日に、特定契約申込者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により行うこと。

ニ 毎月、特定契約電気事業者が指定する日までに、特定契約電気事業者が特定契約申込者から供給される認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定し、又は供給された認定発電設備の発電に係る電気の量を算定するに当たり必要な情報を特定契約電気事業者に提供すること。

ホ 特定契約申込者（法人である場合にあつては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ヘ 特定契約申込者が、特定契約電気事業者以外の電気事業者に対しても特定契約の申込みをしている場合、又は特定契約電気事業者以外の電気事業者と特定契約を締結している場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 特定契約申込者が、電気事業者ごとに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下この（1）及び（2）において「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。（2）において同じ。）をあらかじめ定めること。

(2) 再生可能エネルギー電気の供給が行われる前日における特定契約電気事業者が指定する時以後、あらかじめ定めた予定供給量又は予定供給量の算定方法の変更を行わないこと。当該特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該特定契約に係る準拠法は日本法とすること、及び当該特定契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

チ 特定契約申込者に係る法第九条第四項の認定（以下この条において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、特定契約電気事業者が当該特定契約を解除できること。

リ 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が解除された場合に、特定契約電気事業者が、当該特定契約を解除できること。

又 当該特定契約に係る認定発電設備がバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備のうち廃棄物の焼却施設に設置されるものを除く。）であつて、バイオマス以外の燃料を混焼させて発電を行うものである場合にあっては、特定契約申込者から供給される当該発電に係る電気の量を認定に係るバイオマス比率を乗じて得た量を超えない範囲内の量を、特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき調達する月ごとの再生可能エネルギー電気の量とすること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する激甚災害（以下単に「激甚災害」という。）に伴い地方公共団体が認定事業者として処理を依頼したことが証明された木材その他のバイオマス（以下「被害木等」という。）を用いて発電を行う場合における当該被害木等に係る再生可能エネルギー電気の量（当該認定発電設備が当該激甚災害に伴う被害木等を用いて

再生可能エネルギー電気の供給を開始した日から起算して一年を経過する日が属する月までの間に供給されるものに限る。）については、この限りでない。

五 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約に当たつて、当該特定契約申込者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定契約申込者が自らの認定発電設備と電気的に接続を行い、又は行おうとしている特定契約電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。）とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。

五の二 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。

イ 虚偽の内容を含むものであること。

ロ 法令の規定に違反する内容を含むものであること。

ハ 損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかの内容を含むものであること。

(1) 特定契約電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらぬ生じた損害を賠償すること（第八号トに規定する場合を除く。）。

(2) 特定契約電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。

六 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

イ 特定契約電気事業者の従業員（特定契約電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、特定契約申込者の認定発電設備又は特定契約申込者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ 認定がその効力を失った場合に、特定契約電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとする。

ハ 特定契約申込者が、当該接続に係る契約に基づく当該接続に係る費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内（特定契約申込者が法第七条第二項の規定により実施される入札に参加する場合にあつては、認定を受けた日から一月以内）に支払わない場合に、特定契約電気事業者が、当該接続に係る契約を解除することとする。

ニ 当該接続に係る契約において当該契約の締結後相当の期間内の期日として当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定の日を定めること、並びに特定契約申込者が特段の理由がないのに当該日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合に、特定契約電気事業者が、当該接続に係る契約を解除することとする。

ホ 特定契約申込者（当該特定契約申込者が法人である場合にあつては、その役員又はその経営に關与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ヘ 当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

七 特定契約電気事業者が一般送配電事業者である場合は、特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、託送供給等約款等（電気事業法第十八条第一項の規定により当該一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は同法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）及び同

法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）に反する内容を含むこと。

ハ 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的接続に係る契約において、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

- イ 特定契約電気事業者が、回避措置を講じたとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量をその必要量を上回ることが見込まれる場合（特定契約申込者が第三条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあつては、特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びに第三条第三号、第三号の二、第四号及び第四号の二に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロからニまでにおいて同じ。）を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ることが見込まれる場合）において、特定契約申込者（太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。以下このイにおいて同じ。）は、特定契約電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置を講じたこと及び回避措置を講じてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。
- （1） 特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続されている発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この（一）において同じ。）の出力の抑制（安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制（二）に規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。）をいう。）並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

- （2） 電気の需給の調整を行う蓄電池の充電
- （3） 会社間連系線を用いた広域的な周波数調整の要請

ロ 特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ることが見込まれる場合において、特定契約申込者（バイオマス発電設備（バイオマス専焼発電設備（ハ）に規定するバイオマス専焼発電設備をいう。）及び地域資源バイオマス発電設備（ニ）に規定する地域資源バイオマス発電設備をいう。）を除く。）を用いる者に限る。以下このロにおいて同じ。）は、特定契約電気事業者の指示に従い、当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ハ 特定契約電気事業者が回避措置（バイオマス発電設備に係る措置を除く。以下このハ及びニにおいて同じ。）を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ることが見込まれる場合において、特定契約申込者（バイオマス専焼発電設備（バイオマスのみを電気に変換する設備（ニ）に規定する地域資源バイオマス発電設備を除く。）をいう。）を用

いる者に限る。以下このハにおいて同じ。）は、特定契約電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置及びロに掲げる出力の抑制を行ったこと並びに回避措置を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ニ 特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ることが見込まれる場合において、特定契約申込者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第二十三号から第二十九号までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用）に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下このニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、特定契約電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその必要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ （一）から（四）までに掲げる場合（特定契約電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、特定契約電気事業者が特定契約申込者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び特定契約電気事業者が、書面等により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

- （1） 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合
- （2） 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、特定契約電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

（3） 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的接続に係る契約であつて、当該認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をする当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けるおそれがある場合には出力の抑制を行うことができることを条件として、当該認定発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保せずに行う契約において、当該認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をする当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることが見込まれる場合

（4） 特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的接続に係る契約であつて、当該認定発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保するための工事が完了するまでの期間に限り、当該認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をする当該被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けるおそれがある場合には出力の抑制

を行うことができることを条件として、当該認定発電設備を用いて発電するために必要な容量を被接続先電気工作物に確保せずに行う契約において、当該期間において当該認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給をする当該被接続先電気工作物に送電することができない電気の容量を超えた電気の供給を受けることが見込まれる場合

(1) 又は(2)に掲げる場合には、特定契約電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び特定契約電気事業者が、書面等により当該指示を行った合理的な理由を示した場合に、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(2) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を感知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で特定契約電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

(2) 特定契約申込者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で特定契約電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ト イからへまでにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、特定契約電気事業者による特定契約申込者の認定発電設備の出力の抑制又は特定契約電気事業者による指示に従って特定契約申込者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば特定契約申込者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量が当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めないこととされていること、及び当該補償を求められた場合には特定契約電気事業者はこれに応じなければならないこと(当該接続に係る契約の締結時において、特定契約申込者及び特定契約電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別な事情が生じた場合であつて、当該特別な事情の発生が特定契約電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかなる場合を除く)。

チ 特定契約電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

九 特定契約申込者と特定契約電気事業者の間で、特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続により、被接続先電気工作物に送電することができない電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれるにもかかわらず当該接続に係る契約が締結されていること(次に掲げる措置を講じた場合に限る)。

イ 特定契約電気事業者が特定契約申込者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面等を示した場合

ロ 特定契約電気事業者が、特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち、経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面等(当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面等)を示した場合

十 特定契約申込者の認定発電設備が屋根設置太陽光発電設備である場合であつて、第四条の二第二項第八号の二イ及びロに掲げる書類、同号ハの工事計画(変更)届出書の写し又は使用前自己確認結果届出書の写し並びに同号ニの写真が提出されていないとき。

見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならぬ。

三 特定契約電気事業者は、第一項第八号イからニまでに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行うおとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならぬ。

4 特定契約電気事業者は、第一項第八号イからニまでに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならぬ。

(出力の抑制が代理で行われた時間帯における特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の取扱いの特例)

第十四条の二 太陽光発電設備について前条第一項第八号イに規定する出力の抑制の実施にあたり、特定契約電気事業者から、本来出力の抑制を受けるべき太陽光発電設備を有する認定事業者の代わりに、認定発電設備の出力を抑制しようとする指示を受け、その指示に応じた他の認定事業者があつた場合には、当該特定契約電気事業者からの指示に基づく出力の抑制が行われた時間帯において、本来出力の抑制を受けるべきであつた太陽光発電設備を有する認定事業者が当該発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気については、当該他の認定事業者が当該特定契約電気事業者からの指示に基づき抑制を受けた認定発電設備を用いて発電し、及び当該他の認定事業者と特定契約を締結する電気事業者がその特定契約に基づき調達したものとみなす。

2 前項の場合において、本来出力の抑制を受けるべきであつた太陽光発電設備を有する認定事業者が、あらかじめ特定契約電気事業者から示された本来出力の抑制を受けるべきであった時間帯において、当該発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気については、当該認定事業者と特定契約を締結する電気事業者が、その特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に該当しないものとみなす。

(一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由)

第十四条の三 法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用するほか、一時調達契約の申込みを行う者の認定発電設備において使用する電気について、当該認定発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造となっていないこととする。

(再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準)

第十五条 法第十七条第一項に定める経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保に支障のない範囲で、電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を卸電力取引所が開設する翌日市場における売買取引により供給する方法とする。ただし、翌日市場における売買取引ができない場合においては、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を当該電気事業者が使用する方法とする。

一 再生可能エネルギー電気卸供給約款又は法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その行う小売供給の用に供する電気として供給する電気の量

二 再生可能エネルギー電気卸供給約款又は法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件と同等の料金その他の供給条件で当該電気事業者が使用する電気の量

第十六条 法第十八条第一項の再生可能エネルギー電気卸供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別
- 三 料金
- 四 前号に掲げるもののほか、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の負担となるものがあつた場合にあつては、その内容
- 五 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

- 六 料金調定の方法
- 七 供給の停止及び中止に関する事項
- 八 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容
- 九 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は電気事業者及び小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容
- 十 有効期間を定める場合にあっては、その期間
- 十一 実施期日

(再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出)

第十七条 法第十八条第一項の規定による再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第八の再生可能エネルギー電気卸供給約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金の算出の根拠に関する書類
- 二 小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定方法に関する説明書

2 法第十八条第一項の規定による再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第九の再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の再生可能エネルギー電気卸供給約款
- 三 前条第三号又は第四号の事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第十八条 法第十八条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第十の再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 料金その他の小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(再生可能エネルギー電気卸供給約款の公表)

第十九条 法第十八条第四項の規定による再生可能エネルギー電気卸供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域又は供給地点における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第三章 再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置

(系統電気工作物に係る費用の届出期間)

第二十条 法第二十八条第三項(法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、一年とする。

(系統設置交付金等の算定のための届出)

第二十一条 一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の二による届出書を推進機関に届け出るものとする。

2 認定整備等事業者は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定による届出をするときは、様式第十の三による届出書を推進機関に届け出るものとする。

(系統設置交付金等の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法等)

第二十二条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める割合の算定方法は、広域系統整備計画(電気事業法第二十八条の四十八第一項で規定する広域系統整備計画をいう。)に基づき、法第二

十八条第一項で規定する系統電気工作物(以下「系統電気工作物」という。)を設置し、及び維持することで再生可能エネルギー発電設備に係る出力の抑制を回避することにより、燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益(削減されると見込まれる燃料費及び削減されると見込まれる二酸化炭素の量を換算して得られる金額をいう。以下この条において同じ。)の合計額を、系統電気工作物を設置し、及び維持することで燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益の合計額で除して得られる値を割合とする方法とする。

2 法第二十九条第二項の経済産業省令で定める費用は、法第二十八条の二第二項において準用する法第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、支払利息、債務保証料及び損害保険料とする。

3 第一項の規定は、法第二十九条第二項の経済産業省令で定める割合の算定方法について準用する。

(系統設置交付金等の交付に必要な事項)

第二十三条 法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金等の交付に必要な事項は次のとおりとする。

- 一 推進機関は、法第二十九条第一項及び第二項で算定された交付額をそれぞれ次号及び第三号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。
- 二 系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の使用を開始した日の属する年度から起算して当該系統電気工作物の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。)を経過した末日の属する年度までの間とする。

三 特定系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の工事を開始した日の属する年度から起算して当該系統電気工作物を使用する日の前日の属する年度までの期間とする。

第二十四条 削除

第四章 納付金の納付等

(納付金の徴収期間)

第二十五条 法第三十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(納付金の額の算定方法)

第二十六条 法第三十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、小売電気事業者等が電気の使用者に供給した特定電力量(電気の使用者ごとに供給した電気の量をいう。以下同じ。)に、当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額(当該電気の使用者が法第三十七条第一項の規定による認定を受けた事業所である場合にあっては、当該額から当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額に小売電気事業者等による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第四条第三項で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額を合計する方法とする。

2 法第三十二条第一項の納付金の額の算定の基礎となる小売電気事業者等が電気の使用者に供給した特定電力量は、特定電気(検針等が行われた日(毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合及び新規の需給契約の締結に伴い一月に二回検針等が行われた場合であって、定例の検針等が行われた日より前に検針等が行われた場合において)、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下この項において同じ。)から次の検針等が行われた日の前日までの間に、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の対価として請求する料金が定額をもって定められている電気の供給(以下「定額制供給」という。)に係る特定電力量は、当該定額制供給に係る契約に基づき通常使用される電気の需要設備の電力の容量及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される一月当たりの当該需要

設備の使用時間を基礎として、当該定額供給に係る契約の種別ごとに経済産業大臣が定める方法により算定した電気の量とする。

4 第二項の規定にかかわらず、小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気に係る料金にあらかじめ一定量の電気の使用を前提として定められる部分があるものに係る当該部分の特定電力量は、当該部分の料金が適用される電気の量とすることができる。

5 法第三十二条第一項に基づく納付金の額の算定に用いられる納付金単価は、特定電気の供給を開始した日の属する年度における納付金単価とする。

(納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出)

第二十七条 法第三十二条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

1 前年度における当該年度に係る法第三十七條第一項の規定による認定を受けた事業所ごとの、電気事業者が供給した当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額に令第四条第三項で定める割合を乗じて得た額の合計

2 小売電気事業者等が前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に電気の使用者に供給した電気の量

2 小売電気事業者等は、法第三十二條第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第十一により当該年度の六月一日までに、前項第二号に規定する事項については様式第十二により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

3 法第三十二條第四項の経済産業省令で定める事項は、前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に市場取引等により供給した電気の量とする。

4 認定事業者は、法第三十二條第四項の規定に基づき、毎年度、前項に規定する事項については様式第十二により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合においては経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

5 法第三十二條第五項の経済産業省令で定める事項は、前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

6 電気事業者は、法第三十二條第五項の規定に基づき、毎年度、前項に規定する事項については様式第十二により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

(帳簿)

第二十八条 法第三十五條第一項の帳簿は、小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量を記載し、記載の日から十年間保存しなければならない。

2 法第三十五條第二項の帳簿は、電気事業者が調達した特定契約及び一時調達契約ごとの再生可能エネルギー電気の量を記載し、当該契約に基づく調達期間が終了するまでの間保存しなければならない。

(賦課金に係る特例の認定)

第二十九条 法第三十七條第一項の認定の申請は、様式第十四による申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 当該認定の申請に係る事業の内容を特定するために必要な事項が記載された書類

2 前項の申請書に記載する当該認定の申請に係る事業を行う事業所ごとの当該申請に係る電気の使用量(小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。)を証明する書類

3 前項の申請書に記載する当該認定の申請に係る事業による売上高の額について、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第五項に規定す

る外国公認会計士をいう。)を含む。)を監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類

3 第一項の申請書の提出部数及び前項の書類の提出部数は、正本一部とする。

4 当該認定の申請に係る事業の電気の使用量及び売上高の額は、法第三十七條第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の事業年度に係るものとする。

ただし、当該認定の申請を行う者が当該直近の事業年度において電気事業法第三十四條の二第一項に基づき電気の使用を制限されたことその他これに準ずるものとして経済産業大臣が定める事由がある場合にあつては、当該直近の事業年度に係るもの又は法第三十七條第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の三事業年度に係るものの一事業年度当たりの平均値のいずれか大きい値とすることができる。

5 法第三十七條第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。ただし、第二項第三号に掲げる書類については、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十二月末日までに提出を行うことができる。

6 法第三十七條第一項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者は、原則として同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の二月一日までに当該認定を受けたことを小売電気事業者等に申し出るものとする。

7 法第三十七條第三項の規定は、同条第一項の規定による認定に係る年度の四月の定例の検針等が行われた日からその翌年の四月の定例の検針等が行われた日の前日まで(毎月一日に定例の検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として五月一日からその翌年の四月三十日まで)の間に、小売電気事業者等が同項の規定による認定に係る年度の同項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者に供給した電気の量に係る賦課金の額について適用する。

8 経済産業大臣は、法第三十七條第一項の申請に係る事業所の年間の当該申請に係る事業に係る電気の使用量が令第四条第二項に規定する量を超え、かつ、当該事業所の年間の電気の使用量の二分の一を超えるとき、法第三十七條第一項の認定を行うものとする。

第三十条 法第三十七條第一項に規定する経済産業省令で定める基準は、同項の規定による認定の申請に係る事業の電気の使用に係る原単位(以下この条において単に「原単位」という。)の算定の基礎となる事項を継続的に把握しており、かつ、次の各号のいずれかに適合することとする。

1 法第三十七條第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の事業年度(以下この条において「申請前事業年度」という。)に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合(次号において「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。)が九十九パーセント以下であること。

2 申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合(次号において「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。)が九十九パーセント以下であること。

3 申請前事業年度の事業年度(以下この条において「申請前事業年度」という。)に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合(次号において「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。)が九十九パーセント以下であること。

4 申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百パーセント以下であること。

5 前各号に掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

六 前各号に掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

第三十一条 令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める種類の事業は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する種類の事業とする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 製造業

第三十二条 令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。

（法第二十七条第一項の認定を受けた事業所に係る情報の公表）

第三十三条 法第三十七条第四項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該認定に係る事業の名称及び内容
- 二 当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位（当該原単位の算定の基礎となる当該事業に係る売上高の額を含む。）
- 三 経済産業大臣は、毎年度、法第三十七条第四項及び前項に規定する事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（賦課金に係る特例の認定の取消し）

第三十四条 経済産業大臣は、法第三十七条第五項又は第六項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、当該認定を取り消したことにつき、速やかに小売電気事業者等に通知するものとし、当該通知以降最初に当該小売電気事業者等により賦課金の請求が行われた時点で、当該事業所に係る法第三十七条の賦課金に係る特例の適用は終了するものとする。

（納付金の徴収期間）

第三十四条之二 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（徴収等業務規程の記載事項）

第三十四条之三 法第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の納付金の徴収並びに交付金の交付の業務の実施方法
- 二 納付金徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 納付金徴収等業務を行う事務所
- 四 納付金の管理の方法
- 五 法第二条の六及び第十五条の五の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法
- 六 納付金徴収等業務に関する秘密の保持
- 七 納付金徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存
- 八 特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達により発行される非化石証書の販売に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、納付金徴収等業務に関し必要な事項

2 推進機関は、法第四十条第一項前段の規定により徴収等業務規程の認可を受けようとするときは、様式第十四の二による申請書に当該認可に係る徴収等業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第四十条第一項後段の規定により徴収等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十四の三による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（徴収等業務に関する帳簿に係る事項）

第三十四条之四 納付金徴収等業務を行う事務所ごとに備え付け、納付金徴収等業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

3 法第四十二条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 供給促進交付金に関する事項
 - (1) 供給促進交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称
 - (2) 電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日
- 二 調整交付金に関する事項
 - (1) 調整交付金を交付した電気事業者の氏名又は名称
 - (2) 電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日
- 三 系統設置交付金等に関する事項
 - (1) 系統設置交付金等を交付した電気事業者の氏名又は名称
 - (2) 電気事業者ごとの交付金の額及び交付の年月日

- 四 納付金に関する事項
 - (1) 納付金を徴収した小売電気事業者等の氏名又は名称
 - (2) 小売電気事業者等ごとの納付金の額及び徴収の年月日

第五章 雑則

（立入検査の証明書）

第三十五条 法第五十二条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十五によるものとする。

2 法第五十二条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十六によるものとする。

（法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類）

第三十六条 法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類は、法第十三条の規定による命令、法第十五条の規定による取消し又は法第十五条の六第一項若しくは法第十五条の十一第一項の規定による命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類とする。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の廃止）

第八条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）は、廃止する。

（特定契約に関する経過措置）

第十一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により法第二条第四項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなされる改正法附則第三条第二項に規定する旧電気事業者（以下「みなし電気事業者」という。）は、同条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約について、当該契約の申込みを行った改正法附則第四条第一項に規定する旧特定供給者から変更（当該旧特定供給者が当該契約に基づいて供給する再生可能エネルギー電気の量を増加させるものに限る。以下同じ。）の申込みがあつた場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該変更の申込みを拒むことができる。

一 当該変更後の契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、当該変更後の契約に係る改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求の相手方である一般送配電事業者

の供給区域における当該みなし電気事業者が事業の用に供するための電気の量が、その最大の需要に於ける電気の供給のために必要な量を追加的に超えることが見込まれる場合

二 当該みなし電気事業者（当該みなし電気事業者が一般送配電事業者である場合を除く。）が電気事業法第二十九条の規定により届け出た同条第一項に規定する供給計画に係る全国の区域の需要電力量が五億キロワット時未満である場合

（みなし電気事業者の交付金の額の算定方法に関する経過措置）

第十二条 みなし電気事業者についての第十三条の三の三の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「電気事業者」とあるのは「電気事業者が一般送配電事業者以外である場合であつて、一般送配電事業者若しくは当該電気事業者以外の者が当該電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四條第一項、第五條第三項又は第六條第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により改正法第二条の規定を受けたものとみなされる旧特定供給者（改正法附則第四條第一項に規定する旧特定供給者をいう。）が維持し、及び運用する改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき、又は当該電気事業者」と、同条第二号中「電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者」とあるのは「電気事業者」とする。

（みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置）

第十三条 改正法附則第三條第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気（次項に掲げるものを除く。）についての第十三条の三の四の規定の適用については、同条中「翌日市場」とあるのは「翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則第一條第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。）」と、「として」とあるのは「を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として」と、「のうち、当該電気事業者が使用した量」とあるのは「の量」とする。

2 平成二十五年四月一日以後最初に電事法等改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第一條第一項に規定する一般電気事業者（以下この項において「旧一般電気事業者」という。）が電事法等改正法附則第十八條第一項又は同法附則第十六條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の電気事業法第十九條第三項の規定に基づき変更した料金が適用されるまでの間における当該旧一般電気事業者が改正法附則第三條第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされる契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気についての第十三条の三の四の規定の適用については、同条（第一項又は第二項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中「乗ずる方法」とあるのは「乗じて得た額に、当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「再エネ特措法改正法」という。）附則第四條第一項、第五條第三項又は第六條第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により再エネ特措法改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第九條第三項の認定を受けたものとみなされる再エネ特措法改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第三條第二項に規定する特定供給者（以下この条において「旧

特定供給者」という。）に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において「旧認定発電設備」という。）に限る。）により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（当該太陽光発電設備により発電された電気の調達をしなければならぬならば当該太陽光発電設備により発電された電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）及び当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（再エネ特措法改正法附則第四條第一項、第五條第三項又は第六條第三項の規定により新法第九條第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者に係る旧認定発電設備に限る。）に係るもの）に限り、太陽光発電設備により発電された電気に係るものを除く。）に相当する額（当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の調達をしなければならぬならば当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をそれぞれ十二で除して得た額を加える方法」とする。

附則（平成二十四年八月三十一日経済産業省令第六四号）

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月二十九日経済産業省令第一七号）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二條第一項に基づく納付金の額の算定に用いられる納付金単価は、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規規則」という。）第十八條第二項及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十五年三月の定例の検針等が行われた日から同年四月の定例の検針等が行われた日の前日まで（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合においては、原則として平成二十五年四月一日から同月三十日まで）に電気事業者が平成二十五年において法第十七條第三項の規定の適用を受けるものとして同条第一項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の額についての同条第三項の規定の適用については、新規規則第二十一條第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十五年七月二二日経済産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日経済産業省令第一九号）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第八條第一項第十二号及び第十三号の規定は、この省令の施行の日以後に法第六條第一項の認定を申請した発電から適用し、同日前に同項の認定を申請した発電については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年一月二二日経済産業省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月二十六日から施行する。ただし、第八條、第十條及び様式第一から様式第六までの改正規定は、平成二十七年二月十五日から施行する。

附則（平成二十七年三月四日経済産業省令第九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年三月三十一日経済産業省令第二三三号）
 (施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(この省令の施行前の再生可能エネルギー発電設備の区分等)

2 この省令の施行の際現に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定を受けた場合にあつては、当該変更の認定）を受けている発電に係る再生可能エネルギー発電設備（この省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二条第十六号に掲げる設備に限る。）は、その発電設備の出力が二千ワット未満のものにあつてはこの省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第十六号に掲げる設備を用いて行われる発電として認定を受けたものと、その発電設備の出力が二千ワット以上のものであつては新規則第二条第十七号に掲げる設備を用いて行われる発電として認定を受けたものとみなす。

附則（平成二十八年三月三〇日経済産業省令第四九号）
 (施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

第二条 改正法附則第三十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第九条第一号の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 改正法の施行前に改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この条及び附則第九条において「旧法」という。）第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）であつて、改正法附則第二条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（附則第四条第二号及び附則第六条第二号において「みなし小売電気事業者」という。）が特定契約（旧法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島（改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和二十九年法律第七十号。以下「新電気事業法」という。）第二条第一項第八号に規定する離島をいう。以下同じ。）における再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき調達したものを除く。）

第三条 改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第九条第一号の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 旧一般電気事業者であつて、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき調達したものに限る。）

第四条 改正法附則第三十五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。この場合において、この省令に

よる改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（次条及び附則第八条において「新規則」という。）第十八条第一項中「供給した電気の量」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第四条に定める方法により算定した電気の量」と読み替えるものとする。

一 当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 旧一般電気事業者であつて、みなし小売電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量を除く。）

第五条 改正法附則第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十二条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。この場合において、新規則第十八条第一項中「供給した電気の量」とあるのは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第五条に定める方法により算定した電気の量」と読み替えるものとする。

一 当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 旧一般電気事業者であつて、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量に限る。）

第六条 改正法附則第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する新法第十六条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一 当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 旧一般電気事業者であつて、みなし小売電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量を除く。）

第七条 改正法附則第三十六条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十六条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる量を合算する方法とする。

一 当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。）

二 旧一般電気事業者であつて、改正法附則第二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいい、離島において電気の使用者に供給した電気の量に限る。）

附則（平成二十八年七月二十九日経済産業省令第八四号）
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条から第五条まで 削除

(改正法附則第四条第一項の書類の提出等)

第六条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項の基準は、同条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。附則第八条において「新法」という。）第九条第三項の認定（以下この条において「新認定」という。）を受けたものとみなされる者のうち、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備が改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）附則第六条第一項の規定により旧法第六条第一項の認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備であるものを除いた者であることとする。

2 改正法附則第四条第二項の規定により書類を提出しようとする者（以下この条において「提出者」という。）は、様式第十九（当該提出者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものである場合にあつては、様式第二十）により作成した書面（以下この条において「事業計画書」という。）を提出しなければなら

3 前項の事業計画書には、当該提出者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備と旧法第五条第一項に規定する一般送配電事業者等（以下この項において「旧一般送配電事業者等」という。）が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続について当該旧一般送配電事業者等の同意を得ていることを証明する書類の写しを添付しなければならない。ただし、改正法附則第四条第一項の規定により新認定を受けたものとみなされる日までに当該提出者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 事業計画書等（事業計画書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該事業計画書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 当該提出者の使用に係る電子計算機と経済産業大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもって調整するファイルに情報を記録したものを経済産業大臣に提出する方法

5 改正法附則第四条第二項に規定する期間は、新認定を受けたものとみなされる日から六月（新認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、九月）以内とする。

6 第一項から前項までの規定は、改正法附則第五条第三項の規定により新認定を受けたものとみなされる者が改正法附則第五条第四項の規定により準用される附則第四条第二項の規定による経済産業大臣への書類の提出について準用する。この場合において、第一項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第五条第四項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と、第二項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第五条第四項」と、第三項中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項」と、第五項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第五条第四項」とする。

7 第一項から第五項までの規定は、改正法附則第六条第三項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号。以下「整備令」という。）第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により新認定を受けたものとみなされる者が改正法附則第六条第四項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により準用される附則第四条第二項の規定による経済産業大臣への書類の提出について準用する。この場合において、第一項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号。以下「整備令」という。）第四条第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。」と、「同条第一項」とあるのは「改正法附則第六条第三項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。）と、第二項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」と、第三項中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第六条第三項」と、第五項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」とする。

第七条 改正法附則第六条第一項及び整備令第四条第一項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（以下この条において「推進機関」という。）又は一般送配電事業者によって行われる特別高圧（七千ボルトを超える電圧をいう。以下この条において同じ。）の電力系統（特別高圧の電力系統と高圧（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以下の電圧をいう。）の電力系統を結合する変圧器を含む。以下同じ。）の工事に係る費用を共

同で負担する者を決定するための入札その他の手続において、当該手続の開始が明らかになつたときから当該手続の落札者等が確定し、当該推進機関又は一般送配電事業者による当該手続の結果の公表までの間に行うもの

二 経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者によって行われる、会社間連系線を介して他の一般送配電事業者の供給能力を確保するための措置（経済産業大臣が別に告示する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の発電に係る電気の量の見込みと発電した電気の量との差についての送電及び受電に用いる容量のうち、当該送電及び受電に係る再生可能エネルギー電気発電設備が確定していない部分に相当する部分に限る。）

三 推進機関によって行われる、廃止されることが見込まれると推進機関が認める発電設備（以下この条において「廃止予定発電設備」という。）が電氣的に接続する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路に係る設備において、当該廃止予定発電設備により発電された電気の送電に必要な送電容量として確保された送電容量に相当するもの（以下この条において「空き容量相当設備」という。）について、当該空き容量相当設備を利用できる者を決定するために入札その他の手続において、当該手続の開始が明らかになつたときから当該手続により当該空き容量相当設備を利用できる者が確定し、推進機関による当該手続の結果の公表までの間に行うもの

（新エネルギー等認定設備に係る認定の申請）

第八条 新法第九条第一項の認定の申請をしようとする者が用いる再生可能エネルギー発電設備が、この省令の施行の際現に新法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備である場合にあっては、この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までに当該認定の申請を行わなければならない。

附則（平成二八年九月三〇日経済産業省令第九五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年十月一日から施行する。

（認定基準に関する経過措置）

第一条 平成二十九年度に係る賦課金に係る特例に関する経過措置（平成二十九年度に於ける再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する特定供給者（次条において「旧特定供給者」という。）であつて、改正法附則第四条第一項の規定により改正法の施行の日改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の認定（以下「新認定」という。）を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二

項に規定する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号。以下「整備令」という。）第四条第二項において準用する場合を含む。）と、第二項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」と、第三項中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第六条第三項」と、第五項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」とする。

（認定基準に関する経過措置）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定については、この省令の公布の日から施行する。

（認定基準に関する経過措置）

第一条 平成二十九年度に係る賦課金に係る特例に関する経過措置（平成二十九年度に於ける再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する特定供給者（次条において「旧特定供給者」という。）であつて、改正法附則第四条第一項の規定により改正法の施行の日改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の認定（以下「新認定」という。）を受けたものとみなされるものに係る旧法第三条第二

項に規定する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号。以下「整備令」という。）第四条第二項において準用する場合を含む。）と、第二項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」と、第三項中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第六条第三項」と、第五項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第六条第四項」とする。

（認定基準に関する経過措置）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定については、この省令の公布の日から施行する。

(指定電気事業者に関する経過措置)

第六条 一部改正省令の施行前に旧規則第六条第一項第七号の規定による指定を受けた再生可能エネルギー発電設備の種類及び旧法第五条第一項に規定する一般送配電事業者等は、新規則第十四条第一項第十一号の規定による指定を受けたものとみなす。

附則 (平成二九年八月三十一日経済産業省令第六五号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(変更の認定及び軽微な変更に関する経過措置)

2 この省令の施行前にされた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(次項において「法」という。)第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にされた法第十条第二項の軽微な変更の届出については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年八月三十一日経済産業省令第六六号)
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日経済産業省令第七号)
(施行期日)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二十九日経済産業省令第三六号)
(施行期日)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前(この省令による改正前の第三条第三十号に掲げる設備にあっては、令和三年三月三十一日以前。次項において同じ。)に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第九条第三項の認定(法第十条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。)において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合における設備の区分等については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に法第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備(廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。)において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備である場合については、第五条第一項第十一号への規定は適用しない。

附則 (令和元年八月二日経済産業省令第三二号)
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号及び第十の二号の改正規定については、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和元年二月六日経済産業省令第四七号)
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日経済産業省令第二四号)
(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のもの(複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をしたものに限る。)である場合に適用される認定基準については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号の二並びに第二項第五号、第五号の二及び第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画がこの省令の施行日前に法第九条第三項の認定を受けたものである場合(前項に掲げる場合を除く。)については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二の規定は適用しない。

附則 (令和二年三月三十一日経済産業省令第二九号)
(施行期日)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年六月二日経済産業省令第五六号) 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定については、令和三年四月一日から施行する。

(失効期間に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号。以下この条において「改正法」という。)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」と、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)」を「改正法(平成二十三年法律第八八号。以下「現行法」という。))」第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業が太陽光発電設備を用いて行われるものであつて、令和四年四月一日の時点において、認定を受けた日(当該認定事業者が最初に認定を受けた日)をいう。以下この条において同じ。)から起算して三年を経過し、当該設備による再生可能エネルギー電気の供給開始に至っていない設備については、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「新法」という。))第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は次のとおりとする。

一 令和五年三月三十一日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合 認定を受けた日から令和五年三月三十一日までの期間

二 令和五年三月三十一日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 認定を受けた日から令和七年三月三十一日までの期間

三 令和五年三月三十一日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

2 平成二十九年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により同法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。))第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者(以下「みなし認定事業者」という。))であつて、平成二十八年七月三十一日以前に太陽光発電設備に係る接続契約が締結された当該設備について、前項の規定にかかわらず、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合の新法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は次のとおりとする。

一 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 認定を受けた日から一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した日までの期間に四年を加えた期間

二 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

三 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

2 平成二十九年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により同法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。))第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者(以下「みなし認定事業者」という。))であつて、平成二十八年七月三十一日以前に太陽光発電設備に係る接続契約が締結された当該設備について、前項の規定にかかわらず、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合の新法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は次のとおりとする。

一 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 認定を受けた日から一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した日までの期間に四年を加えた期間

二 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

三 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

2 平成二十九年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により同法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。))第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者(以下「みなし認定事業者」という。))であつて、平成二十八年七月三十一日以前に太陽光発電設備に係る接続契約が締結された当該設備について、前項の規定にかかわらず、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合の新法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は次のとおりとする。

一 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した場合 認定を受けた日から一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領した日までの期間に四年を加えた期間

二 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

三 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間に、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領し、かつ、当該認定発電設備の設置に係る電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定に基づく工事計画の届出が不備無く受領されたこと又は同法第四十六条の十四の規定に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告若しくは勧告をする必要のないこと若しくは勧告までの期間延長の通知が出されたことを経済産業大臣が確認した場合 認定を受けた日から令和二十四年三月三十一日までの期間

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十一条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省令第二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日経済産業省令第三二号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年四月一日経済産業省令第三七号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年四月二〇日経済産業省令第四三三号）

この省令は、令和三年八月一日から施行する。ただし、電気事業者が一般送配電事業者である場合にあっては、この省令による改正後の規定は、令和三年一月一日を含む算定期間における交付金の額の算定から適用する。

附則（令和三年六月三〇日経済産業省令第五六号）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和四年三月二八日経済産業省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三一日経済産業省令第二七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の第一条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四六号。以下「施行規則」という。）第三条の五に規定する供給促進交付金単価の算定に係る平均価格については、この施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までにおいては、令和三年十二月から令和四年三月までの卸電力取引所（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十七条に規定する卸電力取引所をいう。）が開設する翌日市場（電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。）及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。）における同一時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の電気の数量により加重平均した各月平均価格（ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の数量により加重平均した各月平均価格（ただし、認定発電設備が太陽光発電設備の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均し、さらに、その額を同一の時間帯における一般送配電事業者が公表する発電量により加重平均した額とする。）又は認定発電設備ごとに次の各号に掲げる各月の額のいずれか低い額とする。）

一 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社又は東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域に設置された太陽光発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十五円四十六銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十六円四十六銭、令和四

年二月は一キロワット時当たり十六円八十五銭、令和四年三月は一キロワット時当たり十一円二十二銭

二 北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社又は東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域に設置された風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十三円三銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円六十四銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十六円二銭、令和四年三月は一キロワット時当たり八円六十七銭

三 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社の供給区域に設置された太陽光発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十三円四銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円六十三銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十五円四銭、令和四年三月は一キロワット時当たり十四円六銭

四 中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社の供給区域に設置された風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備については、令和三年十二月は一キロワット時当たり十二円八十二銭、令和四年一月は一キロワット時当たり十五円二十六銭、令和四年二月は一キロワット時当たり十五円三十八銭、令和四年三月は一キロワット時当たり八円五十四銭

2 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が法第九条第三項の認定を受けたものである場合については、施行規則第五条第一項（第九号の二に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画が法第九条第三項の認定を受けたものである場合については、施行規則第五条第一項（第十二号の二に係る部分に限る。）及び第二項（第七号の二及び第七号の三に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

4 平成二十七年一月二十五日までに、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備である者でない、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容及び第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは、「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三十日を超えない場合に限る。）」とし、同項（第八号イに係る部分に限る。）の規定は適用しない。なお、当該期間に、認定発電設備の出力が一キロワット未満の太陽光発電設備である認定事業者が行った契約の申込みについては、同項（第八号イ及びイチに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

5 平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備である者でない、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容及び第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは、「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三百六十時間を超えない場合に限る。）」とする。

6 平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が一キロワット以上五十キロワット未満である者に限る。）が行った契約の申込み、平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が五十キロワット以上五百キロワット未満である者に限る。）が行った契約の申込み及び北陸電力送配電株

式会社、中国電力ネットワーク株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである者に限る。）が行つた契約の申込みについては、同項（第八号子に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

7 平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものである者に限る。）が行つた契約の申込み、平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日までに、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット未満のものである者に限る。）が行つた契約の申込みについては、同項（第八号イ及び子に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

8 平成二十七年一月二十五日までに、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であつて、その出力が五百キロワット以上のものである者に限る。）が行つた契約の申込みについての第十四条第一項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三十日を超えない場合に限る。）」とし、同項（第八号子に係る部分に限る。）の規定は適用しない。なお、平成二十七年一月二十五日までに、認定発電設備の出力が五百キロワット未満の風力発電設備である認定事業者が行つた契約の申込みについては、同項（第八号イ及び子に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

9 平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であつて、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容及び者を除く。）が行つた契約の申込みについての同項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間七百二十時間を超えない場合に限る。）とする。なお、当該期間に、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であつて、その出力が二百キロワット未満である者に限る。）が行つた契約の申込みについては、同項（第八号イ及び子に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

附則（令和五年三月二八日経済産業省令第一二一）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和五年三月三十一日経済産業省令第一三三）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 公布の日

二 第一条中再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（附則第四条において「施行規則」という。）第十三条の三の三の改正規定 令和五年十月一日

（所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第二条 令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（次条において「新施行規則」という。）第三条の六、第三条の八及び第五条第一項（第十二号の三に係る部分に限る。）の規定の適用については、第三条の六中「同法第二条第一項第七号の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第九号イに規定する五年改正規定による改正後の消費税法第二条第一項第七号の二」とする。

（認定基準に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日前に特定契約により電気を供給する事業として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号。以下「法」という。）第九号第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備を用いて、同日以降に市場取引等により電気を供給する事業として法第九号第四項の認定（法第十条第一項の認定を含む。）を受ける場合については、新施行規則第五条第二項（第五号の三に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

（石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に関する経過措置）

第四条 石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備であつて、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九号第三項の認定（同法第十条第一項の変更の認定を含む。以下この条において「旧法による認定」という。）を受けたものを用いて市場取引等により電気を供給する事業として法第九号第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする場合については、当該設備に係る設備の区分等については、旧法による認定に係る設備の区分等を適用し、施行規則第五条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

附則（令和五年九月一三日経済産業省令第四三三）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五条第一項第九号の二の次に二号を加える改正規定及び同条第二項第五号の次にハを加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第五号第一項第九号の三及び第九号の四並びに第二項第五号ハの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行後に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第九号第一項又は第十号第一項の規定による認定の申請がされた再生可能エネルギー発電事業計画について適用する。

2 この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第四号の二第二項第八号の二、第五号第一項第十号の二から第十号の四まで及び第二項第五号ただし書並びに第五号の二第五号の規定は、この省令の施行の日以後に法第九号第一項又は第十号第一項の規定による認定の申請がされた再生可能エネルギー発電事業計画について適用する。

3 法第九号第一項又は第十号第一項の規定による認定の申請がされた再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第四条、第四条の二第二項第七号及び第七号の二、第五条の二第四号、第九条第十一号の二並びに第十三条の三第三号の規定は、適用しない。

一 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が法第四条第一項の規定による指定を受けた交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当しない場合であつて、この省令の施行の日前に法第九号第一項の規定による認定の申請がされた場合

二 法第七号第三項の規定による落札者の当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画であつて、この省令の施行の日前に当該落札に係る入札における再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限（同条第十項の規定に基づき入札の実施に関する業務を行う電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が定めるものをいう。）が到来する場合

三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した同法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る再生可能エネルギー発電事業計画であつて、この省令の施行の

日前に当該公募占用計画の提出の期限（同法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定めるものをいう。）が到来する場合

附 則

（令和五年十一月六日経済産業省令第四八号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十一月十三日から施行する。

附 則

（令和六年二月二〇日経済産業省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第三項の規定による落札者の落札に係る入札における再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限（同条第十項の規定に基づき入札の実施に関する業務を行う電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が定めるものをいう。）が到来する場合に該当する再生可能エネルギー発電事業計画に係る法第九条第一項の規定による認定の申請については、この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二第二項第七号の三、第四条の二の二、第四条の二の三及び第五条第二項第八号（この省令による改正に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に新規則第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合であつて、この省令の施行の日前に当該許可等の処分の申請をしたときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号イ（一）の規定は適用しない。

3 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であつて、この省令の施行の日前に、同法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書を作成したときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号ロ（一）の規定は適用しない。

4 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づき環境影響評価の対象となる場合であつて、この省令の施行の日前に、当該条例に基づき、環境影響評価法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書の作成に準ずる手続をしたときは、当該認定の申請に係る新規則第四条の二の三第二項第七号ハの規定の適用については、同号ハ中「ロ（一）から（三）まで」とあるのは、「ロ（二）及び（三）」とする。

附 則

（令和六年三月二九日経済産業省令第二〇号）

（施行期日）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

（令和六年三月二九日経済産業省令第二一号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1（第4条の2（第4条）関係）

様式第1（第4条の2（第4条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
 (再生可能エネルギー発電事業計画提出書)
 (10kW未満、10kW以上50kW未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く)

年 月 日

経済産業大臣（広域的運営推進機関） 殿

申請者（提出者） 住 所（〒 - ）
 (注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)
 電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項（第6条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第7条第2項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注2） _____

第1表 再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容		備考	
事業者名 (注3)		□地方税法第七十二条の四に規定する法人	
課税事業者の該当 (注4)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納付されている方) <input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納付されていない方)		
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 (注5)			
法人の代表者氏名 (注3)	役職 氏名		
法人の役員氏名 (注6)	役職 氏名	□別紙あり	
	役職 氏名		
	役職 氏名		
	役職 氏名		
密接関係者 (注7)			
事業者の住所 (注3)	(〒 -)		
発電設備の区分 (注8)			
既設設備の更新 (注9)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既設設備 1 D 既設設備の出力 (kW) 既設設備の名称 既設設備の設置場所	
発電設備の出力 (kW) (注10)		<input type="checkbox"/> 環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きを実施中 <input type="checkbox"/> 条例に基づく環境影響評価の手続きを実施中	

最大受電電力 (kW) (注11)	□ 発電側託送供給料金の支払者		
発電設備の名称	(〒 -)		
発電設備の設置場所 (注12)			□別紙あり
事業区域の面積 (㎡)			
太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (□既設の建物等) <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有 建物の種類 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (□野立て □水立)	土地の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項 (注13)	製造事業者名		
	種類		
	変換効率		□除外事項該当性
	型式番号		□別紙あり
風車に係る事項 (注14)	枚数 (枚)		
	合計出力 (kW)		
	製造事業者名		
配線方法 (注15)	型式番号		□別紙あり
	NK 認証番号		
自家発電設備等の設置の有無 (注16)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自家発電設備の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCS 設備 <input type="checkbox"/> PCS 設備の位置 <input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 区分の可否	

		<input type="checkbox"/> PCSより系統別	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他 ()	
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注17)	接続契約締結日	年 月 日	
系統接続に係る事項 (注18)	接続契約締結先		
	工事費負担金 (円[税抜き])		
更新に係る事項 (注19)	接続枠の継承 (注20)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	電源線の継承	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事業実施工程 (注21)	設置工事開始予定日	年 月 日	
	系統連系予定日	年 月 日	
	運転開始予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	年 月 日	
保守点検責任者	法人名 (法人の場合)		
	責任者氏名		
	所属・役職 (法人の場合)		
	電話番号		
保守点検及び維持管理計画 (注22)	別紙のとおり		
保守点検及び維持管理費用総額 (円[税抜き]) (注23)			
解体等に要する費用 (注24)	<input type="checkbox"/> 内部積立て (法第15条の12から第15条の16まで に規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合を いう。以下同じ。)		<input type="checkbox"/> 「内部積立て に係る事項」の 添付あり
	<input type="checkbox"/> 内部積立て (法第15条の17に基づき、内部積立金を 積み立てる場合等をいう。以下同じ。)(詳細は、別添「 内部積立てに係る事項」記載のとおり。)		
廃棄等費用 (注25)	総額 (円[税抜き])		
	算定方法		
	積立開始時期	年 月	
	積立終了時期	年 月	

	毎月積立金額 (円[税抜き])			
補助金の受給額 (円) (注26)				
選択する地域活用要件 (地域活用要件が求められる場合のみ記入) ((1) 自家消費型・地域消費型の①～④又は (2) 地域一体型の①～④の6つのうちいずれか1つを選択。)	(1) 自家消費型・地域消費型			
	<input type="checkbox"/> ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一必要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること、また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。			
	<input type="checkbox"/> ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定配電事業者が、小売供給する電気の50%である当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。			
	<input type="checkbox"/> ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所を含む一必要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。			
	(2) 地域一体型			
	<input type="checkbox"/> ①当該申請に係る発電事業を行うとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、当該発電設備の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。			
	<input type="checkbox"/> ②当該申請に係る発電事業を行うとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体の親会社、基本金その他これに準ずるものを出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。			
	<input type="checkbox"/> ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資をしている小売電気事業者又は登録特定配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は再生可能エネルギー特定供給により供給すること。			
	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年		
	自家消費等の量の見込み	kWh/年		
自家消費・地域消費等計画 (注27)	自家消費等の用途			
	自家消費等の比率	%		
	特定供給の有無 (注28)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

遵守事項(注2)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って運用に専念すること。(注30)	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	□
	特長の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力計は、計量法上の使用の期限を満たす電力計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う構造物の外観の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】(注31)	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。(注32)	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書の写し(対象となる規模に限る。)を報告すること。また、運転開始までに、使用開始前建設業届出書の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提供すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	運転開始から運転開始後3年以内のモニタリング等を実施するなど、運転を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	書類の種類	書類名
① 住居系の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあつては、法人登記簿謄本)(注33)		
② 印鑑証明書(注33)		
③ 発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注35)		
④ 土地の取得を証する書類等(注34)		
⑤ 建築物所有権の登記書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注35)		
⑥ 検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注36)(注37)		
⑦ 建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注36)		
⑧ 工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し(屋根		

設置太陽光発電設備のみ)(注38)		
⑨ 太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注39)		
⑩ 発電設備の内容を証する書類(注40)		
⑪ 申請書(注31)(注32)		
⑫ 配線図(単線結線図)(注40)(注42)		
⑬ 接続の同意を証す書類の写し		
⑭ 最大受電電力を証する書類(注43)		
⑮ 事業実施体側図(注44)		
⑯ 関係法令手続状況報告書(注45)		
⑰ 森林法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注45)		
⑱ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注45)		
⑲ 消防法の規定に係る取組を示す書類(区分が必要な場合)(注45)		
⑳ 防犯カメラ等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注45)		
㉑ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注45)		
㉒ 再生可能エネルギー発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確保できる地図等(注46)		
㉓ 周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類(注46)		
㉔ 説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回収帳、自由体		

公報若しくは自治体広報誌に掲載した書類(注4.6)(注4.7)		
説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類(注4.6)		
説明会における配布資料(注4.6)		
説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類(注4.6)(注4.7)		
説明会の議事録(注4.6)		
説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答(注4.6)(注4.7)		
説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書(注4.6)(注4.7)		
再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電設備のみ)(注4.8)		
再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書(地熱発電設備のみ)(注4.9)		
補助金確定通知書(注5.0)		
発電設備の所在する自治体内に小売供給の5割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの		
再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の consent letter 内の供給状況を証するもの		
当該事業計画に属する再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、		

災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
地方公共団体の出資を証するもの		
その他1		
その他2		
その他3(注5.1)		

第2表 申請事業計画使用燃料一覧(バイオマス発電設備の場合に記載)

燃料区分(注5.2)	燃料名(注5.3)	バイオマス比率(%) (注5.4)	バイオマス比率(%) (注5.5)	備考
A		計		
B		計		
C		計		
D		計		
E		計		
G		計		
		バイオマス合計		
F		非バイオマス計		

バイオエ イタルG H G 算定 値 (注5 6)	g-CO ₂ eq/MJ-電力 (燃料名 :)
バイオエ イタルG H G 燃料 輸送距離 (注5 7)	km (燃料名 :)

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を出発する自治体経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府環境総合事務局
- (注3) 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）」と同じと記載することでも良い。
- (注4) 消費税（昭和六十二年法律第9号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行者）として登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行者）の登録番号については、「J」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 所有可能なエネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第91条に規定する「業務を執行する社員」）のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者でない、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的な支配力を有するものとする者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目が不足する場合、項目欄には申請書に記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注7) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上200kW未満
	太陽光発電設備	200kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リブレス）	—
U	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備（全設備更新型リブレス）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレス）	15,000kW未満
L	地熱発電設備（全設備更新型リブレス）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リブレス）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレス）	200kW未満
V	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレス）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレス）	5,000kW以上20,000kW未満
Y	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リブレス）	5,000kW以上20,000kW未満
M	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

- なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計画できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計画できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も燃費（発電率）の低い燃料を使用するバイオマス区分を記載すること。
- (注9) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リブレス発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第4項の規定を受けている発電設備又はR P S設備（法附則第4条の規定により水力発電設備を有するものとして認められる発電設備）又はR P S設備（法附則第3条の規定による廃止期の電気事業者による発電設備の併用に関する特別措置法第9条1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリブレス発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備IDを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。
- (注10) 発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は様式第2、10kW以上50kW未満となる場合は様式第1の2により申請すること。
- (注11) 発電設備電気工事を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注12) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注13) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶シリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶シリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるとは、レンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注14) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NAC認証番号」（一般財団法人日本海草協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。
- (注15) 配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：全額配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第3条第3項の規定により、1の需要場所に複数の引込の配線とす
- (注16) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量基の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
- (注17) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量・計量する方法を記載すること。なお、複数の電気事業者を用いる場合など特殊な計量方法がある場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注18) 当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおり正確に記載すること。
- (注19) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、又は地熱発電設備であったり、リブレス発電設備であるものは、「接続線の継承」及び「電線線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチ

様式第1の2（第4条の2関係）

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所（〒 - ）
（注1）

氏名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画 第1表による

担当経済産業局（注2） _____

第1表 10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考
事業者名（注3）		<input type="checkbox"/> 地方税法等七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該当（注4）	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する（消費税を申告・納付されている方）	
	<input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する（登録年月日） 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注5）		
法人の代表者氏名（注3）	役職	
	氏名	
法人の役員氏名（注6）	役職	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名	
	役職	
	氏名	
密接関係者（注7）		
事業者の住所（注3）	（〒 - ）	
発電設備の出力（kW）（注8）		<input type="checkbox"/> 本欄に基づく環境影響評価の手続きを実施中 <input type="checkbox"/> 屋根設置太陽光発電設備に該当
最大受電電力（kW）（注9）	<input type="checkbox"/> 発電機託送供給料金の支払者	
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有（ kW）（自立運転機能 kW） <input type="checkbox"/> 無	
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

発電設備の名称	()		
発電設備の設置場所 (注10)			<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)			
太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (□既設の建物等 □建設中・予定の建物等)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (□野立て □寄附型 □水上)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
農地一時転用許可申請予定の有無	<input type="checkbox"/> 有	一時転用許可期間 (見込み) 年 <input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可 (ただし、一時転用許可期間は9年を超えるもの) を取得し、農業委員会から交付される許可指図書の写真及び当該許可に係る許可申請書の写真を経済産業大臣に提出すること。	
	<input type="checkbox"/> 無		
太陽電池に係る事項 (注11)	製造事業者名		
	種類		
	変換効率		<input type="checkbox"/> 除外事項該当
	型式番号		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	枚数 (枚)		
合計出力 (kW)			
配線方法 (注12)			
自家発電設備等の設置の有無 (注13)	<input type="checkbox"/> 有	自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCS <input type="checkbox"/> PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他 ()	区分計量の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

	<input type="checkbox"/> 無	
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注14)		
系統接続に係る事項 (注15)	接続契約締結日	年 月 日
	接続契約締結先 工事費負担金 (円[税抜き])	
事業実施工程 (注16)	設置工事開始予定日	年 月 日
	系統連系予定日	年 月 日
	運転開始予定日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 運転開始済み
保守点検責任者	法人名 (法人の場合)	
	責任者氏名	
	所属・役職 (法人の場合)	
	電話番号 法人番号 (法人の場合)	
保守点検及び維持管理計画 (注17)	別紙のとおり	
保守点検及び維持管理費用総額 (円[税抜き]) (注18)		
解体等に要する費用 (注19)	<input type="checkbox"/> 外部積立て (法第15条の1.2から第15条の1.6までに規定する方法により解体等債を積み立てる場合をいう。以下同じ。)	
補助金の受給額 (円) (注20)		
自家消費・地域消費等計画 (注21)	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年
	自家消費等の見込み	kWh/年
	自家消費等の用途 前年の電力消費量 (既築建築物に発電設備を設置する場合)	kWh/年
	自家消費等の比率	%
特定供給の有無 (注22)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

準 守 事 項 (注 2 3)	事業計画審定ガイドライン、廃棄等活用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注24)	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力需計測する電力計は、許容量上の使用の制限を満たす電力需計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された運転期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を置く建物の外観の見えやすい場所に標識を掲示すること。 【20kW未満の太陽光発電設備を除く】(注25)	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に係らない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。(注26)	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備(10kW以上20kW未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。)において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一必要場所において使用すること。又は、電事審判法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書の写し(対象となる規模に限る。)を提出すること。また、運転開始まで、使用自己確認申請取書等の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真等を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
書 類 の 類 別	番 号	備 考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注27)		
②印鑑証明書(注27)		
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注27)		
④土地の取得を証する書類等(注28)		
⑤建物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注29)		
⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)(注31)		
⑦建物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注30)		
⑧使用自己確認申請取書の写し、屋根設		

⑧太陽光発電設備のみ(注32)		
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注33)		
⑩発電設備の内容を証する書類(注34)		
⑪構造図(注26)		
⑫配線図(単線結線図)(注35)		
⑬接続の同意を証する書類の写し		
⑭最大受電電力を証する書類(注36)		
⑮事業実施関係図(注37)		
⑯関係法令手続状況報告書(注38)		
⑰森林法の許可の底簿状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
⑲消防法の施行に係る状況を示す書類(処分が必要な場合)(注38)		
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
㉑危険物の取扱いに関する災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注38)		
㉒再生可能エネルギー発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等(注39)		
㉓説明会の開催に当たり周辺地域の住民の範囲について、市町村に事前相談を行った書類及び当該市町村の意見に係る書類(注39)		
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌に掲載した書類(注39)(注40)		

①説明会の開催案内を 実施した周辺地域の住 民の範囲から募集 (注3 9)		
②説明会における配布 資料(注3 9)		
③説明会の出席者名簿 又は事前周知措置を实 施した対象の範囲が分 かる書類(注3 9)(注 4 0)		
④説明会の議事録(注 3 9)		
⑤説明会の開催後又は 事前周知措置の実施後 に受け付けた質問等及 び当該質問に対する回 答(注3 9)(注4 0)		
⑥説明会概要報告書又 は事前周知措置概要報 告書(注3 9)(注4 0)		
⑦補助金確定通知書 (注4 1)		
⑧その他1		
⑨その他2		
⑩その他3(注4 2)		

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：国際経済産業局
- (注3) 申請者と同じ場合は、「申請者(提出者)と同じ」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税法(昭和六十二年法律第八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者」に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者」に該当する場合は、「インボイス発行事業者(適格請求書発行者)」としての登録を受けた事業者」に該当することを確認し、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行者)である場合にはその登録番号を記載すること。その他、法人番号については、国庫印から指定・通知される13桁の法人番号(インボイス発行事業者(適格請求書発行者)の登録番号については、「T」(ローマ字)を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注6) 所在地を「名称」欄に記載する事業者(会社法第501条に規定する「業務を執行する役員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。)、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を持つものと思われる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分を別紙として作成すること。
- (注7) 事業実施体制別の記載事項に含めて提出すること。
- (注8) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は様式第2、出力が50kW以上となる場合は様式第1により申請すること。
- (注9) 発電専用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送電事業者との協働により設定する設備上

- 利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注10) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できるのみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、別紙の「製造事業者」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶シリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶シリコンを用いた太陽電池
B：薄型半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるとはレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すること。
太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。
記載方法は、次の記号にて記載すること。
Z：全朝発電
Y：余剰発電
- (注12) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すること。
- (注13) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力計量を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
- (注14) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を面する書類のとおり正確に記載すること。
- (注15) 運転開始年月日の場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注16) 保守点検及び維持管理計画(点検内容及び実施スケジュール等)について、別紙として作成し、添付すること。
- (注17) 運転期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
- (注18) 国庫印に要する費用を精算する方法は、外務省に定める。
- (注19) 発電設備の導入に当たり、「環境共生エネルギー推進基金助成金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金認定通知書に記載されている受給額を記載すること。
- (注20) 発電設備の設置場所を含む一の設置場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建築物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の設置場所における前年(注第9条第1項に基づき認定申請の日から遡って1年間)の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注21) 特定供給とは、電気事業法第7条の3第1項に基づき許可を受けた者による当該申請に係る電気の供給に用いられることをいう。
- (注22) 右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すること。
- (注23) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注24) 標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
- (注25) 当該申請に係る発電設備の周囲に障害物がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注26) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注27) 登記簿本文の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注28) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注29) 申請時点において同棟内等に発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注30) 検査済証を保有していない者は、完了検査の目的、検査済証の交付者、番号および交付年月日及び記載された検査の概要書又は最終検査事項証明書の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、倉庫等の建築等及び利用の制限に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第1条第9号に定める構造命令等として倉庫等の建築等及び利用の制限に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第3項又は第4条第1項の規定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく倉庫等利用計画の認定に係る通知書及び申請書(副表)の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注31) 認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注32) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注33) 発電設備の計量機器、検定及び検成、検定、外装を示す書類、図面又はそれに準じる書類(発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等)を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付しないこととする。
- (注34) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力計を配線図内で指し示し、計量に基づき特定電力量であることを示すこと。
- (注35) 接続の同意を証する書類等。一般送電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類

- を添付すること。
- (注37) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社等）、申請者が法人である場合には親縁関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注38) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定国土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第1条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあつては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注39) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、説明会を開催した場合は添付すること。
- (注40) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注41) 発電設備の購入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
- (注42) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第2（第4条の2関係）

10kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所（〒 - ）
(注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)
電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、10kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたので、次のとおり申請します。

10kW未満の太陽光発電事業計画 第1表による

担当経済産業局（注2） _____

第1表 10kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容		備考
事業者名 (注3)		<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該当 (注4)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納付されている方)	<input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する (登録年月日) 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納付されていない方)	
法人番号 / インボイス発行事業者の登録番号 (注5)		
法人の代表者氏名 (注3)	役職	
	氏名	
法人の役員氏名 (注6)	役職	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	氏名	
	役職	
	氏名	
	氏名	
密接関係者 (注7)		
事業者の住所 (注3)	(〒 -)	
発電設備の出力 (kW) (注8)		
最大受電電力 (kW) (注9)	<input type="checkbox"/> 発電額託送供給料金の支払者	
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)	
	<input type="checkbox"/> 無	
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 無	
発電設備の名称		
発電設備の設置場所 (注10)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業の該当性 (注11)	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業
	<input type="checkbox"/> 該当しない	

太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 原機設置 (<input type="checkbox"/> 既設の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建物等)	建物の所有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (<input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 高架型 <input type="checkbox"/> 水上)	建物の種類 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	
太陽電池に係る事項 (注12)	製造事業者名		
	種類		
	変換効率		<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
	型式番号		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	枚数 (枚)		
合計出力 (kW)			
配線方法 (注13)			
自家発電設備等の設置の有無 (注14)	<input type="checkbox"/> 有	自家発電設備等 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 押し上げ効果の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他 ()	
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注15)			
系統接続に係る事項 (注16)	接続契約締結日	年 月 日	
	接続契約締結先		
事業実施工程 (注17)	設置工事開始予定日	年 月 日	
	系統連系予定日	年 月 日	
	運転開始予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	年 月 日	

保守点検責任者	法人名 (法人の場合)		
	責任者氏名		
	所属・役職 (法人の場合)		
	電話番号		
保守点検及び維持管理計画 (注18)			<input type="checkbox"/> 別紙あり
解体等に要する費用		<input type="checkbox"/> 外部積立て (注第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。)	複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
自家消費等計画 (注19)	当該発電設備における発電電力量の見込み	kWh/年	第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の量の見込み	kWh/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量 (既設の建物等に発電設備を設ける場合)	kWh/年	
自家消費等の比率		%	
遵守事項 (注20)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注21)		<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。		<input type="checkbox"/>
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものではないこと。		<input type="checkbox"/>
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備のみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。(注22)		<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。(注23)		<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。		<input type="checkbox"/>
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】		<input type="checkbox"/>

書類の種類	書類名	備考
①	①印鑑証明書 (注23)	
②	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本 (注23)	
③	③土地の取得を証する書類 (注24)	
④	④建物所有者の同意書 (屋根設置の太陽光発電設備のみ) (注25)	
⑤	⑤検査済証の写し (屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ) (注26)	
⑥	⑥建物の登記事項証明書 (屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ) (注27)	
⑦	⑦太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び写真 (屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ) (注28)	
⑧	⑧構造図 (注22) (注29)	
⑨	⑨配線図 (単線結線図) (注29)	
⑩	⑩接続の同意を証する書類の写し	
⑪	⑪最大受電電力を証する書類 (注30)	
⑫	⑫森林法の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注31)	
⑬	⑬市町村の設置及び特定産業等規制法の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注31)	
⑭	⑭防犯法の処分に係る状況を示す書類 (処分の必要がある場合) (注31)	
⑮	⑮障害等防止法の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注31)	
⑯	⑯急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注31)	
⑰	⑰その他1	
⑱	⑱その他2	
⑳	⑳その他3 (注32)	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同様。
- (注2) 申請書を出発する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
- (注3) 申請者と同一場合は、「申請者と同一」と記載することでも良い。
- (注4) 消費税込（昭和十九年法律第百八号）第五條第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合は、「課税事業者該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者該当する」場合には、インボイス発行事業者（消費税非課税事業者）としての登録を受けた事業者は該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注5) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（消費税非課税事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、開票日から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（消費税非課税事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を付した13桁の数字を記載すること。
- (注6) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第591条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）取締役、執行役又はこれらに準ずる者でない、取締役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に對し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む、該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注7) 事業者主体制度の記載事項に合せて提出すること。
- (注8) 発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW以上50kW未満となる場合は様式第1の2、50kW以上となる場合は様式第1により申請すること。
- (注9) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注10) 全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
- (注11) 第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の合計が10kW以上50kW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であつて、当該事業に用いる太陽光発電設備の合計が50kW以上となる場合をいう。なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により積立等立命を積立てる場合をいう。）の方法により積立てるものとする。
- (注12) 太陽電池の型式番号が複数の場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破損することなく折り曲げることができる又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
- (注13) 配線方法は次の記号にて記載すること。
Z：全量配線
Z：全量配線
- (注14) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、押し上げ効果の有無を記載すること。
- (注15) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。
- (注16) 当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに記載すること。
- (注17) 運転開始年度の運転開始月のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
- (注18) 保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスに

- チェックを付して、別紙として作成すること。
- (注19) 発電設備の設置場所を含む一箇条場所における自家消費や特定供給（電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。設置設備に発電設備を接続する場合作る場合は、当該設備を改善するの必要な箇所における単相（法第9条第1項に基づく認定申請の日から起って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注20) 法令の遵守事項に同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注21) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注22) 当該申請に係る発電設備の周囲に欄外がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
- (注23) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原簿に限る。
- (注24) 登記簿上の名称が事業者でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
- (注25) 建物の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注26) 申請時において当該設置太陽光発電設備を認定予定の建築物に関する工事や完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注27) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日、検査済証の交付者、番号及び交付年月日を記載された部分の欄外又は台帳記載事項証明の提出をもつて、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第8号）第1条第1号に規定するA種畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもつて、検査済証の提出に代えることができる。
- (注28) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注29) 構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」、配線図の書類名欄には、「標準配線図の上」と記載すること。標準構造図及び標準配線図と異なる場合には、構造図及び配線図を提出すること。
- (注30) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注31) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成等規制法、河川法、掘削・掘削等禁止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注32) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第2の2（第4条の2（第4条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
 (再生可能エネルギー発電事業計画提出書)
 (市場取引等により供給する事業を行う場合に限る)

年 月 日

経済産業大臣 (広域的運営推進機関) 殿

申請者 (提出者) 住 所 (〒 -)
 (注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第9条第1項 (第6条) の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい (法第7条第2項の規定に基づく入札に参加したい) ので、次のとおり申請 (提出) します。

再生可能エネルギー発電事業計画 第1表による

申請事業計画使用燃料一覧 第2表による (バイオマス発電設備の場合)

担当経済産業局 (注2) _____

第1表 再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容		備考	
事業者名 (注3)		<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人	
法人番号 (注4)			
法人の代表者氏名 (注3)	役職		
	氏名		
法人の役員氏名 (注5)	役職	<input type="checkbox"/> 別紙あり	
	氏名		
	役職		
	氏名		
	氏名		
密接関係者 (注6)			
事業者の住所 (注3)	(〒 -)		
発電設備の区分 (注7)			
既設設備の更新 (注8)	<input type="checkbox"/> 有	既設設備ID	
		既設設備の出力 (kW)	
	<input type="checkbox"/> 無	既設設備の名称	
		既設設備の設置場所	
発電設備の出力 (kW) (注9)		<input type="checkbox"/> 環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 <input type="checkbox"/> 条例に基づく環境影響評価の手続を実施中	
最大受電電力 (kW) (注10)	<input type="checkbox"/> 発電側送供給料金の支払者		
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)	10 kW以上50 kW未満の太陽光発電設備の場合又	
	<input type="checkbox"/> 無		

給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
発電設備の名称		
発電設備の設置場所 (注11)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)		
複数太陽光発電設備設置事業の該当性 (注12)	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業
太陽光発電設備の設置形態	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (<input type="checkbox"/> 既存の建築物等、 <input type="checkbox"/> 建設中・予定の建築物等)	<input type="checkbox"/> 建築物の所有 事業者が所有 事業者以外が所有 事業者が事業者以外と共有
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (<input type="checkbox"/> 野立、 <input type="checkbox"/> 営農型、 <input type="checkbox"/> 水上)	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他()
太陽電池に係る事項 (注13)	製造事業者名	
	種類	
	変換効率 (%)	
	型式番号	
風車に係る事項 (注14)	製造事業者名	
	型式番号	
	NK認証番号	
	配線方法 (注15)	

自家発電設備等の設置の有無 (注16)	<input type="checkbox"/> 有	自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCSより発電設備 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他()	区分 可 不可 可 不可 可 不可 可 不可
	<input type="checkbox"/> 無		
電気事業者への電気供給量の計測方法 (注17)			
系統接続に係る事項 (注18)	契約締結日	年 月 日	
	契約締結先		
	工事費負担金 (円[税抜き])		
更新に係る事項 (注19)	接続線の継承 (注20)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	電源線の継承	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事業実施工程 (注21)	設置工事開始予定日	年 月 日	
	系統継承予定日	年 月 日	
	運転開始予定日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
	設備廃止予定日	年 月 日	
保守点検責任者	法人名 (法人の場合)		
	責任者氏名		
	所属・役職 (法人の場合)		
	電話番号		
保守点検及び維持管理計画 (注22)		別紙のとおり	
保守点検及び維持管理費用総額 (円[税抜き]) (注23)			

解体等に要する費用 (注24)	<input type="checkbox"/> 外部積立て(法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。 <input type="checkbox"/> 内部積立て(法第15条の17に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。)(詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。)	<input type="checkbox"/> 「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用(注25)	総額(円(税抜き))	
	算定方法	
	積立開始時期	年 月
	積立終了時期	年 月
補助金の受給額(円) (注26)	毎月積立金額(円(税抜き))	
	需給管理の方法	
電気の取引方法		
セキュリティ管理責任者	移行前設備ID	
	セキユリティ責任者氏名	
	所属・役職(法人の場合)	
	電話番号	
	法人番号(法人の場合)	
供給エリア(注27)		
事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注29)		<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。		<input type="checkbox"/>
特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。		<input type="checkbox"/>
電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。		<input type="checkbox"/>
運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。		<input type="checkbox"/>
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。(注30)		<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>

この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。(注31)		<input type="checkbox"/>
送電線を解断している一般送電事業者又は特定送電事業者から国が定める出力制限の枠を超えた出力制限の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。(太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。)		<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。		<input type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。		<input type="checkbox"/>
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建築物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書(対象となる規模に限る。)の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用目的に照応した構造の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】		<input type="checkbox"/>
発電開始前から継続的に燃費等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】		<input type="checkbox"/>
書類の種類	書類名	備考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書 戸籍簿又は、戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注32)		
②印鑑証明書(注32)		
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本(注32)		
④土地の取得を証する書類等(注33)		
⑤建築物所有者の同意書(屋根設置の太陽光発電設備のみ)(注34)		
⑥検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注35)		
⑦建築物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注35)		
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認書届出書の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注37)		
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注38)		
⑩発電設備の内容を証する書類(注39)		

①申請書(注30)(注31)(注40)		
②接続の同意を証する書類の写し		
③最大受電電力を証する書類(注42)		
④事業実施計画(注43)		
⑤関係法令手続状況報告書(注44)		
⑥家科法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注44)		
⑦宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注44)		
⑧新設法の処分に係る状況を示す書類(処分が必要な場合)(注44)		
⑨遮り等防止法の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注44)		
⑩農林地域の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類(許可取得が必要な場合)(注44)		
⑪再生可能エネルギー発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等(注45)		
⑫周辺地域の住民の範囲について市町村に事前照会を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類(注45)		
⑬説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の書類又は回収帳、自治体広報誌へ掲載した書類(注45)(注46)		
⑭説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類(注45)		

⑮説明会における配布料(注45)		
⑯説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類(注45)(注46)		
⑰説明会の議事録(注46)		
⑱説明会の開催後又は事前周知措置の実施後を受けた質問等及び当該質問に対する回答(注45)(注46)		
⑲再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料)調達及び使用計画書(バイオマス発電設備のみ)(注47)		
⑳再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書(地熱発電設備のみ)(注48)		
㉑補助金確定通知書(注49)		
㉒発電量調整供給契約申込書の写し(特定契約により供給する事業からの移行のみ)		
㉓市場取引等により供給する方法を証する書類(特定契約により供給する事業からの移行のみ)		
㉔自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類(10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ)		
㉕その他1		
㉖その他2		
㉗その他3(注50)		

第2表 申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分 (注5.1)	燃料名 (注5.2)	バイオマス 比率(%) (注5.3)	バイオマス 比非考慮後 出力(kW) (注5.4)	備考
A				
		計		
B				
		計		
C				
		計		
D				
		計		
E				
		計		
G				
		計		
		バイオマス合計		
		非バイオマス合計		
ライフサイクルGHG算定値 (注5.5)				g-CO2eq/MJ-電力 (燃料名:)
ライフサイクルGHG燃料輸送距離 (注5.6)				km (燃料名:)

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
 (注2) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
 A: 北海道経済産業局、B: 東北経済産業局、C: 関東経済産業局、D: 中部経済産業局、E: 近畿経済産業局、F: 中国経済産業局、G: 四国経済産業局、H: 九州経済産業局、I: 内閣府沖縄総合事務局
 (注3) 申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）」と同じと記載することでも良い。
 (注4) 法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

- (注5) 再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第501条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）取締役、執行役員はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役員はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
 (注6) 事業実施地区の記載事項に含めて提出すること。
 (注7) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
6	陸揚式太陽光発電設備	250kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備（全設備更新常リプレース）	15,000kW未満
K	地熱発電設備（全設備更新常リプレース）	15,000kW未満
K	地熱発電設備（全設備更新常リプレース）	15,000kW以上
L	地熱発電設備（全設備更新常リプレース）	15,000kW以上
L	地熱発電設備（全設備更新常リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	200kW未満
V	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
J	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
Y	水力発電設備（既設専水活用常リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（スラン発電方式発電機（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

- なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分を記載すること。
 (注8) 風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第9条第4項の認定を受けている発電設備又はRPS設備（法第10条の4の規定によりなおその効力を有するものとして認め替え適用される法第10条の3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備1Dを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。
 (注9) 発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

- E：一般廃棄物その他バイオマス
F：その他（別途指定）
G：バイオマス液体燃料
- (注5.2) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注5.3) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注5.4) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注5.5) 各燃料のうちライフサイクルCO₂排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルCO₂排出量の計算方法は、「E17/E17制度におけるライフサイクルCO₂計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルCO₂の既定値については、「E17/E17制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルCO₂排出量の既定値について」を参照すること。
- (注5.6) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第3（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
(10kW未満、10kW以上50kW未満の太陽光発電及び市場取引等により供給する事業を除く)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒 -)

(注1)

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

- 変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）
 追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック；複数選択可）

- 認定計画情報
 認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注4） _____

認定計画情報 (注5)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方税法第七十一條の四に規定する法人
課税事業者の該当 (注7)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納税されていない方)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納税されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日) 年 月 日		
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 (注8) (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
法人の役員氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
密接関係者 (注10)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業者の住所 (注9)	(千 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(千 -)		
発電設備の区分 (注11)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の出力 (kW) (注12)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 電力会社都合 <input type="checkbox"/> 上記以外
最大受電電力 (kW) (注13)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者		

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無		
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発電設備の名称 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の設置場所 (注14)	(千 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(千 -)		<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
太陽光発電設備の設置形態 (注15)	<input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 建設中 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 定 <input type="checkbox"/> の 建築物の 種類等	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 建設中 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 定 の建築物 の種類等	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	<input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	
農地一時転用許可申請予定の有無	一時転用許可期間 (見込み) 年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	一時転用許可期間 (見込み) 年		
	<input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可 (ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの) を取得し、農業委員会から交付される許可指図書に基づき当該許可に係る許可申請書の写しを種別農業大臣に提出すること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第9条第4項に基づく認定の日から、3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可 (ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの) を取得し、農業委員会から交付される許可指図書に基づき当該許可に係る許可申請書の写しを種別農業大臣に提出すること。	

<p>要件が求められる場合のみ記入)</p> <p>(1) 自家消費型・地域消費型の場合は①～③のうちいずれか1つを選択)</p> <p>(2) 地域一体型</p>	<p>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の再生可能エネルギー電気が再生可能エネルギー電気の少なくとも50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給すること。また、当該供給の相手である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって発電する構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>(2) 地域一体型</p> <p>①当該申請に係る発電事業を行うとする者若しくは当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、実質その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要場に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気が当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の少なくとも50%が合意されているものであること。</p> <p>②当該申請に係る発電事業を行うとする者若しくは当該発電設備が所在する地方公共団体若しくは資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。</p>	<p>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気が再生可能エネルギー電気の再生可能エネルギー電気の少なくとも50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給すること。また、当該供給の相手である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給が、小売供給する電気の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって発電する構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>(2) 地域一体型</p> <p>①当該申請に係る発電事業を行うとする者若しくは当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、実質その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要場に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気が当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の少なくとも50%が合意されているものであること。</p> <p>②当該申請に係る発電事業を行うとする者若しくは当該発電設備が所在する地方公共団体若しくは資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。</p>
--	--	--

<p>②当該発電設備が所在する地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。</p>	<p>②当該発電設備が所在する地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。</p>	<p>②当該発電設備が所在する地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定供給により供給すること。</p>
<p>事業計画ガイドライン「産業等利用種別ガイドライン」並びに説明会及び事前調査措置実施ガイドラインに基づき適切に事業を行うこと。(注2.7)</p> <p>再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。</p> <p>特設の理由がないに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものではないこと。</p> <p>電力需を予測する電力需計画は、計画法上の使用の制限を満たす電力需計画を定めること。また、設置後は速やかに報告すること。</p> <p>運転開始前までに運転を開始できない場合には、変更された運転期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。</p> <p>発電設備又は発電設備を囲う構造物の外観の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】</p> <p>安定的かつ常期的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。</p> <p>この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。</p> <p>当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p> <p>この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。</p> <p>認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建築物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書(対象となる地域に限る。)の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用済みの建設物(基礎)の写し(写しとなる図面に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】</p> <p>発電開始前から継続的に調査等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】</p>	<p>書類の種類</p> <p>添付の有無</p> <p>変更後書類名</p> <p>変更理由</p> <p>備考</p>	<p>①住民票の写し</p> <p>②住民票記載事項証明書、戸籍簿本</p> <p>又は戸籍抄本のいずれか</p> <p>(法人にあつては、法人登記簿簿本)(注2.9)</p>

②自議証 明書 (注 29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③発電設 備の設置 場所に係 る登記簿 原本 (注 29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④土地の 取得を証 する書類 等 (注3 0)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤建築物 所有者の同 意書 (屋 根設置の 太陽光発 電設備の み) (注 31)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥発電済 みの写真 (屋根設 置太陽光 発電設備 のみ) (注 32) (注3 3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦建築物の 登記事項 証明書 (屋根設 置太陽光 発電設備 のみ) (注 32)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑧工事計 画届出書 又は使用 前自己確 認結果届 出書の写し (屋根設 置太陽光 発電設備 のみ) (注 34)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑨太陽電 池の全て が屋根に 設けられ ているこ とを示す 写真 (屋 根設置太陽 光発電設 備のみ) (注 35)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑩発電設 備の内部 を証する 書類 (注 36)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑪構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫接続の 同意を証 する書類 (注37)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑬最大受 電電力を 証する書 類 (注3 8)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑭事業実 態体制図 (注39)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑮関係法 令手続状 況報告書 (注40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑯森林法 の許可の 取付状況 を示す書 類 (許可 取得が必 要な場合 のみ) (注 40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑰宅地造 成及び特 定土等 規制法の 許可の取 得状況を 示す書類 (許可取 得が必 要な場合 のみ) (注 40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑱野営法 の処分に 係る状況 を示す書 類 (処分 が必要な 場合のみ) (注40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑳地すべ り等防止 法の許可 の取付状 況を示す 書類 (許 可取得が	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

必要な場合) (注40)				
④急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④再生エネルギー事業の実施場所の敷地面積から、その平面距離の範囲が確認できる地図等 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④周辺地域の住民の範囲について、事前協議を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の開催案内又は事前周知措置の実施した際の配布書類又は同掲示板、自治体広報若しくは自治体広報認しな書類 (注41) (注42)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

④説明会における配布資料 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類 (注41) (注42)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の議事録 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けられた質問等及び当該質問に対する回答 (注41) (注42)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書 (注41) (注42)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④再生エネルギー発電事業における燃料調達及び使用計画書 (バイオマス発電設備のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④補助金を申請したことを証する書類 (注2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

④名称が 開始され たことを 証する電 力会社発 行の書類 (注3) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑤発電設 備の所在 する都道 府県内に 小売供給 のを割を 供給する 小売電気 事業者又 は登録特 定送配電 事業者に 対し、当 該発電設 備におい て発電さ れた再生 可能エネ ルギー電 気を再生 可能エネ ルギー電 気特定卸 供給によ り供給す ることを 証するも の。又は 電給する もの <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑥再生可 能エネルギー 特定卸供 給の相手 方である 小売電気 事業者又 は登録特 定送配電 事業者の 各都道府 県への 供給状況 を証する もの <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑦当該事 業計画に 係る再生 可能エネ ルギー発 電設備が 所在する 地方公共 団体内 に、災害 その他の 非常の場 合を含む <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

電気又は 熱の一部 を供給す ることを 当該地方 公共団体 と協議 し、その 前記を得 たことを 証するも の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑧地方公 共団体の 同意を証 するもの <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑨その他 1 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑩その他 2 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑪その他 3 (注4 3) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

認定計画使用燃料一覧 (バイオマス発電設備の場合に変更がある場合に記載)

燃料 区分 (注 4.4)	変 更 前			変更 の有 無 (注 4.8)	変 更 後			備 考
	燃料名 (注4.5)	バイオ マス比 率 (%) (注4 6)	バイオマス比 率考慮後出力 (kW) (注 4.7)		燃料名 (注4.5)	バイオマ ス比率 (%) (注4.6)	バイオマス 比率考慮 後出力 (kW) (注4.7)	
A				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計							
B				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
C				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
D				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
E				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			

G			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計		
	バイオマス合計				バイオマス合計		
	調達上限比率 (注4 9)				調達上限比率 (注4 9)		上掲 表 に お い て 新 た に 調 達 上 限 比 率 を 設 定 す る (%) (注 5 0)
F			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	非バイオマス計				非バイオマス計		
G H I G H I G H I		g-CO2eq/MJ電力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		g-CO2eq/MJ電力		
	(燃料名 :)				(燃料名 :)		
	燃料 輸 送 距 離 (km)	km	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		km		
	(燃料名 :)				(燃料名 :)		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定事項を記載すること。
- (注3) 運転開始後を優先した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、D:中部経済産業局、E:近畿経済産業局、F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、I:内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記

- 記載以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更前の申請欄に記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請すること。なお、同一の事業者で、個人の名義若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注7) 消費税法(昭和六十二年法律第八号)第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者(適格請求書発行者)としての登録を受けた事業者であることを確認し、チェックすること。
- (注8) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行者)である場合にはその登録番号を記載すること。その他、法人番号については、届出日から指定・通知される19桁の法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行者)の場合は変更前については「〒」(ローマ字)を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注9) 本様式による事業者名又は届出関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出ること。
- (注10) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注11) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
6	太陽光発電設備	250kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	10kW以上
1	風力発電設備(陸上風力)プレース	50kW未満
2	風力発電設備(陸上風力)プレース	50kW以上
1	風力発電設備(浮体式洋上風力)	—
2	風力発電設備(浮体式洋上風力)	—
K	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW未満
K	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW以上
L	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW未満
L	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW以上
E	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW未満
V	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW以上
I	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	1,000kW以上5,000kW未満
J	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	1,000kW以上5,000kW未満
Y	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備(メタン発酵ガス化発電(バイオマス由来))	—
1	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料)	10,000kW未満
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料)	10,000kW以上
4	バイオマス発電設備(農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
5	バイオマス発電設備(農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
Q	バイオマス発電設備(建設資材廃棄物)	—
R	バイオマス発電設備(建設資材廃棄物)	—

- (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第2位切り捨て)まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力をパワーコンディショナーの出力の大きい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力をパワーコンディショナーの出力の大きい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、10kW未満となる場合は様式第4、10kW以上50kW未満となる場合は様式第9の2により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合

- にあつては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注13) 発電等用電気工物を維持し、及び使用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備に利用可能な出力の最大値を記載すること。
- (注14) 増設、削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外に備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として添付すること。旧町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の2により届け出ること。
- (注15) 増設設置又は上記設備により変更がある場合に記載すること。
- (注16) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
 A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
 A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
 B：薄層半導体を用いた太陽電池
 C：化合物半導体を用いた太陽電池
 変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が廃棄することなく折り返すことが可能な又は反射率若しくは反射率を用いたものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
 太陽電池の組合せ出力は小容量第1位（小容量単位別）まで記載すること。
- (注17) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NAC認証番号」（「一般財団法人日本風車協会の実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該機の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
- (注18) 発電方式に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
 太陽光発電設備の場合
 Z：全量転売
 Y：余剰転売
 太陽光発電設備以外の場合
 A：1の設置場所に1引込の配線とする
 B：1の設置場所を2つの設置場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
 C：電気事業法施行規則第3条第3項の規定により、1の設置場所に複数引込の配線とする。
- (注19) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第9により届け出ること。
- (注20) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合は記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注21) 接続契約締結後に再締結又は再締結以外の理由で接続契約締結日を変更する場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約締結後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に付しない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再締結する場合で、再接続後の再締結に該当するのは、事業者負担による発電先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続締結がなされ、その後再接続する場合である。
- (注22) 発電設備の再入札により、「風力発電エネルギー発電促進助成金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電事業者補助金」の受給に付していない場合は、これらの補助金を返還する場合は、返還通知書（別紙）を添付し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注23) 発電設備の設置場所を含む一の設置場所における自家消費や特定供給と自家消費等という、既築建築物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の設置場所における前年（法第21条第1項に基づく認定申請の日から起って1年間）の電力消費量を明示できるものを併せて提出すること。
- (注24) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第3項に基づく許可を受けた者に係る当該許可に係る電気供給により供給されたことをいう。
- (注25) 外積積立てが内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
- (注26) 事業者を変更し、右記事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注27) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして事業者等に提出すること。
- (注28) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注29) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注30) 登記簿簿上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注31) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注32) 申請時において再締結太陽光発電設備の設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合は、運転開始までに提出すること。
- (注33) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日を記載して所在地分の検査書又は検査事項の提出をもって、検査済証の提出に代用することが可能である。また、畜舎等の建築等及び利用の特別に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4項第1項の認定を受けたもの、屋根に設置する太陽光発電設備については、前記に基づき畜舎等利用特別の認定に係る通知書及び検査書（別紙）の提出をもって、検査済証の提出に代用することが可能である。
- (注34) 工事計画届出書の提出は、申請料を納付し、検査済証の提出後に開始予定の建築物に関する工事が完了していない場合は、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の提出は、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注35) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注36) 設備の計画仕様、定額及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等。当該発電設備の内容を特定することのできる番号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びNAC認証番号（「一般財団法人日本風車協会の実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
- (注37) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注38) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注39) 認定申請（届出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合は密接関係者を明らかにする）を添付すること。
- (注40) 各種申請（届出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定森林等定期借地権移転、譲与等特許法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等定期借地権を改正する法律附則等第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等定期借地権第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあつては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注41) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、説明会を開催した場面に添付すること。
- (注42) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注43) 項目欄に該当する場合は、欄を追加すること。
- (注44) 燃料区分名は次の記号のとおり。
 A：メタン発酵ガス
 B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）
 C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残等）
 D：建設資材廃棄物
 E：一般廃棄物その他バイオマス
 F：その他（動物糞等）
 G：バイオマス製造廃料
- (注45) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- (注46) バイオマス数量4位を超過するバイオマスは、数量4位を超過するバイオマスと記載すること。なお、バイオマス計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注47) バイオマス比率考慮出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を「燃料区分」「有」「無」のいずれかのボックスにチェックを付すこと。
- (注48) スターンの出力を除いた合計を記載すること。
- (注49) 変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。なお、変更前の変更の要する事項において事業計画に記録した燃料比率を変更する場合は記載すること。その際、変更前の調達上限比率は、今の認定申請において事業計画に記録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
- (注50) 2019年3月31日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であつて、新たに調

達上限比率を設定する場合、又は2019年3月31日以前の認定であって、2019年4月1日以後に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。

(注5.1) 燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前年度におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの認定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の認定値について」を参照すること。

(注5.2) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第3の2（第8条関係）

10kW以上50kW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒 -)

(注1)

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画 (注2)

設備ID (識別番号)	
発電設備の名称	
運転開始の有無 (注3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日)

担当経済産業局 (注4) _____

認定計画情報 (注5)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方税法第七十一条の四に規定する法人
課税事業者の届否 (注7)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納税されていない方)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない (消費税を申告・納税されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日) 年 月 日		
法人番号 インボイス発行事業者の登録番号 (注8) (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
法人の役員氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
密接関係者 (注10)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業者の住所 (注9)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		
発電設備の区分 (注11)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の出力 (kW) (注12)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 電力会社都合 <input type="checkbox"/> 上記以外
最大発電電力 (kW) (注13)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/> 発電機託送供給料金の支払者		<input type="checkbox"/> 発電機託送供給料金の支払者		

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無			
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の名称 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
発電設備の設置場所 (注14)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		<input type="checkbox"/> 別紙あり	
事業区域の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
太陽光発電設備の設置形態 (注15)	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (二階以上の建物等) <input type="checkbox"/> 中・予定の建物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 屋根設置 (二階以上の建物等) <input type="checkbox"/> 中・予定の建物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 地上設置 (立て地) <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者以外が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業者以外と共有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
農地一時転用許可申請予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

<p>当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づき電圧調整により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。【20kW未満の屋根設置かつ建物の種類が共同住宅の場合太陽光発電設備を除く】</p>						
<p>この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を区分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。</p>						
<p>届定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設置されていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】</p>						
<p>建 物 類 (415号)</p>	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考	
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のうち1枚の写し（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注28）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	②印鑑証明書（注28）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注28）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	④土地の取得を証する書類等（注29）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注30）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注31）（注32）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	⑦電験師基礎試験証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注31）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

太陽光発電設備のみ）（注33）					
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑩発電設備の取付を証する書類（注35）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑪構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑫配線図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑬接続の同意を証する書類の写し（注36）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑭最大受電能力を証する書類（注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑮事業実施体制図（注38）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑯関係法令手続状況報告書（注39）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑱河川法及び特定国土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注39）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑲砂防法の許可の取得状況を示す書類（処分が必要な場合）（注39）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

④地下埋り 等防止法の 許可の取得 状況を示す 書類（許可 取得が必要 な場合） （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④急傾斜地 の崩壊によ る災害の防 止に際する 法律の許可 の取得状況 を示す書類 （許可取得 が必要な場 合）（注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④正本発 電事業の支 障場所の敷 設変更にか らる水平距 離の範囲が 確認できる 地図等（注 4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④周辺地域 の住民の範 囲について 市町村に事 前相談を行 った際の書 類及び当該 市町村の意 見に係る書 類（注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の 開催案内又 は事前周知 措置を実施 した際の配 布書類又は 回覧板、自 治体公報若 くは自治 体広報誌へ 掲載した書 類（注4） （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の 開催案内を 実施した周 辺地域の住 民の範囲が 分かる書類 （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会に おける配布 資料（注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

④説明会の 出席者名簿 又は事前周 知措置を実 施した対象 の範囲が分 かる書類 （注4） （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の 議事録（注 4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会の 開催後又は 事前周知措 置の実施後 に受け付け た質問等及 び当該質問 に対する回 答（注4） （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④説明会議 事録若くは 事前周知 措置概要等 の書（注4） （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④補助金を 返還したこ とを証する 書類 （注2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④交託が開 始されたこ とを証する 電力会社発 行の書類 （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
◎その他1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
◎その他2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
◎その他3 （注4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本拠又は
 主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の想定計画を記載すること。
- (注3) 議事録は開催を滞りした場合は、議事開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、
 事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書
 類を提出すること。
- (注4) 申請書提出する相当経済産業局は次の記号にて記載すること。
 A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
 E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
 I：内閣府特許総合事務局
- (注5) 変更の有無が記載については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記
 載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び
 変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して
 変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変

- (注7) 要により事業者を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出る。消費税法（昭和六十三年法律第百号）第五條第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合は、「自給自足型」のボククスにチェックすること。その上で、「自給自足型」に該当する場合は、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認し、チェックすること。
- (注8) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「J」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注9) 本様式より事業者名又は施設管理者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出る。
- (注10) 事業実施体間の記載事項に含めて提出すること。変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、廃止された区分の記号を記載すること。
- (注11) 発電設備の区分を別記して記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、当該区分に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位四捨）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が10kW未満となる場合は様式第4、出力が10kW以上となる場合は様式第3により申請すること。また、電力会社による接続の検察の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックをして、その根拠となる書類を提出すること。
- (注12) 発電用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送電事業者との協議により設定する設備を利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注13) 地庫の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に記載できない場合、記載できるのみ記載し、それ以外は欄外欄の「別紙あり」のボックスにチェックをして、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の2により届け出る。
- (注14) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注15) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の様式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックをして、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。太陽電池の種類別の写しを添付すること。
 A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
 A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
 B：薄膜半導体を用いた太陽電池
 C：化合物半導体を用いた太陽電池
 変更後の変換効率には「変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の実効変率は実効変換率を記載すること。また、太陽光発電設備が確認することとなる「新」に該当する場合は、別紙を作成し、別紙に「接続を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位四捨）まで記載すること。
- (注17) 配線方法は次のとおり記載すること。
 X：全編配線
 Y：全編配線
 Z：全編配線
- (注18) 同一の保守点検責任者の社内異動又は接続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6より届け出る。
- (注19) 事業主保守責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注20) 接続契約締結後の接続又は接続解除後の接続に関する事項に記載する場合は、接続契約締結後に係る変更手続は不要。接続契約締結後の再締結に該当するのは、工事費負担金入金、又は出力削減に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再締結する場合で、接続解除後の接続に該当する場合は、事業者別に、接続契約の更新等の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、接続契約締結後との後に再締結する場合である。
- (注21) 発電設備の増入に当たり、「地域型エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の完済を受けた場合、これらの補助金を受けた場合には、変更時には、変更前と変更後の接続の図面を添付すること。変更後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注22) 発電設備の増設等の取組に当たっては、当該設備を設置する一帯の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

<備考>
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第4 (第8条関係)

10kW未満の太陽光発電事業計画変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所 (〒 -)
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画 (注2)

設備ID (識別番号)	
発電設備の名称	
運転開始の有無 (注3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日)

担当経済産業局 (注4) _____

認定計画情報 (注5)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方税法第72条の四に規定する法人
課税事業者の該当 (注7)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) <input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当する (消費税を申告・納税されている方) (昭和年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> インボイス発行事業者に該当する		
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 (注8) (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者氏名 (注9)	役職 _____ 氏名 _____	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 _____ 氏名 _____		
法人の役員氏名 (注9)	役職 _____ 氏名 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 役職 _____ 氏名 _____	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 _____ 氏名 _____ 役職 _____ 氏名 _____ 役職 _____ 氏名 _____		
密接関係者 (注10)					
事業者の住所 (注9)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		
発電設備の区分 (注11)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

発電設備の出力 (kW) (注12)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 電力会社都合 <input type="checkbox"/> 上記以外
最大受電電力 (kW) (注13)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者 <input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者
パワーコンディンシャナの自立運転機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW) <input type="checkbox"/> 無	
給電用コンセントの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
発電設備の名称 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
設備の設置場所 (注14)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 別紙あり
複数太陽光発電設備設置事業の該当性 (注15)	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光発電設備設置事業
太陽光発電設備の設置形態 (注16)	<input type="checkbox"/> 地上設置 <input type="checkbox"/> 屋根設置 <input type="checkbox"/> 壁面設置 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 地上設置 <input type="checkbox"/> 屋根設置 <input type="checkbox"/> 壁面設置 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業以外と共有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業以外と共有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業以外と共有 <input type="checkbox"/> 事業者が所有 <input type="checkbox"/> 事業者が事業以外と共有
注17の事項	製造事業者名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 製造事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外

種類		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 製造事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外
変換効率	<input type="checkbox"/> 高圧変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 製造事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外
型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 別紙あり
枚数 (枚)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合計出力 (kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
配線方法 (注18)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
自家発電設備等の設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 押上げ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 押上げ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()
電気事業者への電気の給電の計画方法		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
接続契約締結日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日 <input type="checkbox"/> 接続契約締結後の再締結 <input type="checkbox"/> 再接続後の再締結 (注19)
取手点検責任者 (注20)	法人名 (法人の場合) ; 責任者氏名 ; 所属・役職 (法人の場合) ; 電話番号 () ; 法人番号 (法人の場合) ;	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名 (法人の場合) ; 責任者氏名 ; 所属・役職 (法人の場合) ; 電話番号 () ; 法人番号 (法人の場合) ;
保守点検及び維持管理計画 (注21)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 別紙あり
自家消費等計画 (注22)	当該発電設備における発電電力 の見込み kW h/年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	当該発電設備における発電電力 の見込み kW h/年 第一種複数太陽光発電

	自家消費等の量の見込み kWh/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量(既築建築物に発電設備を設置する場合) kWh/年 自家消費等の比率 %	自家消費等の量の見込み kWh/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量(既築建築物に発電設備を設置する場合) kWh/年 自家消費等の比率 %	発電設備設置事業を営む場合は記載すること 既築太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること	
解体等に要する費用	<input type="checkbox"/> 外部積立て(法第15条の12から第16条の10までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。) <input type="checkbox"/> 積立て対象外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 積立て対象外	既築太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること	
遵守事項(注23)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに就いて適切に事業を行うこと。(注24) 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものではないこと。 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。 認定前かつ事前に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して当該提供すること。 この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。 認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し及び建築物の登記事項証明書を提出すること。また、運転開始までに太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】			
添付書類(注25)	書類の種類 添付の有無 変更後書類名 変更理由 備考			

③土地の取得を記録する書類等(注27)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④建築物所有者の同意書(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注28)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤検査済証の写し(屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ)(注29)(注30)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥建築物の登記事項証明書(屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ)(注29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦工事計画届出書又は既出前自己確認結果届出書の写し(屋根設置太陽光発電設備のみ)(注31)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑧太陽電池の合で が屋根に 設けられ ているこ とを示す 図面及び 写真（屋 棟設置太 陽光発電 設備で規 定電圧以 下電圧の 設置工事 を行う場 合のみ） （注32）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑨構造図 ） （注33）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑩配線図 ） （注33）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑪接続の 同意を証 する書類 の写し ） （注34）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫最大交 電電圧を 証する書 類（注35）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑬事業未 始特別回 ） （注36）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑭森林法 の許可の 取得状況 を示す書 類（許可 取得が必 要な場合 ）（注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑰宅地建 物及び特 定盛土等 規制法の 許可の取 得状況を 示す書類 （許可取 得が必要 な場合） （注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑱砂防法 の処分に 係る状況 を示す書 類（処分 が必要な 場合） （注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑲橋下べ り等防止 法の許可 の取得状 況を示す 書類（許 可取得が 必要な場 合）（注 37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑳急傾斜 地の崩壊 による災 害の防止 に関する 法律の許 可の取得 状況を示 す書類 （許可取 得が必要 な場合） （注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉑受給が 開始され たことを 証する電 力の会社 行の書類 ） （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉒その他 1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉓その他 2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

その他	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>
3(注3)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>
8(注8)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>
9(注9)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登録上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は支店事務所の所在地を記載すること。以下の欄において同記。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始を指示した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書と変更前の当該経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府内閣府事務官
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の名前もしくは法人の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6号により届け出ること。
- (注7) 消費税法(昭和六十二年法律第八号)第三条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であつて、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者該当する」場合には、インボイス発行事業者(課税請求発行者)としての登録を受けた事業者が該当することを確認の上、チェックすること。
- (注8) 法人番号が変更となる場合は、インボイス発行事業者(課税請求発行者)としての登録を受けた事業者は、その登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者(課税請求発行者)の登録番号については、「T」(ローマ字)を頭に13桁の数字を記載すること。
- (注9) 本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴つて項目を変更する場合は、本様式により申請する。それ以外の場合は、様式第5号の2又は様式第6号により届け出ること。
- (注10) 事業者種別変更の記載欄に含めて提出すること。
- (注11) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
S：太陽光発電
T：太陽光発電(ダブル発電)
- (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第2位(小数第2位以下)まで取捨し、総額の合計を記載する。太陽光発電の合計出力とパワーコンディショナーの出力がいずれも小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各容量に於ける定格出力の合計出力とパワーコンディショナーの出力のうち小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄に「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その旨を必要事項を記載すること。
- (注13) 発電用電気工作物を維持し、及び適用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備に適用する旨の記載を記載すること。
- (注14) 廃止の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合は、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分の記載し、そのほかの設置場所の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5号により届け出ること。
- (注15) 第一種複数太陽光発電設備設置事業者は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場合に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を発電事業者に対して供給する。当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の合計が10kW以上50kW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業者は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場合に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を発電事業者に対して供給する。当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の合計が50kW以上となる場合をいう。なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業者は第一種複数太陽光発電設備設置事業者として認定を受ける場合は、解体等による費用を、外部調達(法第15条の6から第15条の10までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。)の方法により積み立てるものとする。
- (注16) 施設設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注17) 太陽電池の型式番号が異なる場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれ「発電事業者名」「種別」「別紙あり」及び「型式番号」について記載すること。

記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

- A1：単結晶シリコンを用いた太陽電池
- A2：多結晶シリコンを用いた太陽電池
- B：薄膜半導体を用いた太陽電池
- C：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が複数設置となる場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。変更がある場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すること。

- (注18) 太陽電池の設置方法は、様式第1号の4(表第4位)のボックスにチェックを付すること。
- (注19) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Z：全線配線
Y：全線配線
- (注19) 接続契約解除後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日に変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解除後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力削減に該当しない等の理由で、再接続契約が締結となり、その後再接続する場合、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者側による接続先の送電線の変更(特設の場合を除く)、可逆式ケーブルの接続方法の変更、可逆式ケーブルの施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合である。
- (注20) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相隣による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6号により届け出ること。
- (注21) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注22) 発電設備の設置場所を含む一必要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費とする。発電設備の設置場所が複数ある場合は、当該設備を設置する一必要場所における前年(法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間)の電力消費量を記載できるものを併せて提出すること。
- (注23) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注24) 事業計画認定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注25) 認定申請内容の裏面に併し、必要書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注26) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注27) 登記簿原本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注28) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注29) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合は、運転開始までに届け出ること。
- (注30) 検査証を保有していない者は、完了検査の日付、検査証の交付者、番号及び交付年月日に記載された区分等の概要等又は記載記載事項証明の提出をもって、検査済書の提出に代えることができる。総合的な検査等及び利用の権利に関する法律施行規則(令和3年施行)第4条第1項第3号(国土交通省令第6号)第1条第1号に規定するA構造等若しくは適合等の確認等及び利用の権利に関する法律(令和3年法律第3号)第3条第1項又は第4条第1項の規定に適合したものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づき適合等利用計画の認定に係る通知書及び申請書(前記)の提出をもって、検査済書の提出に代えることができる。
- (注31) 工事計画届出の又は工事計画届出において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合は、運転開始までに提出すること。取用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注32) 劣化については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注33) 標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」を記載すること。それ以外の箇条の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
- (注34) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。接続契約締結日が明確に分かる書類を添付すること。
- (注35) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制(保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者(発出者)が法人である場合には密接関係者)を明らかにする書類を添付すること。
- (注36) 当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定建築物等の建築法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊

による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合においては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

(注38) 太陽光発電設備の出力を10kW以上から10kW未満に変更するために申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。

(注39) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第4の2（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
(市場取引等により供給する事業を行う場合に限り)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所 (〒 -)
(注1)

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

- 変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）
 追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

- 認定計画情報
 認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注4） _____

認定計画情報 (注5)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方税法第七十一条の四に規定する法人
法人番号 (注7) (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者氏名 (注8)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
法人の役員氏名 (注8)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
密接関係者 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業者の住所 (注8)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		
発電設備の区分 (注10)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の出力 (kW) (注11)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 電力会社 <input type="checkbox"/> 上記以外
最大発電電力 (kW) (注12)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者		
パワコン インディ ケーション の自立運転 機能の有無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (kW) (自立運転機能 kW)		
給電用コ ンセント の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
発電設備 の名称 (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

発電設備 の設置場 所 (注13)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		<input type="checkbox"/> 別紙 あり
事業区域 の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
複数太陽 光発電設 備設置事 業の該当 性 (注14)	<input type="checkbox"/> 該当 する <input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光 発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光 発電設備設置事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 該当 する <input type="checkbox"/> 第一種複数太陽光 発電設備設置事業 <input type="checkbox"/> 第二種複数太陽光 発電設備設置事業		
太陽光発 電設備の 設置形態 (注15)	<input type="checkbox"/> 建築物の 敷地 設置 (<input type="checkbox"/> 建設 中の建 物の種 別) <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 中・平 定の建 物の種 別 <input type="checkbox"/> 事務所、工場、店 舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 建築物の 敷地 設置 (<input type="checkbox"/> 既設 の建物等 <input type="checkbox"/> 建設中 の建物の 種別) <input type="checkbox"/> 一戸建ての住 宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所、工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 学校、公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 地上 設置 (<input type="checkbox"/> 野 立 <input type="checkbox"/> 立 型 <input type="checkbox"/> 水 上)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 地上設 置 (<input type="checkbox"/> 野 立 <input type="checkbox"/> 立 型 <input type="checkbox"/> 水 上)		
製造 事業者 名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 製造事 業者割合 <input type="checkbox"/> 上記以 外
種類		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 製造事 業者割合 <input type="checkbox"/> 上記以 外
変換 効率	<input type="checkbox"/> 高性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 製造事 業者割合 <input type="checkbox"/> 上記以 外
型式 番号 (注16)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙 あり
枚数 (枚)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
合計 出力 (kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

製造事業者名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
型式番号 (注17)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 別紙あり
NK認証番号	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
配線方法 (注18)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
自家発電設備の有無 (注19)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 自家発電設備の種類 <input type="checkbox"/> PCS <input type="checkbox"/> PCSより発電機 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 自家発電設備の種類 <input type="checkbox"/> PCS <input type="checkbox"/> PCSより発電機 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他()	区分計量の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 区分計量の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
電気事業者への電気供給量の計測方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
保守点検責任者 (注20)	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):	
保守点検及び維持管理計画 (注21)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり	
接続契約締結日	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 接続契約締結後の再締結 <input type="checkbox"/> 再接続後の再締結 (注22)
補助金の受給額 (円) (注23)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
自家消費	当該発電設備における発電電力	kWh/年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			当該発電設備における発電電力のh/年
			k W

等計画 (注24)	量の見込み 自家消費等の量の見込み kWh/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する等の自家消費等の比率) kWh/年 %	見込み 自家消費等の量の見込み kWh/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する等の自家消費等の比率) kWh/年 %	
解体等に要する費用 (注25)	<input type="checkbox"/> 外部積立て(法第15条の12から第15条の16までに規定する積立てる場合をいう。以下同) <input type="checkbox"/> 内部積立て(法第15条の17に基づき、解体等に要する費用に充てるための命額を積み立てる場合をいう。以下同)	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て(なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり)	<input type="checkbox"/> 「内部積立てに係る事項」添付あり
蓄給管理の方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
電気の取引方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
セキュリティ管理責任者	法人名(法人の場合) 責任者氏名 所属・役職(法人の場合) 電話番号 法人番号(法人の場合)	法人名(法人の場合) 責任者氏名 所属・役職(法人の場合) 電話番号 法人番号(法人の場合)	
適 用 事 項 (注26)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注27) <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものがないこと。 <input type="checkbox"/> 電力量を計測する電力基計は、計量法上の使用の制限を満たす電力基計を設置すること。また、設置後は要するに報告すること。 <input type="checkbox"/> 運転開始後90日以内に運転を開始できない場合には、変更された運転期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う構造物等の外観の見えやすい場所に権限を提示すること。【20kWh未満の太陽光発電設備を除く】 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う構造物等の外観の見えやすい場所に権限を提示すること。【20kWh未満の太陽光発電設備を除く】 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う構造物等の外観の見えやすい場所に権限を提示すること。【20kWh未満の太陽光発電設備を除く】 <input type="checkbox"/> 発電設備又は発電設備を囲う構造物等の外観の見えやすい場所に権限を提示すること。【20kWh未満の太陽光発電設備を除く】 <input type="checkbox"/> この事業に関係のない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/>		

継続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。

当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の指定場所において使用すること。又は、電気事業法に基づき特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。

この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。

認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建築物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】

発電開始前より継続的に運用等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】

書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
①住民票の写し、住民票謄本、戸籍簿本、又は戸籍抄本 のいずれか （法人にあつては、法人登記簿本）（注2.9）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
②登記簿証明書（注2.9）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿簿本（注2.9）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④土地の取得を証する書類等（注3.0）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤建築物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3.1）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3.2）（注3.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦建築物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑧工事計画届出書又は 使用前自己確認結果届出書の写し （屋根設置太陽光発電設備のみ） （注3.4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注3.5）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑩発電設備の内容を証する書類（注3.6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑪構造図（注3.7）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑫配線図（注3.8）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑬接続の図を証する書類の写し（注3.9）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑭最大受電容量を示す書類（注4.0）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑮事業実施体制図（注4.1）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑯関係法令手続状況届出書（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑰森林法の許可の取得状況を公示書類（許可取得が必要な場合）（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を公示書類（許可取得が必要な場合）（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
⑲森林法の処分に関する状況を公示書類（処分が必要な場合）（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

①第4条第1項第1号の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
②第4条第1項第2号の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注4.2）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③再生エネルギー事業の発電設備の敷地取得状況を示す書類（注4.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④第4条第1項第3号の住民の範囲について市町村に事前相談を行った書類及び当該市町村の意見に係る書類（注4.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は同報紙、自治体広報若しくは自治体広報に掲載した書類（注4.3）（注4.4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥説明会の開催案内を未実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注4.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦説明会における配布資料（注4.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑧説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した際の範囲が分かる書類（注4.3）（注4.4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑨説明会の議事録（注4.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑩説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けられた質問及び当該質問に対する回答（注4.3）（注4.4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑪説明会開催報告書又は事前周知措置概要報告書（注4.3）（注4.4）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫再生エネルギー事業に係る概算（原料）調達及び経費計画書（バイオマス発電設備のみ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑬補助金を返還したことを証明する書類（注2.3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑭交付が開始されたことを証明する電力会社発行の書類（注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑮発電設備稼働稼働契約申込書の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑯市編成引致により供給する方法を証明する書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑰等自ら又は雇員の引致が電気事業法上の事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

業者であることを証する書類 (10kW以上50kW未満の太陽光発電設備のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
その他1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
その他2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
その他3 (注4.5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

認定計画使用燃料一覧 (バイオマス発電設備の場合に変更がある場合に記載)

燃料区分 (注4.6)	変更前				変更後				備考
	燃料名 (注4.7)	バイオマス比率 (%) (注4.8)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注4.9)	変更の有無 (注5.0)	燃料名 (注4.7)	バイオマス比率 (%) (注4.8)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注4.9)		
A				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計								
B				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計					計			
C				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計					計			
D				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計					計			
E				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計					計			
G				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	計					計			
バイオマス合計					バイオマス合計				

調達上限比率 (注5.1)		調達上限比率 (注5.1)	
F		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	非バイオマス計		非バイオマス計
GHG算定値 (注5.2)	ライファイブサイクル (燃料名 :)	g-CO2eq/MJ電力	g-CO2eq/MJ電力
燃料輸送距離 (注5.3)	km (燃料名 :)	km	km

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は正当な事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受取が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の号の欄に記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府内閣総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄に必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。
- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請すること。なお、同一の事業者で、個人の名前もしくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注7) 国保庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注8) 本様式による事業者名又は関係事業者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出ること。
- (注9) 事業実施期限の記載事項を含めて監査して届出すること。
- (注10) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	風力発電設備	10kW以上

D	風力発電設備(陸上風力)	50kW未満
	風力発電設備(陸上風力ブレード)	50kW以上
U	風力発電設備(着床式洋上風力)	—
2	風力発電設備(浮体式洋上風力)	—
	地熱発電設備	15,000kW未満
K	地熱発電設備(全設備更新型リブレード)	15,000kW未満
	地熱発電設備(地下設備更新型リブレード)	15,000kW未満
	地熱発電設備	15,000kW以上
L	地熱発電設備(全設備更新型リブレード)	15,000kW以上
	地熱発電設備(地下設備更新型リブレード)	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備(既設専用水路活用型リブレード)	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備(既設専用水路活用型リブレード)	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備(既設専用水路活用型リブレード)	1,000kW以上5,000kW未満
Y	水力発電設備(既設専用水路活用型リブレード)	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備(既設専用水路活用型リブレード)	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	—
1	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固形燃料)	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固形燃料)	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備(農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
Q	バイオマス発電設備(農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料)	—
R	バイオマス発電設備(一般農産物その他バイオマス)	—

- (注1) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第2位(四捨)で記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系統における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した量を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由の「電力会社都合」のボックスにチェックを付し、その理由を記載すること。
- (注2) 発電専用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備に利用できない電力の範囲を記載すること。
- (注3) 地帯の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付し、別紙として提出すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の2により届出すること。
- (注4) 第一種電気太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して「離網あり」のボックスにチェックを付し、「第二種電気太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW以上50kW未満となる場合をいう。第二種電気太陽光発電設備設置事業は、その出力が10kW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して「再生可能エネルギー」のボックスにチェックを付し、別紙として提出すること。
- (注5) 接続設備又は上記記載に変更がある場合は記載すること。
- (注6) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付し、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「電圧範囲」を記載すること。太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
 A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
 A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
 B：薄膜半導体を用いた太陽電池
 C：化合物半導体を用いた太陽電池
 変更前の変換効率は、「直立変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が接続することなく取り扱われることができるものは「接続済み」のボックスにチェックを付すこと。

- (注7) 一定当りの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合は、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付し、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NAC認証番号」(一般財団法人日本風車協会が実施している型式認証の認証番号をいう。)を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、当該設備の内容を変更する書類を添付すること。
- (注8) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
 太陽光発電設備の場合
 Z：全線配線
 Y：余剰配線
 太陽光発電設備以外の場合
 A：1の需要場所に1引込の配線とする。
 B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
 C：電気業法施行規則第3条第3項の規定による1の需要場所に複数の引込の配線とする。
- (注9) 自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否を記載するボックスにチェックを付すこと。
- (注10) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相談による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第9により届出すること。
- (注11) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合は記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注12) 接続契約締結後の再締結又は接続解除後の再締結の理由で接続解除の日を変更する場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約締結後の再締結に該当するのは、工事費負担金未払、又は出力削減に応じない等の理由で、一度接続契約が解除となり、その後に再締結する場合で、再締結後の再締結に該当するのは、事業者負担による接続解除の送電系統の変更(移設)の場合を除く。新設アクセス線に接続方法の変更、新設アクセス線の接続の変更の理由により、再締結がなされ、その後に再締結する場合である。
- (注13) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策補助金」、「再生可能エネルギー等事業者支援対策補助金」、「再生可能エネルギー等事業者支援対策補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費補助金」の受給を受けた場合で、これら補助金を受給する場合には、受給額を添付し、引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注14) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給(電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該場所に係る電気の供給をいう。)を自家消費等という。発電設備と発電設備を設置する場所については、当該設備を設置する一の需要場所における前年(注9第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間)の電力消費量を証明できるものを添付して提出すること。
- (注15) 「内部積立」の申請を拒否し、内部積立による積立てへの変更を申請する場合は「内部積立に係る事項」を添付すること。
- (注16) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注17) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注18) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の届出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
- (注19) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注20) 登記簿簿上所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注21) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注22) 申請時点で当該設備の発電設備を設置する旨の建築物竣工済みの書類を提出していない場合は、運転開始までに提出すること。また、検査の目的、検査済証の交付者、番号及び交付年月日記載された処分等の概要又は台帳記載事項証明書の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、事業者の建築等及び利用の特別に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第9号)第1条第1項に規定するA種建築物等として審査の建築等及び利用の特別に関する法律(令和3年法律第34号)第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたもの並びに設置する太陽光発電設備については、同法に基づき普通等利用計画の認定に係る通知書及び申請書(附表)の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注23) 工事計画届出書の写しは、申請時において風力発電設備を設置する建築物に関する工事等が完了していない場合は、運転開始までに提出すること。使用済み確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注24) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注25) 設備の再設置・修繕、名称変更等を行う場合は、届出書にその旨を記載し、(発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証

- する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書（特許・商標）及び発電設備の場合は、出力発電設備の製造事業者、型式番号及びNK認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
- (注37) DCより交流電圧に変換し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあつては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に産業設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであつて、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
- (注38) 電気事業者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特別計量であることを示すこと。DCより交流電圧に変換し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあつては、蓄電池から充電された電気の量のうち再生可能エネルギーが一度に電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量するが、当該蓄電池から市販電圧等により供給する電気の量を計量する場合には電力計が設置されていることが分かるものを提出すること。
- (注39) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注40) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注41) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注42) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の現状が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定農工等規制法、明本法、地すべり等防止法、命懸けの崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の規定（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあつては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注43) 説明会は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注44) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であつて、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注45) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注46) 燃料区分は次の区分のとおり。
 A：エネルギー
 B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
 C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
 D：建設資材廃棄物
 E：一般廃棄物・その他のバイオマス
 F：その他（助燃剤等）
 G：バイオマス液体燃料
- (注47) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する燃焼を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A、メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- (注48) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注49) バイオマス比率非排出量は発電設備の出力・燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注50) 変更の有無について「有」「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
- (注51) 変更の発生が申請において事業計画に発生した濃縮上限比率を変更する場合に記録すること。その際、変更後の濃縮上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した濃縮上限比率を記載し、変更後の濃縮上限比率には、変更する予定の濃縮上限比率を記載すること。
- (注52) 燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計量方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- (注53) タンク燃料ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他のバイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第5（第9条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所 (〒 -)

(注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前
	<input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注4） _____

設定計画情報 (注5)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
発電設備の名称 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の設置場所 (注7)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
接続契約締結先 (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
運転開始予定日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
設備廃止予定日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
保守点検及び維持管理計画 (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり
保守点検及び維持管理費用 (円) [税抜き] (注10)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄等費用 (注10)	総額 (円) [税抜き]	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	算定方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	積立開始時期	年 月	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月	
	積立終了時期	年 月	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月	
毎月積立金額 (円) [税抜き]		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
ライフサイクルGHG算定値 (注11)	g-CO2eq/MJ-電力 (燃料名:)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	g-CO2eq/MJ-電力 (燃料名:)		
ライフサイクルGHG燃料輸送距離 (注12)	km (燃料名:)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	km (燃料名:)		
需給管理の方法		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
①印鑑証明書 (注14)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本 (注14)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③土地の取得を証する書類等 (注15)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④建物所有者の同意書 (屋根設置の太陽光発電設備のみ) (注16)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤接続の同意を証する書類の写し (注8)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥変結が開始されたことを証する電力会社発行の書類 (注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦その他 (注13)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は支店たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の設定計画を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、交結が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A: 北海道経済産業局、B: 東北経済産業局、C: 関東経済産業局、D: 中部経済産業局、E: 近畿経済産業局、F: 中国経済産業局、G: 四国経済産業局、H: 九州経済産業局、I: 内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
- (注6) 様式第3、様式第3の2又は様式第4による事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、様式第3、様式第3の2又は様式第4により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出る。
- (注7) 市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。増設の追加・削除又は発電設備の移設により設備の設置場所に変更がある場合は、様式第3、様式第3

- の2又は様式第4により申請すること。
- (注8) 接続契約締結先を変更する場合は、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。
- (注9) 変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付けて、別紙として申請すること。なお、事業者又は保守点検責任者の実印に印い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合は様式第3、様式第3の2又は様式第4により申請すること。
- (注10) 運転開始前に変更する場合のみ記載すること。
- (注11) 各種燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量の計量方法は、「FIT/FIT制度におけるライフサイクルGHG計量方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIT制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- (注12) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が異なるものについて、その値を記載すること。
- (注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注14) 公開期間の発行する書類については、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注15) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注16) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第5の2（第9条関係）

調達期間が終了した再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所（〒 - ）

（注1）

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定に基づき、以下の事項について変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

- 認定計画情報
- 認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注3） _____

認定計画情報 (注4)

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注5)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方税法第七十二条の四に規定する法人
密接関係者 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業者の住所 (注7)	(〒 - -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 - -)		
発電設備の出力 (kW) (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の設置場所 (注9)	(〒 - -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 - -)		<input type="checkbox"/> 別紙あり
事業区域の面積 (㎡)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
太陽光発電設備の設置形態 (注10)	<input type="checkbox"/> 屋根設置 <input type="checkbox"/> 地上設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 屋根設置 <input type="checkbox"/> 地上設置		
太陽電池に係る事項 (注11)	製造事業者名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	変換効率 <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 除外事項該当性
	型式番号	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙あり
枚数 (枚)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

合計出力 (kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
製造事業者名 (注12)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙あり
NK認証番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
配線方法 (注13)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
ライツサイクルGIG算定値		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
自家発電設備等の設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 <input type="checkbox"/> その他 ()	
電気事業者への電気供給量の計測方法		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
接続規約締結先		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
設備廃止予定日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
総額 (円 抜き)	総額	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	14 償還開始	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	14 償還終了	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年 月	
14 償還終了	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			年 月	

D)							
その他 (注15) (注16)							

設定計画使用燃料一覧 (バイオマス発電設備の場合に変更がある場合に記載)

燃料区分 (注17)	変 更 前			変 更 後			備 考
	燃料名 (注18)	バイオマス 比率 (%) (注19)	バイオマス 比率考慮後 出力 (kW) (注20)	燃料名 (注18)	バイオマス 比率 (%) (注19)	バイオマス 比率考慮後 出力 (kW) (注20)	
A							
	計						
B							
	計						
C							
	計						
D							
	計						
E							
	計						
G							
	計						
	バイオマス合計			バイオマス合計			
F							

	非バイオマス計			非バイオマス計			

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府資源総合事務局
- (注4) 変更の有無の記載については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
- (注5) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、変更後の事業者が届出を行うこと。
- (注6) 事業実施体制図の記載事項に含めて、「その他」欄に添付すること。
本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により届け出ること。それ以外の場合は、様式書により届け出ること。
- (注7) 発電設備の出力は、当該届出に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。
- (注8) 変更後の全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
- (注9) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注10) 太陽光発電設備についての記載は、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類別の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：有機半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換率は設置変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位(小数第2位切捨て)まで記載すること。
- (注11) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」(一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。)を記載すること。
- (注12) 風車方式に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量風車
Y：全量風車
太陽光発電設備以外の場合
A：1の設置場所に1引込の配線とする。
B：1の設置場所を2つの設置場所に分割し、必要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第3条第3項の規定により、1の設置場所に複数引込の配線とする。
事業者が終了した時点で必要となる、箱体・除去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。
- (注13) 太陽光発電設備の出力を10kW以上から10kW未満に変更するため、申請書を提出する場合、(太陽光発電設備の出力減のに伴う「発電の変更状況報告書」)を添付すること。
- (注14) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注15) 燃料区分有は次の記号のとおり。
A：メタン発酵ガス
B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものも含む)。
C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)
D：建設資材廃棄物

E：一般廃棄物その他バイオマス
 F：その他（助燃剤等）
 G：バイオマス液体燃料

(注18) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
 (注19) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
 (注20) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
 (注21) 変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

<備考>
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第6（第10条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住 所（〒 - ）

(注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

担当経済産業局（注4） _____

認定計画情報 (注5)					
変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人番号/インボイス発行事業者の登録番号 (注7) (注8)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
氏名 (注8) (代表者)	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	氏名				
法人の役員氏名 (注8)	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	氏名				
事業者の住所 (注8)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		
保守点検責任者 (注9)	法人名 (法人の場合) : 責任者氏名 : 所属・役職 (法人の場合) : 電話番号 (法人の場合) :	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名 (法人の場合) : 責任者氏名 : 所属・役職 (法人の場合) : 電話番号 (法人の場合) :		
	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類	①印鑑証明書 (注10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③受給が開始されることを電力会社発行の書類 (注11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④その他 (注11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

(注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又

- は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始日を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、D:中部経済産業局、E:近畿経済産業局、F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、I:内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容を記載すること。変更理由又は備考欄が必要があれば記載すること。
- (注6) 事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること(事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類(実印等の写し、戸籍謄本、同意書等)を提出する必要がある。) 変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類(戸籍謄本、同意書等)を提出する必要がある。また、密接関係者を変更する場合は、変更前に様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。
- (注7) 法人番号がある場合は法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録番号については、「T」(ローマ字)を付した13桁の数字を記載すること。
- (注8) 様式第3、様式第3の2、様式第4、様式第4の2又は様式第5の2による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、様式第3、様式第3の2、様式第4、様式第4の2又は様式第5の2により申請すること。また、密接関係者を変更する場合は、様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第4の2により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出る。
- (注9) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な変更の場合は、変更前に様式第3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。
- (注10) 公的機関の発行する書類については、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注11) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。
認定発電設備に係る調査期間が終了したものである場合にあっては、添付書類は不要とする。

様式第7 (第11条関係)

再生可能エネルギー発電事業廃止届出書

経済産業大臣 殿

年 月 日

届出者 住所 (〒 -)
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第11条の規定により認定された再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象事業計画

設備ID (識別番号)	
発電設備の名称	
運転開始の有無 (注2)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日)

担当経済産業局 (注3) _____

廃止事業情報		備考
設備撤去日 (注4)	年 月 日	
設備廃棄日 (注5)	年 月 日	
廃止理由		<input type="checkbox"/> 別紙あり
調達期間終了後の設備の用途	<input type="checkbox"/> 売電継続 売電先 : _____ 売電開始 : 年 月 日 売電終了 : 年 月 日 発電設備の出力 : _____ kW 売電単価 : _____ 円/kWh <input type="checkbox"/> 自家消費 <input type="checkbox"/> なし (調達期間終了後廃棄)	
太陽光発電設備の場合の諸費用の概算	① 仮設工事費 () 万円 (概算) ② 解体・撤去・処分費 (注6) () 万円 (概算) ・ 太陽電池モジュール (注7) □ リユース () () 万円 (概算) □ リサイクル () () 万円 (概算) □ 廃棄処理 () 万円 (概算) ・ 架台 () 万円 (概算) □ その他 () 万円 (概算) ・ その他設備 (ケーブル、ヒヤ等) () 万円 (概算) ③ 製造工事費 () 万円 (概算) ④ その他諸経費 (一般管理費等) () 万円 (概算) 合計 (①+②+③+④) () 万円 (概算)	
事業廃止後の土地の用途 (注8)	<input type="checkbox"/> 新たな再生可能エネルギー事業の実施 <input type="checkbox"/> 現状回復 (現状における用途: _____) <input type="checkbox"/> 更地化 <input type="checkbox"/> その他 ()	
市場取引等により供給する事業への移行	<input type="checkbox"/> 有 移行後設備ID: _____ <input type="checkbox"/> 無	
書類の種類	書類名	備考
添付書類 (注9)		
① 印刷鑑証明書 (注10)		
② 廃棄物管理票簿 (マニフェスト) の写し (注11)		
③ 設備を売却したことを証する書類 (注12)		

④ 備忘録 (注13)		
⑤ 写真(設 備の取り外 し前・中・ 後)(注1 4)		
⑥ その他 (注15)		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請
書)前変更届出、事後変更届出)をする際には、交付が開始されたことを証する電力会社発行の
書類を提出すること。
- (注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。 業局、D:中部経済産業局、
A:北海道経済産業局、B:東北経済産業局、C:関東経済産業局、E:近畿経済産業局、F:中国経済産業局、G:四国経済産業局、H:九州経済産業局、
I:内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 発電設備の撤去が完了した日を記載すること。
- (注5) 発電設備の最終処分予定日又は設備の引渡し予定日を記載すること。
- (注6) 「太陽電池モジュール(リニュー-、リサイクル、循環処理の処分方法の分類ごと)」「架台」
「基礎」「その他設備」の分類ごとに、軽体、重体、最終処分等までに要した費用の総額
を記載すること。
- (注7) リニュー又はリサイクルを行った場合はその部品・素材等を記載すること。有価売却の場合は、
当該売却によって得た収益を差し引いた金額(マイナスになる場合はマイナス)を記載すること。
- (注8) 発電設備が太陽光発電設備(原機設備)の場合を除き記載すること。
- (注9) 廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注10) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日まで間に
発行された原本に添付すること。
- (注11) 発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニ
フェストの写しであることが必要。
- (注12) 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- (注13) 発電設備が災害等により喪失した場合に添付すること。
- (注14) 発電設備を政府所有の場合に添付すること。
- (注15) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とす
ること。

様式第7の2(第13条の2関係)

再生可能エネルギー発電事業に係る進捗確認申請書
(再生可能エネルギー発電事業進捗確認書)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者(提出者) 住所(〒 -)

氏名

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の2第2項の規定に基づ
き、再生可能エネルギー発電事業の進捗の確認を受けたいので、次のとおり申請(提出)します。

【再生可能エネルギー発電事業計画の内容】

設備ID	
新規認定日	年 月 日
接続契約締結日	年 月 日
設備名称	
設備の所在地	
発電出力(kW)	
系統連系工事中工 申込書の提出日	

【経済産業大臣に確認を依頼する内容及び提出する添付書類】

- (下記のいずれかにチェックの上、必要な記載・添付書類の添付をすること)
- 電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項に基づく工事計画届出が不備なく受理さ
れている
添付書類: 届け出た工事計画届出書の表紙の写し並びに発電所の名称及び住所が確認できる工事計
画届出書の頁の写し(太陽光発電設備である場合にあっては、届け出た工事計画届出書の
表紙の写し並びに発電所の名称、住所及び出力並びに太陽電池の種類及び出力が確認で
きる工事計画届出書の写し)
- 電気事業法第46条の14の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のな
いこと又は勧告までの期間延長の通知が出されている

様式第7の2の2(第13条の3の9関係)

交付金相当額積立金取戻申請書

広域的運営推進機関 殿

年 月 日

申請者 住所(〒 -)
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

設備ID(識別番号)

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の9の規定により、以下のとおり交付金相当額積立金の取戻しを申請します。

記

申請情報		備考
申請主体の性質	<input type="checkbox"/> 認定事業者 <input type="checkbox"/> 認定事業者であつた者(以下「旧認定事業者」という。) <input type="checkbox"/> 法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとつた <input type="checkbox"/> 認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した <input type="checkbox"/> 法第15条の11第1項の規定による返還命令を受けた <input type="checkbox"/> その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた	
取戻事由(注2)		
振込先口座	金融機関名	
	本・支店名	
	口座種類	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	口座番号	
	口座名義	

添付の種類	書類名	備考
①目録証明書(注4)		
②旧認定事業者であることを証する書面(注5)		
③法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとつたことを証する書面(注6)		
④認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面(注7)		
⑤その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であることを証する書面(注8)		
⑥その他(注9)		

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は支店たる事務所の所在地を記載すること。
- (注2) 該当する取戻事由を選択すること。
- (注3) 選択した取戻事由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注4) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注5) 旧認定事業者が申請する場合に添付すること。
- (注6) 取戻事由について、「法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとつた」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
- (注7) 取戻事由について、「認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
- (注8) 取戻事由について、「その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた」を選択した場合には、積立金において行われた取戻しの条件が満たされたことを証する書面その他の当該事由を証する書面を添付すること。
- (注9) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第7の3（第13条の7関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

広域的運営推進機関 殿 年 月 日

申請者 住所（〒 - ）
（注1）

氏名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号（ ） -

設備ID（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の15の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額		備考
申請主体の性質 (注2)	<input type="checkbox"/> 認定事業者 <input type="checkbox"/> 認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人	
取戻事由 (注3)	<input type="checkbox"/> 認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間中の場合） <input type="checkbox"/> 発電事業を廃止する <input type="checkbox"/> 発電事業を縮小する （調達期間終了後の場合） <input type="checkbox"/> 発電事業を廃止する <input type="checkbox"/> 発電事業を縮小する <input type="checkbox"/> 太陽光パネルを一部交換する <input type="checkbox"/> 調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する <input type="checkbox"/> 法第15条の18第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の承認を受けた <input type="checkbox"/> 認定事業者が法第15条の17の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立」という。）	
解体等に係るパネル容量等	解体等に係るパネル容量	kW
	認定に係るパネル容量	kW

取戻可能額及びその算定の基礎 (注4)	取戻可能額	① [円] ② 10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は認定される積立金の総額） × [kW] [円] [円] [円]	備考 ①別紙あり
	算定根拠	× [kW] [円] [円] [円] [円] [円]	
振込先口座	金融機関名		備考 ①別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
書類の届出 (注6) ②旧認定事業者又はその承継人であることと証明する書類 (注7) ③解体等を行うこと（解体等完了した場合は解体等を完了したこと）及び解体等に要する費用を証明する書類 (注8)	書類名		備考

①解体等の完了の届出を受けたことを証明する書面（注9）	
②内部譲渡を行っていることを証明する書面（注10）	
③当該設備が適切かつ著実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証明する書面（注11）	
④その地（注12）	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存在しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。
- (注3) 該当する取戻事由を選択すること。
- (注4) 以下の①～③を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。
- ① 10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額
- ② 取戻し時点での積立額
- ③ 実際に廃棄に要した費用の額
- (注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注6) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注7) 当該認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。
- (注8) 認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。
- 【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】
認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を完了する太陽光発電システムの基が記載されている必要がある。）等
- 【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】
認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を完了する太陽光発電システムの基が記載されている必要がある。）、廃棄廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（取り外し前・中・後）及び取戻書等
- (注9) 再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。
- (注10) 認定事業者等が内部譲渡により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。
- (注11) 廃棄する太陽光パネルについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証明する書面（I-IIIの形式で記録簿の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。
- (注12) 項目欄の不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第7の4（第13条の7関係）

様式第7の4（第13条の7関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等以外の者）

年 月 日

広域的運営推進機関 殿

申請者 住 所（〒 - ）

(注1)

氏 名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

設備ID（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の16の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額		円		備考
取戻申請情報				
取戻事由（注2）	認定事業者等及び推進機関に通知した日	認定事業者等への通知日	年 月 日	
	除去等に係るパネル容量等（注3）	推進機関への通知日	年 月 日	
取戻可能額及びその算定の基礎（注4）	除去等に係るパネル容量		kW	□別紙あり
	認定に係るパネル容量		kW	
	取戻可能額	円		
算定根拠	①	円：10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）		
	②	kW：廃棄する太陽光パネル出力		
	③	kW：認定上の太陽光パネル出力		
②取戻し時点での積立額＝	円			
③除去等に要した費用の額＝	円			

振込先口座	金融機関名		□別紙あり	
	本・支店名			
	口座種類			
	口座番号			
	口座名義			
書類の種類 ①印鑑証明書 (注6) ②産業廃棄物 前書き (マシグエ スト)の写 し(注7) ③写真(除 去等の前・ 中・後) ④除去等が 適法にされ たものである ことを証 する書面 (注8) 添付書類 等からあ らわぬ ⑤添付書類 (注9) ⑥除去等に 係るパネル 容量を証す る書面(注 10) ⑦除去等に 要した費用 を証する書 面(注11) ⑧当該設備 が適切かつ 資材な解体 等を実施す る観点から 適切な構造 であること を証する書 面(注12) ⑨その他 (注13)	書類名		備考	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法律の規定により発生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置(本様式において「除去等」という。)を講じたこと、当該措置が対象となる再生可能エネルギー発電設備の解体等に係るものであると認めることができる法的根拠及び事実を簡潔に記載すること。
- (注3) 認定に係るパネル容量については、申請者において把握できれば記載すること。
- (注4) 以下の①～⑨を算定し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。ただし、申請者におい

- て、①認定に係るパネル容量が把握できない場合には②③を、②積立金が把握できない場合には①③を、③そのいずれも把握できない場合には④のみを、それぞれ算定すること。
- ①10年間で積み立てられた積立金の総額(積立期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する除去等を行う太陽光パネル出力の割合に相当する額
- ②取戻し時点での積立額
- ③除去等に要した費用の額
- (注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注6) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注7) 廃棄処分終了を確認できるものであることが必要。
- (注8) 取戻事由欄に記載した内容に応じ、行政執行の通知書や議会への報告書等を添付すること。
- (注9) 内容証明郵便の写しや、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書類等を添付すること。
- (注10) 除去等に係るパネルの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類等を添付すること。
- (注11) 届出書や行政執行の議会への報告書等を添付すること。
- (注12) 廃棄する太陽光パネルについて含有化学物質(鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン)及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面(JP-ACの型式登録情報の写し等)を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を添付する書類を添付すること。
- (注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第7の5(第13条の8関係)

再生可能エネルギー発電設備解体等完了確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者 住所(〒 - -)
(注1)

氏名

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号 () -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の8第1項の規定により、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備について、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことの確認を受けたいので、次のとおり申請します。

確認対象発電設備

設備ID(識別番号)	
発電設備の名称	

法第11条の規定による届出(以下「廃止届出」という。)とともに提出するか否か(注2)

本申請書を、廃止届出とともに提出します。

担当経済産業局(注3) _____

解体等に関する情報		備考
解体等を完了した日(注4)	年 月 日	
申請理由	<input type="checkbox"/> 法第14条(第1号に係る部分に限る。)の規定により第9条第4項の効力が失われた。 <input type="checkbox"/> 法第15条の規定により第9条第4項の認定が取り消された。	
書類の種類	書 類 名	備 考
①印鑑証明書(注6)		
②産業廃棄物管理簿(マニフェスト)の写し(注7)		
③設備を売却し、引き取ったことを証する書類(注8)		
④電気証明書(注9)		
⑤写真(設備の取り外し前・中・後)		
⑥その他(注10)		

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第13条の8第2項の規定により、廃止届出とともに本申請書を提出する場合にはチェックすること。
- (注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A: 北海道経済産業局、B: 東北経済産業局、C: 関東経済産業局、D: 中部経済産業局、E: 北陸経済産業局、F: 中国経済産業局、G: 四国経済産業局、H: 九州経済産業局、I: 内閣府総務省総合事務局
- (注4) 最終処分若しくは中古市場への売却を行い、又は災害等による逸失が生じた日を記載すること。
- (注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。なお、廃止届出とともに本申請書を提出する場合で、当該廃止に係る届出書に添付した書類と同一の書類を本申請書にも添付すべきときは、当該添付すべき書類を本申請書に添付せず、備考欄にその旨記載すれば足りる。
- (注6) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に捺印すること。
- (注7) 発電設備を廃棄する場合に添付すること。最終処分終了を確認できるものであることが必要。
- (注8) 発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
- (注9) 発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
- (注10) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

様式第7の6（第13条の9関係）

積立金管理業務規程認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所（〒 - ）

（ふりがな）
名 称

（法人番号： ）

（ふりがな）
代表者 氏 名

電話番号（ ） -

積立金管理業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の20第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7の7（第13条の9関係）

積立金管理業務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所（〒 - ）

（ふりがな）
名 称

（法人番号： ）

（ふりがな）
代表者 氏 名

電話番号（ ） -

積立金管理業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の20第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (第17条関係)

再生可能エネルギー電気卸供給約款届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 -)

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項の規定により、別紙のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款を定めたので届け出ます。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第17条関係)

再生可能エネルギー電気卸供給約款変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒)

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	
実 施 期 日	

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第18条関係）

再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所（〒 - ）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第27条関係)

納付金額算定根拠資料届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒)

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

事業者番号

(電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(第4項)を記入すること)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第32条第3項の規定により、次のとおり納付金額算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別 下記種別から選択し、記号を記入すること。
1:小売電気事業者、2:一般送配電事業者、3:登録特定送配電事業者

届 出 内 容	備 考
前年度の賦課金減免総額(円・税込み) (注)	

(注) 小売電気事業者等が前年度に電気の使用者に供給した電気のうち、法第37条第1項の規定による減免認定を受けた事業所に対して供給した電気の総量に、当該減免認定事業所に対して電気の供給をした前年度における納付金単価を乗じた額に法第37条第3項の割合で定める割合を乗じた額とする。

<備考>
用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第12(第27条関係)

納付金単価算定根拠資料届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒)

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

事業者番号

(電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(第4項)を記入すること)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第32条第3項から第5項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別 下記種別から選択し、該当する番号を記入すること。
1:小売電気事業者、2:一般送配電事業者
3:登録特定送配電事業者、4:特定送配電事業者
5:認定事業者

届 出 内 容	備 考
1. 電気の使用者に供給した電気の量(kWh)(注1)	
2. 1 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量(kWh)(注2)	
2. 2 市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の総量(kWh)(注3)	
3. 1 特例太陽光発電設備に係る料金原価減込額(円)(注4)	
3. 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)(以下「改正法」という。)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達	

に関する特別措置法（以下「旧法」という。）の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る料金原価繰込額（3.2を除く。）（注5）		
---	--	--

- (注1) 前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける電気の使用者に供給した電気の総量とする。（小売電気事業者、一般送配電事業者及び送電配電事業者のみ記載）
- (注2) 前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。（一般送配電事業者、特定送配電事業者、みなし電気事業者のみ記載）
- (注3) 前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の総量とする。（供給標準交付金の交付を受ける認定事業者のみ記載）
- (注4) 当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
- (注5) 当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（旧法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（旧法第6条第1項の認定を受けた設備であって、改正法附則第4条第1項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項の規定により改正法による改正後の法律第9条第3項の認定を受けたとみなされるものに限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）

<備考>
用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第十三 削除
様式第14（第29条関係）

様式第14（第29条関係）

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所（〒・ ）

申請者 代表者役職：

氏名：

(法人番号：)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第37条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたため、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項（※以外の項目は公表の対象となる。）

申請書に用いた事業年度 ⁽¹⁾⁽²⁾ （旧年度）		申請書に用いた事業年度 ⁽¹⁾⁽²⁾ （旧年度）	
申請事業に関する情報		申請事業所に関する情報	
事業の名称 ⁽³⁾ ：	当該事業の内容 ⁽³⁾ ：	事業所の名称：	所限の申請事業に係る電気の総消費量 ⁽⁴⁾ ： kWh
課税番号 ⁽⁵⁾ ：		当該事業所の所在地 ⁽⁶⁾ （〒・ ）：	
当該事業の電気の消費量 ⁽⁷⁾ ： (第2表の合計値を記載)	kWh	当該事業の定上高 ⁽⁸⁾ （kW）：	新規電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 ⁽⁹⁾ ：
		当該事業の基礎総 ⁽¹⁰⁾ （kW・千円）：	当該事業の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ⁽¹¹⁾ の総発電量 ⁽¹²⁾ （kWh）：
			当該事業所全体の電気の消費量における申請事業の電気の総消費割合 ⁽¹³⁾ ： %
形質電気の利用に係る取組等の取組に付けた取組の状況			
○取組状況の取組 ⁽¹⁴⁾			
事業年度	年度	年度	年度
取組状況 ⁽¹⁵⁾			
前年度比(%) ⁽¹⁶⁾	① %	② %	③ %
申請前年度に係る取組年度変化率 ⁽¹⁷⁾ （%）：	%		
申請前年度に係る取組年度変化率 ⁽¹⁸⁾ （%）：	%		

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の1月1日以前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号(4桁)を記載すること。
- (注3) 申請事業がどのような活動又はサービスを提供しているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が取り扱う製品又はサービスを提供する市場(当該事業の活動の場)はどのようなものか、また、その事業の内容が該当するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- (注4) 公益計上又は税理士に承認を求め、その承認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類(電気小売業(電気又は熱供給事業)に該当しない事業等)を基礎とし、1に課税しない場合は、切り替えるものとする。
- (注5) 原則として、小売以下第二段未満の増収を切り捨て、小売以下第二段までの増収を記載すること。
- (注6) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等を記載すること。
- (注7) 電気事業者は、小売電気事業者等より贈与として付与されている番号(特等番号、電気番号と称される。)であり、当該事業所に複数の電気供給がある場合は、全て記載が必要。
認定種別は、小売電気事業者等より付与されている識別番号毎に、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要の割合は「最近」、原則として、三相により標準電圧百ボルトで電気の供給を受ける需要の割合は「最近」、三相により標準電圧が七千ボルトを超えるもので電気の供給を受ける需要の割合は「特別高圧」を記載すること。
- (注8) 記載額が不足する場合は、改めて一覧表を添付すること。
- (注9) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の1月1日以前に終了した直近の事業年度から計算して過去6事業年度分の買戻(売上高千円当たりの電気の使用量(8ロット時で表した量)をい)、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量(購入)及び買戻率の割合(単位:%)を記載する。
- (注10) 申請事業が保有する買戻率年度変化率=(②×③×④×⑤)÷①×⑥
申請前々年度に係る買戻率年度変化率=(①×②×③×④)÷①×⑥

担当部署	
連絡先	
所在地	(〒 -)
電話番号	
Eメール	

様式第14 (第29条関係)
 ※共同受電形態をとる事業所用

試験に係る特例の認定申請書

受付番号 (経済産業省記録簿)	
前年度の受付番号	

経済産業大臣 殿

住所 (〒 -)

名称:

申請者 代表者役職:

氏名:

(法人番号:)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

住所 (〒 -)

名称:

小売電気事業者等との直接契約者 代表者役職:

氏名:

(法人番号:)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」といふ。)第37条第1項の規定により、試験金に係る特例の認定を受けたため、次のとおり申請します。

共同第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

申請事業に関する情報		申請事業所に係る情報	
事業の名称	当該事業の内容	事業所の名称	申請申請事業に係る電気の供給能力
業分類番号			kWh
当該事業の電気の使用量	(第2表の合計値を転載)	当該事業所の所在地	(〒 -)
kWh		共同受電に関する情報	
当該事業の売上高	千円	非電気の供給を受ける小売電気事業者等の数	
		申請申請小売電気事業者等より付与されている識別番号及び認定種別	
当該事業の買戻率	kWh千円	発回年度における当該事業所の電気の買戻率	%
		(第4表の3を転載)	
		申請申請前年度の電気の買戻率に比し3年前事業年度の電気の買戻率(%)	%
		(第3表の申請事業の構成割合を転載)	%
非電気の供給に係る買戻率の改善に向けた取組の状況			
買戻率の推移			
事業年度	年度	年度	年度
買戻率			
対前年度比(%)	① %	② %	③ %
申請前々年度に係る買戻率年度変化率	%		
申請前々年度に係る買戻率年度変化率	%		

- (注1) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の1月1日以前に終了した直前の事業年度のものに記載すること。
- (注2) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び細分類番号(4桁)を記載すること。
- (注3) 申請事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのような製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを提供する用途又は顧客の種類などのようなもの、また、その顧客業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- (注4) 分団会計又は税理士に確認を求め、その確認の書面を提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類(電気計測帳簿又は税理士が提出した計算書類)を基礎とし、3に満たない場合は、切り捨てるものとする。
- (注5) 原則として、小電圧以下第二種電線の細線を切り捨て、小電圧以下第一種までの積を記載すること。
- (注6) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度に電気の供給を受ける小売電気事業者等に記載すること。
- (注7) 施設番号とは、小売電気事業者等より贈与に付与されている番号(3桁3桁番号、電気番号等と併記される。)であり、当該事業者が電気の供給を受ける場合は、全て記載すること。
- (注8) 記載簿が不足する場合は、別紙で一覧表を添付すること。
- (注9) 法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の1月1日以前に終了した直前の事業年度から起算して過去6事業年度の総量(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量)をい)、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量(単位:%)及び当該年度の対前年度比の変化率(単位:%)を記載する。
- (注10) 申請事業に属する事業年度変化率=(②×③×④)÷①
- (注11) 申請前々年度に属する事業年度変化率=(①×②×③)÷④

担当署名	
所属部署	
所在地	(〒 -)
電話番号	
Eメール	

第2表 申請事業の電気の使用量 (注10)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注11) 申請事業に属する場合は、当該事業所 についての書を作成	申請事業の 電気の使用量
1		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電用電をとる <input type="checkbox"/> テナント受電用電をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電用電をとらない	[1] (第3表の[1])を参照 _____ kWh
2		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電用電をとる <input type="checkbox"/> テナント受電用電をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電用電をとらない	[2] (第3表の[1])を参照 _____ kWh
3		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電用電をとる <input type="checkbox"/> テナント受電用電をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電用電をとらない	[3] (第3表の[2])を参照 _____ kWh
合 計				[4] _____ kWh

(注10) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の増設を行うこと。
 (注11) 共同受電は事業所を別にする複数の事業者が1つの細分類名を定めて小売電気事業者等と1つの細分類名を供給する受電方式。テナント受電は事業者を別にする複数の事業者が、1つの細分類名を定めて小売電気事業者等と1つの細分類名を供給する受電方式。

第3表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注1)-(注3)

1. 事業所1 () (注1)に関する情報 (注1)-(注3)

事業区分	経済的指標に関する情報 (注1)-(注3)		電気の使用量
	指標 (注1)	構成割合 (注1)	
申請事業	[5] (単位: (注2))	[5]÷([5]+[7])×100 %	[1]÷([5]+[6]) kWh
申請事業以外の事業	[6] (単位: (注2))	[7]÷([5]+[7])×100 %	[2]÷([5]+[6]) kWh
事業所全体の値	[7]÷([5]+[6]) (単位: (注2))		[4] (申請者が使用した総量) (注2) kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注2) kWh

2. 事業所2 () (注1)に関する情報 (注1)-(注3)

事業区分	経済的指標に関する情報 (注1)-(注3)		電気の使用量
	指標 (注1)	構成割合 (注1)	
申請事業	[3] (単位: (注2))	[3]÷([3]+[4])×100 %	[1]÷([3]+[4]) kWh
申請事業以外の事業	[4] (単位: (注2))	[4]÷([3]+[4])×100 %	[2]÷([3]+[4]) kWh
事業所全体の値	[4]÷([3]+[4]) (単位: (注2))		[4] (申請者が使用した総量) (注2) kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注2) kWh

3. 事業所3 () (注1)に関する情報 (注1)-(注3)

事業区分	経済的指標に関する情報 (注1)-(注3)		電気の使用量
	指標 (注1)	構成割合 (注1)	
申請事業	[1] (単位: (注2))	[1]÷([1]+[2])×100 %	[1]÷([1]+[2]) kWh
申請事業以外の事業	[2] (単位: (注2))	[2]÷([1]+[2])×100 %	[2]÷([1]+[2]) kWh
事業所全体の値	[2]÷([1]+[2]) (単位: (注2))		[4] (申請者が使用した総量) (注2) kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注2) kWh

- (注1) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに係る。このため、小売電気事業者等からの供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。
- (注2) 申請事業を営む事業所が4つ以上なる場合は、表の追加を行うこと。
- (注3) []内には事業所名を記載する(特記)。
- (注4) 経済的指標とは、申請事業所において電気の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業1つしか存在しない場合、経済的指標は全量であるものの、申請事業及び事業所全体の電量については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が指定したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。
- (注5) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に附した決算書等)を基礎として、その複製となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、当該資料より複製したものを添付すること。また、申請時には、当該複製資料が有効な会計士又は税理士の複製の書影を別途添付すること。
- (注6) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が指定したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とことを選択すること。
- (注7) 小売電気事業者等と共同受電体を使用した場合、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が100%とならない場合があるが、その際は総電量使用量の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されれば可。電気の使用量を説明する書類を別途提出すること。

第4表 共同受電形態をとる事業所(共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載) (注1)-(注3)

申請に用いた小売電気事業者等との契約約者の事業年度 (注1) ()年()月()日 ~ ()年()月()日	
1. 第2表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。	
2. 本事業所が属する共同受電体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量はいくらか。(注2) また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
3. 本事業所で使用した小売電気事業者等からの供給を受ける電気の使用量はいくらか。(注2) また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
4. 本事業所が属する共同受電体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に対して本事業所における小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。(注2)	%
5. 小売電気事業者等との契約者について、以下の情報を記載すること。	
契約者名	所在地 (〒)

- (注1) 共同受電形態をとる事業所が2つ以上なる場合は、表の追加を行うこと。
- (注2) 小売電気事業者等との契約約者の法第37条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の1月1日以前に終了した年度の事業年度のものを記載すること。
- (注3) 小売電気事業者等との契約約者を切り替えて、小売電気以下第二位までの額を記載すること。

<備考>

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かみ書きでインキ、タイプによる等字等にり明確に記入すること。
- 3 本様式は、第1表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。
- 4 印刷した本様式は、必ず平入庫が必ず、前後の圧上をクリアするすること。
- 5 第3表の経済的価値とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品又は提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義にない、売上高より輸送料、運賃、保険料及びその他諸費を除いたものとする。

費用とは、

- ① 原材料使用額等（※）
- ② 売上原価
- ③ 売上原価、販売費及び一般管理費

のいずれかであり、事業ごとに発生したものとす。かかる発生分は、申請者が管理会計上同一となるようにすること。

(※) 工業統計調査における定価、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び販売した商品の仕入額であり、消費税を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使用することができるのは、この額が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が顕著しており、共通規格（寸法、質量等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産数量統計の定義にない、以下のとおり。

・生産量とは、事業所が実際に生産（委託生産を含む）した製品の数量。ただし、在庫中の半製品は除く。

・出荷量とは、事業所及び関係事業所間の取引を経て輸送受けている在庫又は保管庫からの、実際に出荷した数量。

・販売量とは、担当事業のうち、次の事由に該当するもの。

- ① 販売先者は消費者である且つ業に高価格化したもの
- ② 販売することを目的として委託、営業所又は半額納付などに出荷したもの
- ③ 委託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
- ④ 同一製品を生産している同一企業内の他工場へ出荷したもの（仮の販売品）

(以上)

様式第14の2（第34条の3関係）

徴収等業務規程認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒 -)

(ふりがな)
名 称

(法人番号:)
(ふりがな)
代表者 氏 名

電話番号 () -

徴収等業務規程について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14の3(第34条の3関係)

徴収等業務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所 (〒 -)

(ふりがな)
名 称

(法人番号:
ふりがな)

代表者 氏 名

電話番号 () -

徴収等業務規程の変更について認可を受けたいので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15(第35条関係)

表

年 月 日 発行第 号 (年 月 日まで有効)

職 名	氏 名	生 年 月 日

刻
印
(写真)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
第52条第1項の規定による立入検査証

(発 行 権 者)

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

3 (略)

4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第16 (第35条関係)

表

__年__月__日発行第__号 (__年__月__日まで有効)

職 名	氏 名	生 年 月 日

刻
印

(写真)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
第52条第2項の規定による立入検査証

(発 行 権 者)

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条 (略)

2 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第19

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電を除く)

年 月 日

経済産業大臣 殿

提出者 住 所 (〒 -)
(注1)

氏 名

(法人番号:) (注2)

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名)
電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画	事 業 計 画 内 容	備 考
設備ID		
発電設備の設置場所(注3)		□別紙あり
太陽電池の合計出力(kW) (注4)		
風車の型式番号(注5)		
事業区域の面積(m ²)		
接続申込み日	年 月 日	
接続契約締結日	年 月 日	
接続契約締結先		
電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	□有(エリア名:) □無	
工事費負担金	円(概抜き)	
連系工事期間		

特定（買取）契約締結先	<input type="checkbox"/> 未定	
買取価格（注6）	円/kWh（概抜き） <input type="checkbox"/> 未定	
運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み	
解体等にかかる費用（注7）	<input type="checkbox"/> 内部積立て（注第1.5条の4及び第1.5条の1）までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。 <input type="checkbox"/> 内部積立て（注第1.5条の1）に基づき、解体等にかかる費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）	
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注9） 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条約を含む。）の規定を遵守すること。 当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、誤差率は速やかに報告すること。 運転開始期限が設定されている場合で、当該期限内に運転を開始できない場合は、変更された満速期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 発電設備又は発電設備を囲う護柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備の場合を除く】 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から固く定められた出力制限の指示に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条約を含む。）を遵守し厳密に行うこと。 発電開始前からの継続的に悪臭等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注9） 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条約を含む。）の規定を遵守すること。 当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、誤差率は速やかに報告すること。 運転開始期限が設定されている場合で、当該期限内に運転を開始できない場合は、変更された満速期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 発電設備又は発電設備を囲う護柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備の場合を除く】 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずること。 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から固く定められた出力制限の指示に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条約を含む。）を遵守し厳密に行うこと。 発電開始前からの継続的に悪臭等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

添付書類	書類名
接続の同意を証する書類（注10）	

- (注1) 法人にあつては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 法人番号がある場合に記載すること。その際、国庫印から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別添あり」のボックスにチェックを行って、別紙として全ての地番を記載した「表紙」を添付すること。
- (注4) 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
- (注5) 出力20kW未満の電力発電設備である場合のみ記載すること。
- (注6) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注7) 外部積立ての内部積立てから選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。
- (注8) 左記事項を遵守することと同様する場合に、左記欄に印をつけること。
- (注9) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

(注10) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号、以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日本でのこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

<備考>
用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20 (令3経産令37・全改)
再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

年 月 日

経済産業大臣 殿
提出者 住 所 (〒)
(注1)

氏 名 (注2)
(法人番号:)
(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名)
電話番号 ()

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容	備考
設備ID	
発電設備の所在地(注3)	<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽電池の合計出力(kW)	
接続契約締結日	年 月 日
接続契約締結先	
特定(買取)契約締結先	<input type="checkbox"/> 未定
買取価格(注4)	円/kWh(税抜き) <input type="checkbox"/> 未定
運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注6)	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>
当該電力量を計測する電力計は、計算法上の使用の制限を満たす電力計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	<input type="checkbox"/>

遵守事項(注5)	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>

添付書類

添付書類(注7)	書類名
接続の同意を証する書類	

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 法人番号がある場合に記載すること。その際、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。
- (注3) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注4) 特定(買取)契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注5) 左記事項を遵守することに同意する場合には、左記□内に印をつけること。
- (注6) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注7) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用い

て再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略
できる。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
